

I. 監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定による包括外部監査

2. 選定した事件（テーマ）

未収金の財務事務について

ただし、監査対象とした未収金と関連性が深い特別会計・関連団体等を含む。

3. 事件（テーマ）を選定した理由

熊本県は、国の「三位一体の改革」による地方税財政制度の構造変革に対応するとともに、真に必要な県民サービスの維持・充実を図りつつ、将来にわたって県の行政課題に的確に対応していくため、財政構造の見直しを行っている。そのなかで、未収金については、歳入確保のほか公金管理の適正化、県民間の公平性の観点から「重要な通常業務」として認識し、早期回収を目指し「未収金対策強化に向けた取組み」等を定め、各部署の主体的かつ積極的な取組みを実施している。

今後、さらに厳しい財政状況が予測されるなか、県の未収金の財務事務が適切に実施されているかどうかを、特に未収金の回収状況に関して合规性・経済性・効率性・有効性等の視点から調査報告することは県民の利益に有用であると判断し、本テーマを選定した。

4. 監査対象とした未収金

監査対象とした未収金の選定に当たって、主に平成 20 年度末で未収金の金額が 1,000 万円以上を監査対象とした。なお、県税・税外（加算金等）については、主として熊本県税事務所を監査対象とした。また、未収金の金額が 1,000 万円未満でも必要に応じて監査対象に追加したものもある。

(監査対象未収金)

No.	部名	課名	未収金の内容	頁数
1	総務部	税務課	県税・税外（加算金等）	26
2	健康福祉部	社会福祉課	生活保護費返還金・徴収金	46
3		障がい者支援総室 福祉総合相談所	児童保護費負担金 （こども総合療育センター負担金含む）	49
4		少子化対策課 福祉総合相談所	児童保護費負担金	52
5		少子化対策課	児童扶養手当返納金	56
6		〃	母子寡婦福祉資金貸付金（年度後返納 含む。）	59
7		医療政策総室	看護師等修学資金貸付金	64
8		商工観光労働部	経営金融課	中小企業高度化資金貸付金
9	〃		設備近代化資金貸付金	78
10	労働雇用総室		中小企業従業員住宅使用料	85
11	農林水産部	団体支援総室	農業改良資金貸付金	90
12		〃	林業・木材産業改善資金貸付金	94
13		〃	沿岸漁業改善資金貸付金	97
14		農村計画・技術管理課	国営土地改良事業負担金	100
15		漁港漁場整備課	丸島漁港公害防止事業費事業者負担 金	103
16		〃	牛深漁港漁港浄化施設使用料	106
17	土木部	道路保全課	道路占用料	110
18		〃	雑入－工事前払金余剰額利息	112
19		〃	雑入－事故原因者負担金	113
20		河川課	雑入－海砂利採取料不当利得返還金	115
21		〃	雑入－工事前払金利息	116
22		〃	河川・海岸占用料	118
23		港湾課	土地貸付料	120
24		〃	雑入－熊本港・三角港管理事務所・宇 城地域振興局	121
25		〃	港湾区域占用料	123
26		〃	重要港湾・地方港湾使用料	125
27		〃	雑入－三角港代執行費用	128
28		住宅課	県営住宅家賃	130
29		〃	県営住宅用地使用料	135
30		〃	土地貸付料	137
31	警察本部	交通規制課	損害賠償金	138
32		交通指導課	放置違反金	139
33	教育庁	高校教育課	定時制・通信制修学奨励資金貸与	141
34		〃	育英資金貸与	149
35		義務教育課	スクールカウンセラー報酬等返還金	159
36		人権同和教育課	地域改善対策高等学校等奨学資金貸与	163

5. 監査の着眼点

- (1) 財務事務の合規性
 - ①制度の目的が適切か関係法規等による確認。
 - ②未収金の発生原因の確認。
 - ③償還期限延長、支払猶予、償還免除、違約金支払免除等の手続は適切か。
- (2) 会計処理の正確性
 - ①未収金の債権管理台帳の整備は適切か。
 - ②証憑類の管理保管は適切か。
- (3) 管理運営の有効性・効率性
 - ①未収金の回収マニュアルは整備されているか。
 - ②未収金の回収が遅延した時の情報は適時に把握されているか。
 - ③遅延した場合は迅速に回収手続がなされているか。
 - ④回収可能性についての検討は適切か。

上記に関し、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から監査を実施する。

6. 主な監査手続

- (1) 質問、入手資料などによる概況の把握
- (2) 未収金管理に関する関係法規等、債権管理台帳、証憑関係等の資料の閲覧。
- (3) 未収金の管理責任者に対する質問及び状況聴取。
- (4) 未収金の一覧表等を作成し、内容・状況等の分析。
- (5) 関係所管課等への現場視察。
- (6) その他監査の実施過程で必要と思われる監査手続。

7. 監査の対象年度

平成 20 年度

ただし、必要に応じて対象年度を含む 5 年間

8. 監査の実施期間

平成 21 年 8 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで

9. 包括外部監査人および補助者の指名、資格

職 務	氏 名	資 格
包括外部監査人	荒木 幸介	公認会計士
以下補助者	千歳 睦男	公認会計士
	山元 修一	公認会計士
	河喜多 保典	公認会計士
	吉川 栄一	公認会計士
	星野 誠之	公認会計士
	入江 佳隆	公認会計士
	橋本 知佳	事務職員
	黒澤 小百合	事務職員

10. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

(注) 本報告書の数字は、端数処理の関係で合計額が一致しない場合がある。

Ⅱ 監査の結果と意見（総論）

1. 「熊本県財政再建戦略」の策定

平成17年2月策定の「熊本県行財政改革基本方針」において、「今後、極めて厳しい財政状況のなか、財政体質の健全性に留意しつつ、限られた歳入に見合った歳出予算の更なる重点化や効率化等の質的改革を進め、財源不足に対処しながら、県民サービスの維持・充実を図る。」とし、この方針のもと様々な行財政改革に向けた取組みを実施してきた。

しかしながら、国の三位一体の改革による地方交付税の大幅な削減等により、県の財政を取り巻く環境はさらに厳しさを増し、県の財政は危機的な状況に陥っている。その中で、平成21年2月に従来の取組みを踏まえ、さらなる対策強化に向けた取組みを取りまとめた「熊本県財政再建戦略」が策定された。

熊本県は「熊本県財政再建戦略」の前文で、次のように述べている。

本県の財政は、危機的な状況にあります。

本県では、国の三位一体の改革による地方交付税の大幅な削減等により、財政調整基金も枯渇寸前になっており、これまでどおりの財政運営を続ければ、赤字団体として国に管理される財政再生団体に陥りかねない危機的な状況にあります。

この財政危機を克服しなければ熊本の将来はないという固い信念の下、全庁を挙げて歳入・歳出両面にわたる抜本的な見直しに取り組んでおります。

（中略）

今般、このような取組みを踏まえ、財政再建に向けた具体的方策を取りまとめ「財政再建戦略」を策定いたしました。今後、「財政再建戦略」に掲げた方策を着実に進め、一日も早く財政再建を成し遂げていく覚悟です。

この「熊本県財政再建戦略」で歳入確保の対策として9つの対策を掲げている。その中の一つに「県の未収金」に対する取組みが掲げられている。その内容は、次のとおりである。

【基本的な考え方】

未収金の早期回収を目指した、実効性・効率性のある新たな対策を検討する。

【取組み内容】

- ①未収金の回収を図るため、実効性のあるマニュアルなどの整備及び体制の強化
 - ・効率的・効果的な未収金回収を行うため、全庁統一的なマニュアルの整備及び一斉催告等の実施
 - ・未収金の早期回収を図るため、回収体制のあり方について検討
- ②県税滞納の発生防止に向け、各種手続きに際して納税証明書の添付機会の拡大
- ③県営住宅未収金の縮減に向け、法的手続きを含めた取組みを徹底

<未収金の定義>

地方公共団体の金銭の給付を目的とする権利を債権という（地方自治法第 240 条第 1 項）。この場合、公法上の収入金（地方税、分担金、使用料、手数料）に係る債権（以下「公債権」という。）、私法上の収入金（物件の売払代金、貸付料等）に係る債権（以下「私債権」という。）を問わず、およそ地方公共団体以外の者に対して金銭の給付を請求しうる全ての権利を包含するものとされている。

この金銭債権のうち、履行期限を過ぎても履行がない債権を未収金という。

（注）調定済み（納付期限到来済み）で、かつ未納付となっているものを未収金として認識しているが、実際には未調定のものについても債権として認識するものもあるため、未収金の残高にはこれを含めた数値を記載している場合もある。

2. 未収金対策強化に向けた取組み

熊本県では、未収金所管課における各々の取組みに加え、「未収金対策連絡会議」（事務局：財政課）を設置し、全庁的に未収金対策強化を図っている。

主な内容は、次のとおりである。

- ・ 未収金対策に係る基本事項等を盛り込んだ「未収金対策強化に向けた取組み」の作成及び周知徹底
- ・ 未収金対策に向けた取組みの進行管理
- ・ 事例紹介等によるノウハウの共有化
- ・ 年末一斉催告強化期間の設定 等

※ 以下、主として「未収金対策強化に向けた取組み」（平成21年3月作成）より

（1）未収金対策の問題点と対応

実効性のある未収金対策の観点から、現在の未収金対策の問題点を二つに大きく分け、それぞれに今後の対応策を記載している。

問題点	対応案及び柱となる具体策
<p>1 通常業務（基本業務）が十分に機能していない</p> <p>①「防止」、「回収」といった、項目別の未収金対策及び全庁的な年間の作業スケジュールが定まっていない。</p> <p>②未収金の法的性格（公債権、私債権）に応じた対策が取られていない。</p> <p>③個々の事例の問題点の共有化が不十分であり、解決に向けた多角的な検討がなされていない。</p> <p>④全庁的な未収金対策主管課である財政課や、推進組織である未収金対策連絡会議が十分機能していない。</p>	<p>1 通常業務（基本業務）の定着・充実を図る</p> <p>①全庁的な年間スケジュール及び項目別の未収金対策項目を策定し、財政課及び各課が通常業務の一環として行うことを定着させる。</p> <p>②公債権、私債権に分類し、税の滞納処分と同様の手続きによるものは、税務課との連携強化を図る。それ以外は最終的に司法上の手続きを視野に入れて対応する。</p> <p>③未収金整理カードの様式を作成し、事案の概要、問題点、交渉記録等を記載することにより、情報の共有化を図る。</p> <p>④財政課の未収金対策業務を強化する。原課が動きやすい条件整備の検討などを行う。また、部局ごとで事例検討会を定期的を開催し、必要に応じて財政課、税務課も参加する。</p>
<p>2 個々の事例において、法的措置などの踏み込んだ対策が不十分</p>	<p>2 法的措置など踏み込んだ対策が取れる条件整備を行う</p> <p>○問題案件に係る専門家への相談体制の検討等。</p>

(2) 法的性質による未収金の分類

① 法的性質による分類

県の未収金は、法的性質により次の3つ（ア～ウ）に分類される。

< 県税と同様に、裁判所等の力を借りずに、差押えなどの自力執行が可能な債権 >

ア. 強制徴収公債権（地方税の滞納処分の例により強制徴収できるもの）

【主な例】

- ・ 県税
- ・ 児童保護費負担金
- ・ 国営土地改良事業負担金
- ・ 港湾使用料 ほか

【特徴】

- ・ 法的にも強制執行権が認められており、滞納処分も辞さぬ、毅然とした姿勢が必要。
- ・ 税務課との連携を強化し、ノウハウの共有化を進める。

< 自立執行権がなく、差押え等には裁判所への申立て等の手続きが必要な債権 >

イ. 非強制徴収公債権

【主な例】

- ・ 生活保護費返還金・徴収金
- ・ 児童扶養手当返還金（不正受給分を除く） ほか

ウ. 私債権

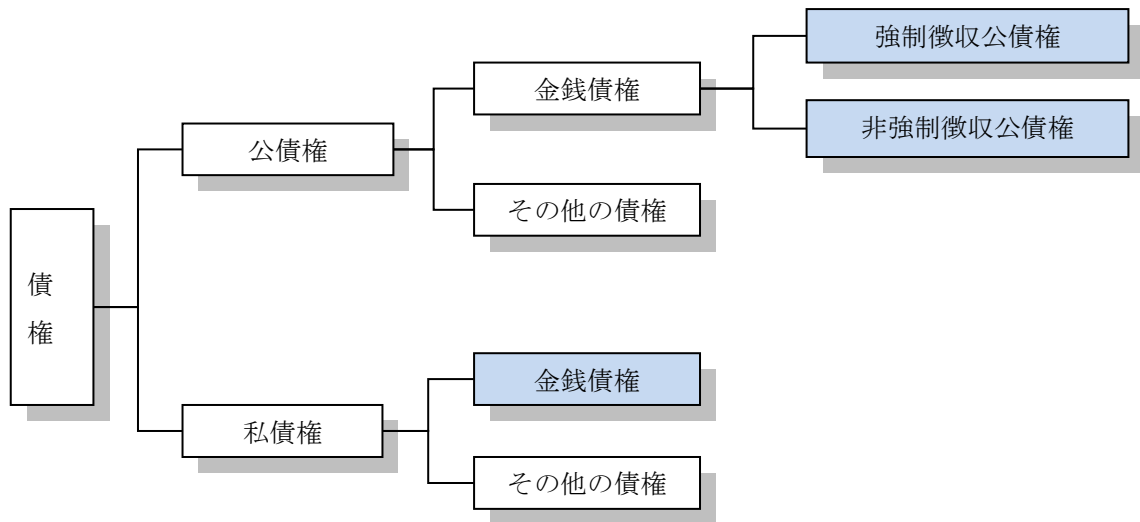
【主な例】

- ・ 県営住宅使用料
- ・ 母子寡婦福祉資金貸付
- ・ 中小企業高度化資金貸付 ほか

【特徴】

- ・ 自力執行権がないことから、こまめに根気強く接触することが必要。
- ・ 支払督促による裁判所への申立ても可能と判断されるものについては、活用を検討。

(注) イ・ウの分類については、学説上見解が分かれているものもある。



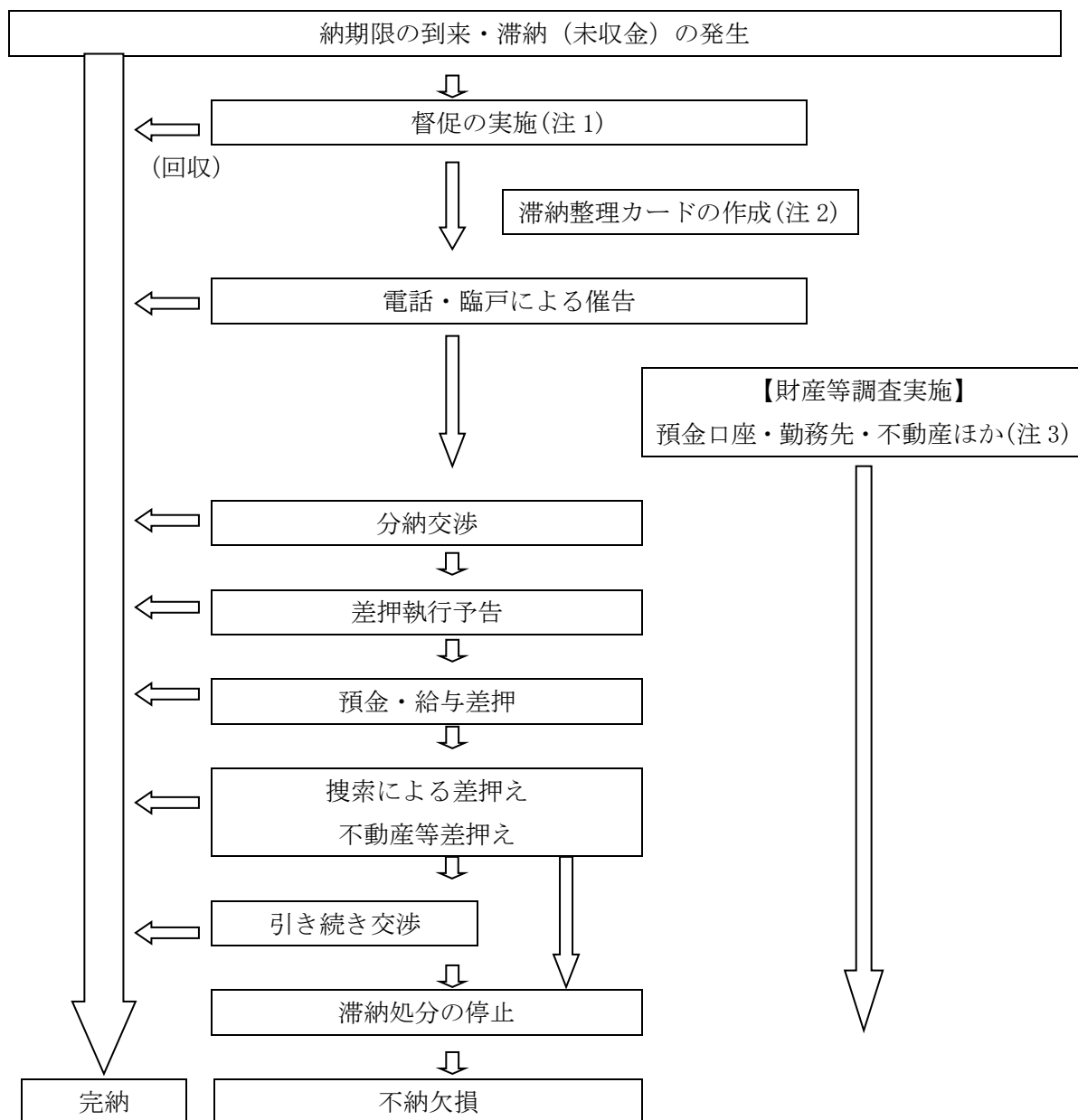
②分類ごとの対処方法

公法上の原因に基づく債権か、私法上の原因に基づく債権か		
↓ 公法上の原因		↓ 私法上の原因
地方自治法又は他の法律に「地方税の滞納処分の例により処分することができる」規定がある		
↓ ある		↓ ない
	ア 強制徴収公債権	イ 非強制徴収公債権
ウ 私債権		
督促事務	地方自治法第 231 条の 3 第 1 項 (督促、滞納処分)	
その他の事務	地方税の例により滞納処分を行うことができる。 銀行に対する預金照会、取引先に対する債権の有無の照会、自宅や事務所に対する捜索なども可能	最終的には民事訴訟による回収 支払督促による債権回収が非常に有効であり、県の未収金回収においても活用を検討

(3) 強制徴収公債権に対する対応について

強制徴収公債権は、法律等により、地方税の滞納処分の例により処分することができる。
滞納処分の流れは以下に示すとおりである。

<基本的な対応フロー図>



(注1)強制徴収公債権では、督促は滞納処分的前提条件とされ、「熊本県会計規則」及びその運用通達により、納期限の翌月の中旬までに督促状を発送することになっている。

(注2)将来的に差押え等の滞納処分に踏み切れることも視野に入れ、できるだけ詳細に滞納者とのやり取り等を記録する必要がある。また、人事異動等により担当者が代わっても、継続して交渉ができるようにしておくことが求められる。

(注3)財産等調査については、

- ①市町村役場への照会（住民票、勤務先、連絡先、市町村税納付状況など）
- ②法務局への照会（土地建物や法人の登記簿）
- ③金融機関への照会

【参考】

「地方税の滞納処分」の例とは、地方税法の各税目に関する規定の中で、「地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による」とそれぞれ定められており（例えば、地方税法第68条第6項）、国税徴収法、同法施行令及び同施行規則中の規定を包括的に適用して処理することとされている。

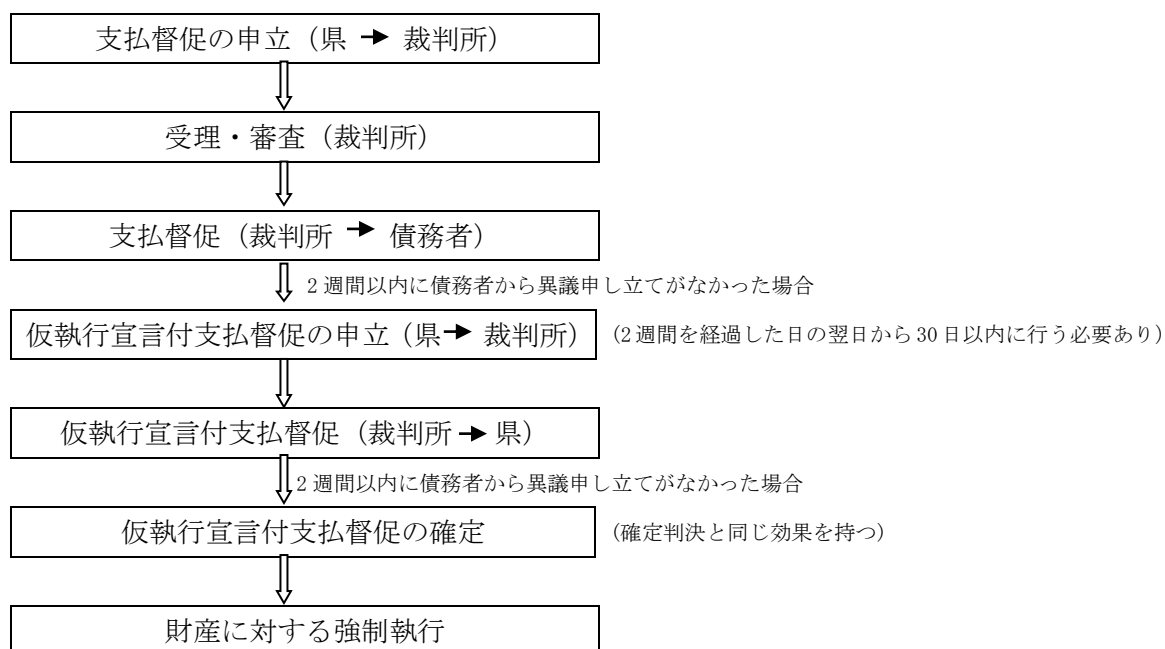
(4) 私債権等に対する対応について

差押え等の自力執行権がない私債権（貸付金等）及び公債権の一部（生活保護費返還金等）については、支払督促による申立てが債権回収に非常に有効であり、県の未収金回収においても活用が考えられる。

(メリット)

- ・裁判所へ出頭する必要がなく、手続きが簡易で迅速な上、安価
- ・裁判所名で支払督促がなされるため、債務者に対して与える心理的効果が大きい
- ・督促により、差押え等の強制執行手続の前提条件となる、債務名義が取得できる

<支払督促の申立てから強制執行までのフロー図>



【参考】

支払督促とは債権者の一方的な申立てに基づき、その主張の真否について、実質的な審理をせずに、書類の審査だけで簡易裁判所の書記官が支払督促を発する手続きであり、債務名義（債務者に裁判所の強制執行によって実現されるべき債権の存在及び範囲を公的に証明した文書）を簡易に入手する手続き。

3. 未収金の状況

平成19年度、平成20年度の未収金の状況は、次のとおりである。

(単位：千円)

部名	課名	未収金の種類	H19年度決算額	H20年度決算額	増減
総務部	私学文書課	県立大学授業料	244	154	△ 90
	税務課	県税	4,727,386	5,228,434	501,048
	〃	税外(加算金等)	30,524	42,192	11,668
	〃	雑入(県税事務所売店使用料)	388	373	△ 15
	男女参画・協働推進課	パレア会議室使用料	158	158	0
健康福祉部	健康福祉政策課	契約違約金	241	241	0
	社会福祉課	生活保護費返還金・徴収金	14,216	15,920	1,704
	障がい者支援総室 福祉総合相談所	児童保護費負担金 こども総合療育センター負担金	21,183	17,261	△ 3,922
	少子化対策課 福祉総合相談所	児童保護費負担金	32,238	39,109	6,871
	少子化対策課	児童扶養手当返納金	18,454	19,978	1,524
	〃	臨時職員賃金年度後返納	12	0	△ 12
	〃	母子寡婦福祉資金貸付金	34,801	34,900	99
	〃	母子寡婦福祉資金貸付金 (年度後返納)	52	760	708
	障がい者支援総室	知的障害者保護費負担金	38	0	△ 38
	〃	心身障害者扶養共済制度掛金	173	333	160
	〃	こども総合療育センター使用料	53	236	183
	〃	心身障害者扶養共済制度過 払金返還	74	229	155
	〃	特別障害者手当年度後返納	76	82	6
	〃	こども総合療育センター雑入	0	20	20
	医療政策総室	看護師等修学資金貸付金	2,317	2,094	△ 223
	健康づくり推進課	未熟児養育医療費負担金	495	647	152
	〃	健康センター使用料	0	234	234
	〃	健康センター庁舎維持負担金	0	602	602
	薬務衛生課	契約違約金	53	53	0
	商工観光 労働部	経営金融課	中小企業高度化資金・設備 近代化資金	※ 2,107,689	※ 2,095,923
労働雇用総室		中小企業従業員住宅使用料	14,900	14,778	△ 122
農林水産部	農林水産政策課	農業公園使用料	0	1,054	1,054
	団体支援総室	農業改良資金	46,837	48,375	1,538
	〃	林業改善資金	15,091	29,989	14,898
	〃	沿岸漁業改善資金	10,617	12,953	2,336
	農村計画・技術管理課	国営土地改良事業負担金	97,463	99,298	1,835
	森林保全課	雑入(芦北地域振興局分)	88	88	0
	漁港漁場整備課	丸島漁港公害防止事業費事 業者負担金	83,557	83,053	△ 504
	〃	牛深漁港漁港浄化施設使用料	3,963	4,449	486
〃	雑入(天草地域振興局分)	9	9	0	
土木部	監理課	工事契約違約金延滞利息等	692	740	48

(単位：千円)

部名	課名	未収金の種類	H19年度決算額	H20年度決算額	増減
土木部	〃	雑入（前払金余剰額利息）	908	908	0
	道路整備課	雑入（前払金余剰額利息）	0	103	103
	道路保全課	占用料等	2,024	2,191	167
	〃	雑入（前払金余剰額利息）	0	487	487
	〃	雑入（事故原因者負担金）	11,045	10,608	△ 437
	河川課	雑入（海砂無許可採取不法利得返還）	21,950	10,950	△ 11,000
	〃	雑入（工事前払金利息）	15,591	14,629	△ 962
	〃	河川・海岸占用料	395	249	△ 146
	港湾課	土地貸付料	183	272	89
	〃	雑入（宇城地域振興局分）	274	274	0
	〃	港湾区域占用料	2,243	2,300	57
	〃	重要港湾使用料	13,798	12,321	△ 1,477
	〃	地方港湾使用料	1,071	37	△ 1,034
	〃	雑入（三角港代執行費用）	0	19,205	19,205
	〃	雑入（熊本港・三角港管理事務所分）	3,123	3,133	10
	住宅課	県営住宅家賃	247,225	239,100	△ 8,125
	〃	県営住宅用地使用料	0	2,698	2,698
	〃	土地貸付料	193	193	0
	砂防課	雑入（工事前払金利息）	0	8	8
	警察本部	会計課	家屋貸付料	0	6
交通規制課		損害賠償金	13,237	13,237	0
交通指導課		放置違反金	6,030	7,129	1,099
〃		放置違反金延滞金	18	46	28
北警察署		雑入（交通事故関係）	63	63	0
南警察署		雑入（交通事故関係）	497	467	△ 30
多良木警察署		雑入（交通事故関係）	223	203	△ 20
教育庁	高校教育課	定時制・通信制修学奨励資金貸与	824	880	56
	〃	育英資金貸与	45,698	64,294	18,596
	義務教育課	スクールカウンセラー報酬等返還金	1,908	3,158	1,250
	学校人事課	県立学校授業料	87	0	△ 87
	人権同和教育課	地域改善対策高等学校等奨学資金貸与	75,783	84,374	8,591
合 計			7,729,051	8,288,245	559,194

※元金および違約金等の合計となっている。

4. 未収金の説明

主な未収金の内容は、次のとおりである。

部名	課名	未収金の種類	内容
総務部	税務課	県税・税外（加算金等）	個人県民税等の各種の県税
健康福祉部	社会福祉課	生活保護費返還金・徴収金	年金受給権の発生等資力の発生等による生活保護費の返還金・徴収金
	障がい者支援総室 福祉総合相談所	児童保護費負担金（こども総合療育センター負担金含む）	児童福祉法第27条により措置または委託された児童に係る費用の徴収金
	少子化対策課 福祉総合相談所	児童保護費負担金	児童福祉法第27条により措置または委託された児童に係る費用の徴収金
	少子化対策課	児童扶養手当返納金	児童扶養手当の受給資格喪失等による返還金
	〃	母子寡婦福祉資金貸付金	母子寡婦福祉資金の貸付に係る償還金
	医療政策総室	看護師等修学資金貸付金	看護師等への修学資金貸付にかかる償還金
商工観光 労働部	経営金融課	中小企業高度化資金貸付金・設備近代化資金貸付金	中小企業が協同組合等を通じて工業団地等を建設する事業を支援するため、国（中小企業基盤整備機構）と県が協力して貸し付ける資金の償還金等
	労働雇用総室	中小企業従業員住宅使用料	中小企業で働く職員の住宅難の緩和等のため、県が厚生年金の還元融資を受けて住宅を建設し事業主に貸し付け、貸付料完納後住宅を無償で譲渡する制度。その償還金の未収金。
農林水産部	農林水産政策課	農業公園使用料	農業公園の使用料未収分
	団体支援総室	農業改良資金貸付金	農業者等が新技術等にチャレンジする場合、国の助成のもと、融資機関の転貸等により無利子資金を貸し付ける。その償還金の未収金
	〃	林業・木材産業改善資金貸付金	林業者が、経営の改善を図るため機械・施設等を導入する場合に、県が無利子で貸し付ける制度。その償還金の未収金
	〃	沿岸漁業改善資金貸付金	漁業者等が漁業経営を改善するために船や機械を導入するとき等に無利子で貸し付ける制度。その償還金の未収金

部名	課名	未収金の種類	内容
農林水産部	農村計画・技術管理課	国営土地改良事業負担金	土地改良法第90条第2項の規定による土地改良事業の地元負担金
	漁港漁場整備課	丸島漁港公害防止事業費事業者負担金	昭和62年度に県が実施した丸島漁港公害防止事業に係る事業者負担金のうち1社が滞納。同社はその後解散、清算人である無限責任社員へ請求したところ拒否され未収が発生。
	〃	牛深漁港漁港浄化施設使用料	漁港浄化施設の使用料の未収分
土木部	道路保全課	道路占用料等	道路の占用料等の未収分
	〃	雑入（事故原因者負担金）	道路に関する施設を破損した場合に、原因者に負担させる負担金の未収分。
	河川課	雑入（海砂無許可採取不法利得返還金）	海砂を無許可で採取した者への不法利得返還金
	〃	雑入（工事前払金利息）	工事の前払金受領後倒産した会社が返還すべき前払金の利息（前払金自体はは保険会社が支払い）
	港湾課	港湾区域占用料	港湾区域を占用した者が支払う占用料
	〃	重要港湾使用料	重要港湾の施設を使用した者が支払う使用料
	〃	雑入（三角港代執行費用）	建物の撤去費用、会社倒産清算終了待ち
	〃	雑入（熊本港・三角港管理事務所分）	フェリー待合所のレストラン等の光熱水費
	住宅課	県営住宅家賃	県営住宅入居者が支払う家賃
	〃	県営住宅用地使用料	県営住宅入居者が支払う駐車場使用料など
警察本部	交通規制課	損害賠償金	道路の電光掲示板に車が衝突し破損した分の損害賠償金
	交通指導課	放置違反金	放置駐車違反の車両の使用者に課される違反金
教育庁	〃	育英資金貸与	育英資金の償還金
	義務教育課	スクールカウンセラー報酬等返還金	左記報酬の返還金
	人権同和教育課	地域改善対策高等学校等奨学資金貸与	左記奨学資金の償還金

5. 各未収金の指摘事項（総括）

各未収金の主な指摘事項を監査の着眼点からまとめると、以下のようになる。

(1) 財務事務は関係法令等に基づき適切に行われているか。

未収金の種類	指摘事項	頁数
県税・税外（加算金等）	延滞金について	43
生活保護費返還金・徴収金	不納欠損処理での債権の時効管理の徹底について	48
中小企業従業員住宅使用料	代表者交代による連帯保証人の追加の検討について	88
	従業員以外に対して貸し付けていることの妥当性について	89
農業改良資金貸付金	貸付時の手続の不備について	92
丸島漁港公害防止事業費事業者負担金	抵当権の設定について	104
河川・海岸占用料	調定の遅れによる不納欠損の発生について	119
県営住宅家賃	保証人への請求について	131
	保証人設定の漏れについて	132
	入金処理および不納欠損処理について	133
育英資金貸与	返済のことまで配慮した貸付額の選択肢について	156
	融資継続の判断について	157
スクールカウンセラー報酬等返還金	任用時点の審査方法について	161
地域改善対策高等学校等奨学資金貸与	免除制度の利用の推進について	168

(2) 会計処理等は正確かつ適正に行われているか。

未収金の種類	指摘事項	頁数
児童保護費負担金（こども総合療育センター負担金含む）	債権管理台帳の改善・整備について	50
農業改良資金貸付金	未収金の管理状況について	91
林業・木材産業改善資金貸付金	未収金の管理状況について	95
国営土地改良事業負担金	未収金の管理状況について	101
県営住宅家賃	未収金の管理状況について	131
定時性・通信制修学奨励資金貸与	未収金管理台帳の整理について	144
育英資金貸与	時効の管理について	155

(3) 管理運営は有効性・効率性・経済性を考慮し適切に行われているか。

未収金の種類	指摘事項	頁数
県税・税外（加算金等）	個人県民税について	37
	自動車税について	42
	滞納債権の管理について	43
生活保護費返還金・徴収金	不正受給の防止への対応について	48
母子寡婦福祉資金貸付金	連帯保証人の要件について	63
中小企業高度化資金貸付金	マニュアル整備の必要性について	70
国営土地改良事業負担金	債権の回収努力について	102
丸島漁港公害防止事業費事業者負担金	未収金関連資料の管理について	103
牛深漁港漁港浄化施設使用料	債権の保全状況について	108
	施設の汚水処理能力と施設使用料の徴収について	108
道路占用料	少額の債権の回収について	110
雑入－工事前払金利息	未収発生時の初動について	117
県営住宅家賃	入居時の書類の保存について	131

未収金の種類	指摘事項	頁数
県営住宅家賃	滞納発生後の処分実施までの期間について	132
	生活保護世帯に対する生活保護費（住宅扶助費）の代理納付について	133
	家賃の口座振替納付の推進について	134
県営住宅用地使用料	駐車場使用料の口座振替納付の推進について	136
放置違反金	回収業務の迅速化について	140
定時性・通信制修学奨励資金貸与	債務者への対応について	144
	嘱託職員の資金管理について	144
	未収金に対する今後の対応について	145
	学校との連携強化・債務者の意識向上について	147
育英資金貸与	債権回収に関するノウハウについて	154
	効果的・効率的な債権回収について	154
	組織的な債権管理について	154
	物理的な問題について	154
	強制執行等による意思表示について	155
	返済の必要性に関する意識付けについて	155
スクールカウンセラー報酬等返還金	未収金の回収について	162
地域改善対策高等学校等奨学資金貸与	個別の状況把握及び情報の集積の必要性について	167
	回収不能なもの、回収努力のために資源を集中すべき案件の洗出しについて	167
	各市町村への指導強化の必要性について	167
	各市町村への回収に対するインセンティブの付与について	168

(4) 回収可能性についての検討は適切か。

未収金の種類	指摘事項	頁数
県税・税外（加算金等）	不納欠損処分について	44
中小企業高度化資金貸付金	滞納者に対する処理について	72
設備近代化資金貸付金	滞納整理について	82
農業改良資金貸付金	不納欠損処理について	93
林業・木材産業改善資金貸付金	大口滞納者の発生について	96
丸島漁港公害防止事業費事業者負担金	不納欠損処理について	104
雑入－熊本港・三角港管理事務所・宇城地域振興局	不納欠損処理について	122
港湾区域占用料	不納欠損処理について	124
雑入－三角港代執行費用	行政代執行費用の請求について	128

(5) 制度の存続は必要か。

未収金の種類	指摘事項	頁数
母子寡婦福祉資金貸付金	修学資金と就学支度資金の貸付制度の見直しについて	63
中小企業高度化資金貸付金	今後の制度のあり方について	77

(6) その他

未収金の種類	指摘事項	頁数
児童扶養手当返納金	未収金の発生防止対策について	58
中小企業高度化資金貸付金	貸付制度の利便性について	70
	条件変更希望者に対する最終支払い期限の延長について	72
設備近代化資金貸付金	所有権の留保について	84

未収金の種類	指摘事項	頁数
農業改良資金貸付金	貸付時の証拠書類の保存について	92
	債務者の事業見通しの内容検討について	92
沿岸漁業改善資金貸付金	物的担保の取得について	99
雑入－事故原因者負担金	滞納処分について	113
雑入－海砂利採取料不当 利得返還金	不当利得の返還請求について	115
港湾区域占用料	滞納額の軽減策について	124
重要港湾・地方港湾使用料	滞納額の軽減策について	126
育英資金貸与	債権回収に関する外部機関の利用について	158

6. 監査結果のまとめ

未収金解消にあたっては、今回の監査で各部署の担当者が、真剣に未収金回収に取り組んでいるのが理解できた。しかし、未収金の回収業務が県全体として一元化されておらず、部署ごとに管理されている現状を考えると、未収金回収が効率的に行われているとは言えない。より経済的、効率的に未収金回収を図るには、県全体で一元的な未収金回収の取り組みが必要と思われる。

また、滞納者の便利性に配慮した納付（支払）環境を用意することも重要と思われる。

7. 未収金対策に対する参考意見

(1) 未収金の分類について

未収金は、県が徴収する未収金とそれ以外の未収金に分類される。

まず、個人県民税の賦課徴収は、市町村が当該市町村民税の賦課徴収と併せて行うものとされている（地方税法第41条第1項）ため、県は個人県民税の徴収は行わない。よって、個人県民税の未収金（滞納金）の徴収も独自では行わない。

次に、県が独自で徴収する個人県民税以外の未収金は、法的性質により①差押えなどの自立執行が可能な債権（強制徴収公債権）と②差押え等には裁判所への申立て等の手続きが必要な債権（非強制徴収公債権、私債権）に分類される。

未収金のより経済的・効率的な回収を図るには、市町村が賦課徴収を行う個人県民税と県が独自で徴収する個人県民税以外の未収金とに分けて回収方法の対策を考える必要があると思われる。また、個人県民税以外の未収金も、法的性格により回収手続きが異なるため、未収金の管理も異なるものと思われる。

(2) 個人住民税（個人県民税と個人市町村民税）について

地方分権の推進に伴い、平成19年度より、国から地方へ税源移譲が行われ個人住民税が大幅に増加した。市町村は増加した個人住民税を徴収するが、徴収率が上がらないために滞納額が増加傾向にある。

平成 20 年度の個人県民税の未収金（滞納額）は 36 億 3 千万円で、平成 19 年度の 29 億 9 千万円より 6 億 4 千万円増加している。また、個人県民税の未収金は、県全体の未収金（82 億 8 千万円）の約 43%を占め、県税の未収金（52 億 2 千万円）の約 68%を占めている。個人県民税の未収金徴収は、未収金解消にとって最も重要な課題であるが、賦課徴収は市町村が行い県には直接の徴収権はない。そのため県は、平成 20 年に税務課に地方税徴収特別対策室を設置するなど滞納整理強化のため市町村に対し様々な支援策を実施し、一定の効果をあげているが個人県民税の滞納額は増加している。これに対処するために、県と市町村が連携し、徴収率の向上、専門性の向上、事務の効率化などを図る対策が必要となっている。

このような現状を踏まえ、次の様なさらなる対策を検討する必要があると思われる。

①個人住民税の滞納整理に向けた新たな取組み

各市町村の個人住民税の徴収が困難な案件について、これまでの取り組みをさらに進め、地域版の滞納整理機構や全県型の滞納整理機構の設立などを行い県職員と市町村職員とが協力しながら徴収業務に当たることにより、県税の徴収業務で蓄積してきたノウハウ等を市町村職員と共有することで個人住民税のより効率的な徴収実績を上げることが期待される。（詳しくは、「個人県民税について【意見】①」P40 参照）

②個人住民税の特別徴収の普及拡大

個人住民税の特別徴収の普及拡大を図ることは、徴収コストを削減し、徴収率を上げる有効な対策である。（詳しくは「個人県民税について【意見】②」P41 参照）

(3) 未収金管理の一元化（個人県民税を除く）について

現在、未収金は部署ごとに管理されている。税務課は、未収金（滞納金）の徴収業務に精通しているが、それ以外の部署においては人事異動等により、未収金の回収業務に精通している職員が育ちにくく、ノウハウの蓄積も難しい。未収金回収業務の経済性・効率性を考慮して、回収業務を専門に行う組織を横断的に設け、そこに未収金を集め一元的に整理回収することを検討する必要があると思われる。

さらに、未収金は法的性質により回収手続きが異なるため、次の 2 つの債権に分類し管理する必要がある。

①裁判所等の力を借りずに、差押えなどの自力執行が可能な債権（強制徴収公債権）

【主な例】

- ・ 県税（個人県民税を除く） ・ 児童保護費負担金 ・ 国営土地改良事業負担金
- ・ 港湾使用料 ほか

②自立執行権がなく、差押え等には裁判所への申立て等の手続きが必要な債権（非強制徴収公債権、私債権）

【主な例】

- ・ 生活保護費返還金 ・ 児童扶養手当返還金（不正受給分を除く） ・ 県営住宅使用料
- ・ 母子寡婦福祉資金貸付 ・ 中小企業高度化資金貸付 ほか

(4) 滞納者の利便性に配慮した納付制度の拡充について

現在、県税のうち自動車税については、コンビニエンスストア（以下「コンビニ」という。）等による納付ができる。また、平成 21 年 4 月より、公金（使用料・手数料等）を「Pay-easy」（以下「ペイジー」という。（注 1））収納サービスを利用して納付できるようになったが、財務会計システムと連動して納入通知書が発行される債権以外については未だ金融機関での納付又は直接県庁の窓口で納付する方法しかない。

一人暮らしの方や、夫婦共働きの家庭は、支払う金銭的な余裕はあるものの、実際に窓口へ足を運ぶ時間的な余裕がない場合が多い。24 時間開いているコンビニでの収納や、ペイジーの利用範囲を拡大する等、支払う側の利便性に配慮すれば、今よりも回収率は高くなるものと考えられる。

注 1：ペイジー（「Pay-easy」）とは、税金や公共料金、各種料金などの支払いを、金融機関の窓口やコンビニのレジに並ぶことなく、パソコンや携帯電話、ATM から支払うことができるサービスである。なお、公金収納のオンライン化については「熊本県・市町村電子自治体共同運営協議会」が中心になって推し進めている。同団体は、電子自治体構築の円滑な推進に向けて必要なシステムを、熊本県と 47 市町村が共同で構築・運営するにあたり、相互に協力し円滑な実施を図るために設立した任意団体である。熊本縣市町村共同利用型 GIS のほか、既に電子申請受付システム、電子入札システムなどの共同開発・運用を実施している。

(5) 徴収業務の外部委託について

現在、「債権管理回収業に関する特別措置法（サービサー法）」に基づき、法務大臣の営業認可を得て、債権管理回収を専門に行う民間の会社（以下「サービサー」という。）がある。最近では、地方自治体によっては、サービサーに一部の債権回収業務を委託する例がある。自動車税や育英資金貸与などの滞納者の件数が多い債権回収の案件に関しては、マンパワーや専門知識の不足等を補い、回収率の向上を図る一つの対策としてサービサーの利用も検討する必要があると思われる。

(6) 回収業務の迅速化について

強制徴収公債権については、滞納が発生した場合、督促状を発送し、その後任意納付を促すための催告状の郵送、電話又は面接等を行い、最終の納付意志を確認するために最終催告を行い、それでも納付がない場合は滞納処分の執行決定を行うという手続になっている。

ところが、多くの担当者は日常の業務に追われ、督促状を発送した後の任意納付を促す手続き及び滞納処分を行う手続きに遅滞が見られる。未収金は、現年度分の回収率は高いが、過年度分の回収率は極端に低くなる。また、担当者は回収率の低い過年度分の未収金の回収に多くの時間を費やしている傾向がある。

未収金管理の一元化又は回収業務の外部委託により、回収業務を迅速に行うことで現年分の回収率が上がり未収金全体としても回収率の改善が期待できると思われる。

<参考>未収金の回収に対する他県の取り組み

主な他の地方自治体の債権管理状況は、以下のとおりである。

(都道府県)

自治体	債権管理の概要	具体的な施策	参考資料																
長崎県	<p>平成 21 年 4 月に、県内 23 市町と県が協働・連携して個人住民税を中心とした市町村税等の滞納整理を行う「長崎県地方税回収機構」を設立した。この機構は、市町職員と県職員が相互併任発令により市町村税等の滞納整理を行う任意組織である。</p> <p><全国の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> 一部事務組合、広域連合 <p>(平成 20 年 4 月 1 日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>都道府県 (重複自治体)</th> <th>団体数</th> <th>うち全県レベル</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一部事務組合</td> <td>14</td> <td>21</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>広域連合</td> <td>3(1)</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>16</td> <td>24</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table> <p>一部事務組合は、茨城県、三重県、和歌山県、徳島県、愛媛県 広域連合は、静岡県、(京都府)</p> <ul style="list-style-type: none"> 任意組織によるもの <p>(平成 21 年 4 月現在)</p> <p>岩手県、栃木県、千葉県、山梨県、滋賀県、香川県、宮城県、新潟県、福井県、岡山県、佐賀県、長崎県、以上 12 県</p>	区分	都道府県 (重複自治体)	団体数	うち全県レベル	一部事務組合	14	21	5	広域連合	3(1)	3	1	合計	16	24	6	<ol style="list-style-type: none"> ① 設置の背景 個人県民税における徴収率の低迷、未収額の増加 ② 回収機構の性格 県と全市町参加の任意組織(相互併任方式) ③ 設置の目的 ・県と市町の連携・協働による県税・市町村税等の滞納額縮減 ・市町税務職員の徴収技術の向上 ④ 設置期間(3年間) 平成 21 年 4 月～平成 24 年 3 月 ⑤ 構成団体 県と県内すべての市町 ⑥ 事業内容 県と市町の職員が相互に徴税吏員の身分を併せ持ち合同で滞納整理に当たる。 	<p>長崎県地方税回収機構における進捗状況について(平成 21 年 11 月 25 日、長崎県ホームページ報道発表資料)</p>
区分	都道府県 (重複自治体)	団体数	うち全県レベル																
一部事務組合	14	21	5																
広域連合	3(1)	3	1																
合計	16	24	6																
千葉県	<p>各債権において、新規滞納発生額及び過年度を含めた滞納額が前年度を下回ることを基本目標とし、平成 19 年度から平成 22 年度までを債権管理の集中取組期間と定め、債権管理の適正化を図っている。</p> <p>具体的には、審査の強化等による「滞納の未然防止」、法的処理の活用も含めた「債権回収の強</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 法的対応も視野に入れ、債権管理簿を整備する。 ② 債務者の状況等に応じ、担保の増額要求や保証人の入れ替えなどを行い、債権の保全を図る。 ③ 住民票の入手、勤務先の確認などにより、債務者の住所の把握に努める。 ④ 債権回収会社、弁護士への業務 	<p>債権管理の適正化のための取組方針 (平成 20 年 2 月 6 日、千葉県債権管理連絡会議)</p>																

自治体	債権管理の概要	具体的な施策	参考資料
	<p>化」、債権の内容又は債務者の実態に応じた「債権の適切な整理」、マニュアルの策定、取組の進行管理等による「制度管理の徹底」の4つの観点から、全庁的な取り組みを行っている。</p>	<p>委託等、民間能力の活用を検討する。</p> <p>⑤ 口座振替による返済や、他の収納方法の導入等により、債務者の納付の利便性の向上を図る。</p>	
茨城県	<p>平成13年4月、県内全市町村を構成団体とする市町村税の徴収のための一部事務組合「茨城租税債権管理機構」を設立（職員は、県及び市町村派遣職員等）し、徴収事務を行っている。また、近年はインターネット公売、自治体職員に対する滞納整理に関する研修の実施を行っている。</p>	<p>（処理業務）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村税、個人県民税の滞納整理 ・滞納処分の執行停止、不納欠損処分の適否判定 ・滞納整理に係る実務研修等（滞納整理の範囲） ・財産調査 ・財産の差押え ・差押財産の公売等 	<p>茨城租税債権管理機構ホームページ 文書</p>
香川県	<p>税外未収金を効率的に回収するため、債権担当課から税務課へ回収業務を引き継ぎ、滞納処分や強制執行等強制徴収に向けた措置に着手している。平成20年度に「税外未収金管理業務指針」を策定。公法上の債権に対しては、差押、公売等の強制徴収手続きを進め、私債権等については、民事訴訟の手続きによる強制徴収手続きを進めている。</p>	<p>指針に基づき、税務課が以下の業務を推進している。</p> <ol style="list-style-type: none"> （1） 税外未収金の総括管理 （2） 債権担当課（所）における債権管理の適正化 （3） 高額・困難案件の回収業務を、債権担当課から引き継いで実施 <p>税外未収金の債務者に対して、債権担当課（所）から税務課へ回収業務を引継ぐ旨の予告通知を発送したところ、約1カ月で回収額約146万円、分納誓約額約1,040万円、合計約1,186万円の成果があった。</p>	<p>香川県ホームページ報道発表資料 （平成20年10月8日）</p>
佐賀県	<p>県育英資金返還金について、徴収率の向上のため、平成20年9月より債権回収業務の民間委託を行っている。委託先は日立キャピタル債権回収株式会社。</p>	<p>委託契約の内容は以下のとおりである。</p> <p>（委託対象） 延滞者21名分、6,739,760円</p> <p>（委託内容） 上記延滞者に対する、文書・電話などによる督促及び延滞者の返還能力の有無等の状況把握業務</p>	<p>佐賀県庁ホームページ記者発表資料 平成20年8月</p>

(市町村)

自治体	債権管理状況	具体的な取り組み	参考資料
東京都 世田谷区	債権管理重点プランを作成し、国民健康保険料等のコンビニ納付の実施、自動電話催告システムである電話催告センターの機能強化、保険料徴収課の設置等を行っている。職員の専門性向上のため、東京都主税局と連携し、財産調査や徴収計画、搜索等の専門的知識の習得を図っている。	<p>具体的実績として、コンビニ収納や電話催告センター等の仕組みは収納率の向上に寄与した。また、保育料高額滞納者に対して来庁要請・課長面接を実施したところ、過去全くの未応答者から収納があった。</p> <p>平成 21～23 年度の取り組みとして電話催告センターの機能強化、納付・支払い環境の拡充、民間活用の検討等があげられている。</p>	世田谷区債権管理重点プラン（平成 20～23 年度、世田谷区）
大阪府 大阪市	新たな未収金を極力発生させない対策として、「マニュアルに基づく具体取り組みの着実な実施」、「収益率向上等、具体目標の設定」、「徴収体制の充実・強化」を掲げ、債権管理に取り組んでいる。	<p>マニュアルでは、早期の滞納整理として滞納初期、中期、後期と段階的な手続の実施を行うことを定めている。具体的目標は、100%に近い収納率を掲げ、徴収体制の強化としては、市税事務所化による組織的滞納整理の強化や民間活用の検討を定めている。</p>	未収金回収の具体策について（平成 19 年 8 月、大阪市市政改革推進会議資料）
静岡県 浜松市	平成 19 年 6 月に「市税滞納削減アクションプラン」を策定、債権回収対策課を設置し債権処理や債権回収の一元化を進めてきた。平成 19 年 12 月には、債権管理条例を施行。	<p>債権の種類や担当課によって様々だった債権処理について、スケジュール化を徹底し、債権管理の手続き等を改めて明記した。</p> <p>また、条例に基づいた債権管理を各債権の主管課の担当職員に浸透させるため、具体的な解説書「債権管理の手引き」を作成し、説明会の開催も行っている。</p>	浜松市の滞納削減に向けた取り組み～総務常任委員会視察より～（平成 20 年 10 月 10 日）
兵庫県 神戸市	平成 20 年 7 月に債権管理対策推進本部を設置し、各債権独自のマニュアル作りや回収の取組強化を行っている。	<p>主な取り組みとしては、長期滞納者に対する滞納処分（財産差押え）や簡易裁判所への支払督促の申立ての実施、民間人材の活用による電話督促の実施等がある。その結果、平成 20 年度末の未収金は、約 13 億円の減少（対前年度）となった。</p>	記者発表資料神戸市債権管理対策推進本部これまでの活動実績及び平成 20 年度末未収金の状況

自治体	債権管理状況	具体的な取り組み	参考資料
兵庫県 高砂市	債権を税及び税に準ずる公債権とそれ以外の私債権に分けて管理し、それぞれ債権管理に関する条例を制定することを検討している。	平成 22 年度の計画としては、債権管理チームの結成、債権対策担当課長会議（公債権・私債権別）の定期的開催、インターネット公売の実施、債権管理経験職員の任期付職員としての採用、公債権の遅延金・私債権の遅延利息の実施等を挙げている。	高砂市の債権管理について（債権管理適正化基本方針、平成 21 年 9 月、高砂市）
兵庫県 明石市 長野県 伊那市	私債権管理について条例を定めている。 私債権について差し押さえを行うには、その都度裁判を起すこと、議会の議決が必要であったりと手続きが煩雑になるため、このような手続きを条例によって整理し、一定の手続きで滞納整理等を行うことができるよう条例を制定している。	条例では以下のような内容を明確に規程している。 ・私債権の定義 ・督促後相当期間経過しても履行されない債権についてとるべき行動 ・債権放棄ができる条件	・明石市私債権の権利に関する条例（平成 19 年 4 月 1 日施行） ・伊那市の私債権の権利に関する条例（平成 19 年 3 月 23 日施行）
愛知県 小牧市	「小牧市債権回収対策本部」を中心に債権回収体制の強化を図るとともに、負担能力がありながら誠意のない滞納者に対しては、法律に基づき厳正に対処する基本姿勢を徹底する。	具体的には、以下のような対応をとっている。 ・主要な債権について、収納率、収入未済額の縮減率の目標値の設定 ・債権管理、債権回収に関するマニュアルの作成。 ・自力執行権のある債権と、無い債権に分けて、法的処置の検討をする。 ・債権回収に関する研修会を開催する。	小牧市債権回収基本方針

Ⅲ. 監査の結果と意見（各論）

県税・税外（加算金等）に関する未収金（税務課）

1. 県税・税外（加算金等）の概要

<県全体>

(1) 県税収入

平成20年度の県税収入は、164,853百万円となり、平成19年度173,847百万円より8,994百万円の収入減となった。個人県民税（配当割等含む）は1,643百万円の増収であったが、法人県民税が1,890百万円の減収、法人事業税が5,299百万円の減収、軽油引取税が2,007百万円の減収など、ほとんどの税目が減収となったためである。

収入率は、平成20年度は96.7%で平成19年度の97.1%と比較すると0.4ポイント下回った。これは、現年度分の収入率は平成19年度98.8%、平成20年度98.7%と前年並みであったが、過年度分の収入率が下がったことから、全体としては下がっている。

なお、個人県民税は、税源移譲及び定率減税の廃止等により平成19年度は前年より19,995百万円(+78.3%)の増収、平成20年度は前年より1,643百万円(+3.6%)の増収となった。

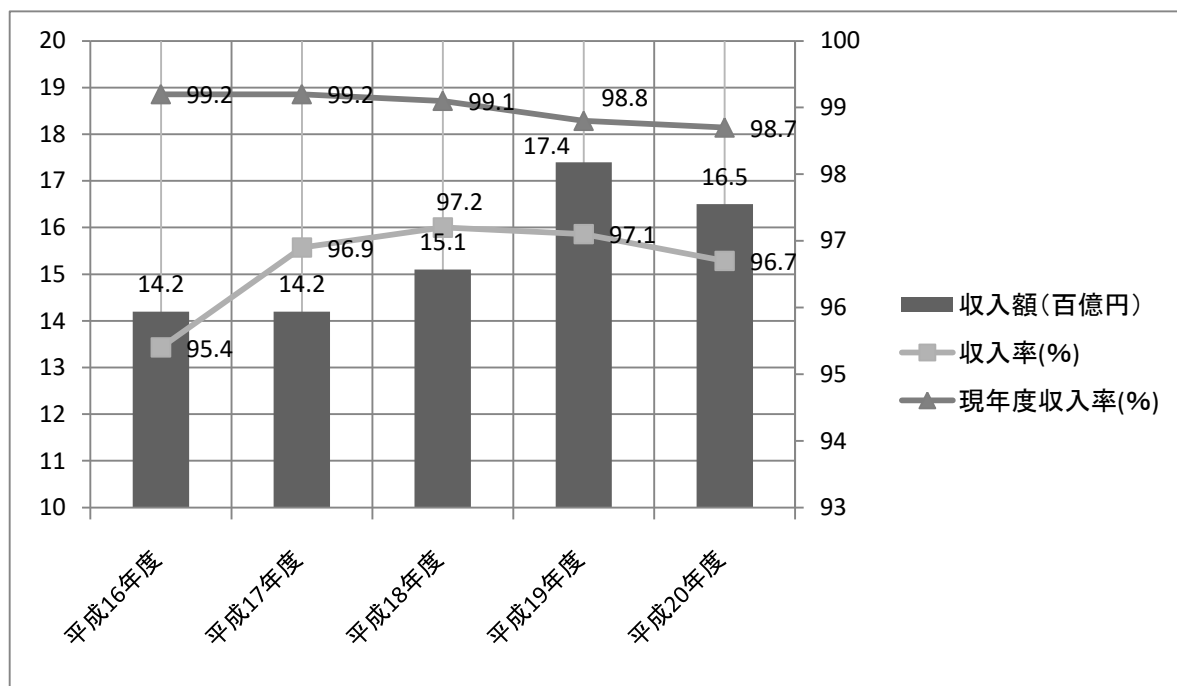


表1 過去5年間の税目別県税収入額

(単位：千円)

税目	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
個人県民税 均等割・所得割	21,539,165	23,122,148	24,421,442	44,205,646	46,770,897
個人県民税配当 割	—	—	612,168	886,352	298,663
個人県民税株式 等譲渡所得割	—	—	503,604	440,928	107,078
法人県民税	7,973,920	8,352,294	8,888,106	9,628,534	7,737,812
県民税利子割	3,001,674	1,527,282	1,201,911	1,556,378	1,523,048
個人事業税	1,656,967	1,694,652	1,683,793	1,628,854	1,620,031
法人事業税	35,539,321	35,119,933	40,572,690	43,766,505	38,467,259
地方消費税	16,366,597	15,974,953	16,959,911	17,192,470	16,660,540
不動産取得税	4,813,526	4,752,687	5,882,537	5,187,172	5,695,127
県たばこ税	3,718,853	3,636,778	3,726,835	3,709,519	3,521,286
ゴルフ場利用税	940,750	913,390	847,386	819,565	755,640
自動車税	24,430,603	24,880,504	24,341,963	24,096,447	23,440,658
鉦区税	11,314	11,223	11,311	10,848	10,485
普通税合計	119,992,695	119,985,848	129,653,564	153,129,225	146,608,529
自動車取得税	4,628,970	4,626,974	4,680,394	4,465,003	3,998,621
軽油引取税	17,426,874	17,279,189	16,195,690	16,036,925	14,029,592
狩猟税	68,662	67,947	65,983	56,661	54,837
産業廃棄物税	—	142,752	171,986	159,687	162,003
目的税計	22,124,507	22,116,862	21,114,054	20,718,278	18,245,054
合計	142,117,202	142,102,710	150,767,618	173,847,503	164,853,584
料理飲食等消費 税	325	466	424	360	75
特別地方消費税	213	932	97	19	0
計	539	1,399	521	379	75
総計	142,117,742	142,104,111	150,768,140	173,847,883	164,853,659
件数	2,039,901	2,064,540	1,622,545	1,722,886	1,649,345

(注) 平成16年度、平成17年度において、件数が多いのは個人県民税の特別徴収の件数を
平成16年度は平成16年4月、5月分計347,232件、平成17年度は平成17年4月、5月
分計323,417件をコンピューターのシステムでダブルカウントしていたことによる。

(2) 滞納繰越額

平成20年度の県税分の滞納繰越額は、現年分が2,043百万円で24百万円減少しているが、過年度からの繰越分が3,184百万円と525百万円増加し、合計で5,228百万円と501百万円の増加となった。繰越分が増加した主な原因は、平成19年度の個人県民税の税源移譲及び定率減税の廃止等により、個人県民税の調定額が増加したためと思われる。

件数においては、現年分が74千件で9千件増加、繰越分が135千件と6千件減少し、合計209千件で3千件の増加となった。

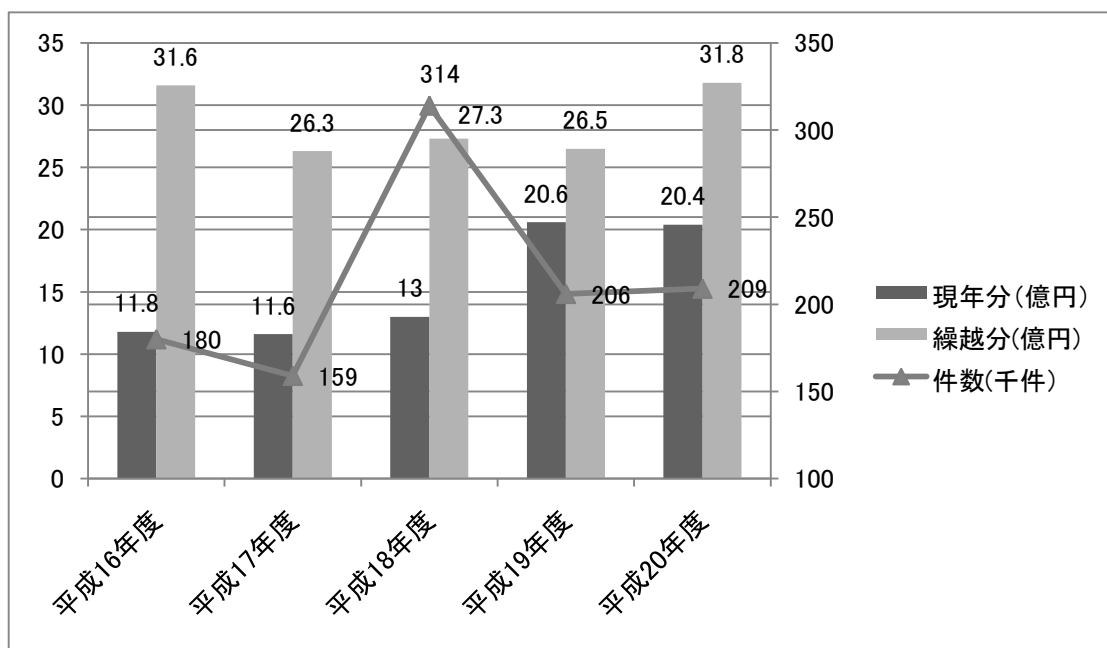


表2 過去5年間の滞納繰越額の現況

(単位：千円)

税目	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
県税分					
現年分 金額	1,189,865	1,168,309	1,309,429	2,068,266	2,043,539
(件数)	(68,969)	(43,580)	(185,364)	(65,050)	(74,696)
繰越分 金額	3,169,185	2,630,089	2,733,568	2,659,120	3,184,895
(件数)	(111,310)	(116,104)	(129,463)	(141,489)	(135,182)
総計	4,359,050	3,798,398	4,042,997	4,727,386	5,228,434
(件数)	(180,279)	(159,684)	(314,827)	(206,539)	(209,878)
税外収入分					
総計	64,833	45,895	39,498	30,523	42,191
(件数)	(994)	(577)	(464)	(320)	(313)

表3 過去5年間の税目別滞納繰越額

(単位：千円)

税目	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
個人県民税 (件数)	1,965,022 (147,305)	2,055,556 (127,960)	2,138,598 (282,935)	2,993,337 (177,314)	3,635,442 (183,524)
法人県民税 (件数)	392,612 (1,484)	52,168 (1,570)	50,250 (1,730)	50,409 (1,685)	42,512 (1,445)
個人事業税 (件数)	166,558 (2,453)	153,482 (2,239)	140,842 (2,100)	130,137 (1,827)	120,827 (1,561)
法人事業税 (件数)	144,349 (395)	148,745 (402)	133,081 (394)	118,455 (393)	104,488 (344)
不動産取得税 (件数)	600,376 (1,514)	488,860 (1,424)	568,621 (2,730)	496,907 (2,419)	495,180 (2,153)
ゴルフ場利用税 (件数)	25,820 (25)	22,131 (21)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
自動車税 (件数)	864,330 (26,496)	847,511 (25,798)	816,300 (24,729)	759,940 (22,805)	688,162 (20,792)
鉾区税 (件数)	5,165 (81)	5,427 (87)	2,937 (50)	2,342 (40)	1,430 (23)
普通税合計 (件数)	4,164,234 (179,753)	3,773,883 (159,501)	3,850,632 (314,668)	4,551,531 (206,483)	5,088,045 (209,842)
軽油引取税 (件数)	181,279 (38)	18,569 (27)	186,996 (22)	174,313 (15)	139,353 (9)
目的税計 (件数)	181,279 (38)	18,569 (27)	186,996 (22)	174,313 (15)	139,353 (9)
合計 (件数)	4,345,514 (179,791)	3,792,453 (159,528)	4,037,628 (314,690)	4,725,844 (206,498)	5,227,398 (209,851)
料理飲食等消費税 (件数)	6,665 (127)	4,890 (79)	4,466 (73)	1,404 (15)	948 (5)
特別地方消費税 (件数)	6,870 (361)	1,055 (77)	902 (64)	137 (26)	87 (22)
合計 (件数)	13,536 (488)	5,945 (156)	5,369 (137)	1,542 (41)	1,036 (27)
総計 (件数)	4,359,050 (180,279)	3,798,398 (159,684)	4,042,997 (314,827)	4,727,386 (206,539)	5,228,434 (209,878)

(3) 滞納繰越額の年度別内訳

平成20年度の滞納繰越額5,228百万円のうち、平成20年度に発生したものが2,043百万円で、その中で個人県民税が1,466百万円と71.7%を占めている。平成19年度の個人県民税の税源移譲及び定率減税の廃止等により、個人県民税が増加しそれに伴って個人県民税の滞納繰越額も増加したと思われる。

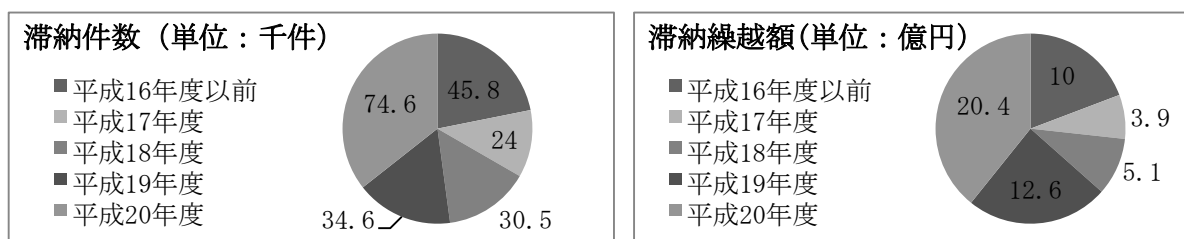


表4 平成20年度税目別滞納繰越額の年度別内訳 (単位：千円)

発生年度	平成16年度以前	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	合計
個人県民税 (件数)	578,973 (37,469)	245,116 (20,983)	338,581 (26,962)	1,006,415 (30,330)	1,466,355 (67,780)	3,635,442 (183,524)
法人県民税 (件数)	4,200 (177)	2,841 (121)	6,755 (236)	10,938 (359)	17,775 (552)	42,512 (1,445)
個人事業税 (件数)	47,507 (677)	9,244 (137)	15,267 (195)	20,903 (203)	27,904 (349)	120,827 (1,561)
法人事業税 (件数)	9,729 (37)	28,321 (20)	5,673 (40)	35,402 (97)	25,362 (150)	104,488 (344)
不動産取得税 (件数)	167,801 (1,385)	26,508 (93)	48,342 (153)	74,259 (188)	178,268 (334)	495,180 (2,153)
自動車税 (件数)	190,642 (6,086)	86,789 (2,723)	97,153 (2,962)	116,365 (3,503)	197,212 (5,518)	688,162 (20,792)
鉱区税 (件数)	261 (5)	123 (2)	123 (2)	330 (5)	591 (9)	1,430 (23)
軽油引取税 (件数)	4,790 (3)	0 (0)	0 (0)	4,493 (2)	130,069 (4)	139,353 (9)
料理飲食等消費税 (件数)	948 (5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	948 (5)
特別地方消費税 (件数)	87 (22)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	87 (22)
総計 (件数)	1,004,942 (45,866)	398,944 (24,079)	511,897 (30,550)	1,269,110 (34,687)	2,043,539 (74,696)	5,228,434 (209,878)

(5) 不納欠損額

平成 18 年度以降、不納欠損額は毎年 3 億円台で推移し、平成 20 年度は 321 百万円であった。

表 5 過去 5 年間の年度別不納欠損額の合計 (単位：千円)

税目	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
県税分					
現年分	1,848	1,772	6,326	18,873	37,315
繰越分	2,442,746	758,815	318,353	360,696	284,222
総計	2,444,595	760,587	324,679	379,570	321,538
税外収入分					
総計	149,649	25,445	5,169	16,177	1,632

(注) 平成 16 年 7 月にネズミ講関連 (天下一家の会・第一相互経済研究所) の裁判で熊本県が勝訴し、平成 16 年度から平成 17 年度にかけてネズミ講関連の差押え物件 (主に不動産) を公売し、滞納のあった法人事業税及び法人県民税の徴収を行い、徴収不能額のうち平成 16 年度は法人事業税 (1,953,289 千円)、平成 17 年度は法人県民税 (325,541 千円) を不納欠損処分とした。

また、税外収入では平成 16 年度に過少申告加算金 (126,698 千円) を不納欠損処分とした。

表 6 過去 5 年間の税目別不納欠損額 (単位：千円)

税目	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
個人県民税	190,248	177,803	156,503	166,227	154,426
法人県民税	14,031	334,083	3,844	9,470	6,421
個人事業税	22,100	16,921	18,388	15,587	7,085
法人事業税	1,997,276	26,848	15,377	30,121	4,721
不動産取得税	29,493	47,954	24,143	54,775	59,364
ゴルフ場利用税	0	0	20,715	0	0
自動車税	99,287	91,297	82,140	96,325	82,219
鉾区税	189	155	2,778	911	1,444
普通税合計	2,352,628	695,064	323,891	373,420	315,683
軽油引取税	73,864	59,331	733	2,703	5,424
目的税計	73,864	59,331	733	2,703	5,424
合計	2,426,492	754,395	324,625	376,123	321,107
料理飲食等消費	6,475	1,308	0	2,701	380
特別地方消費税	11,626	4,882	54	745	50
合計	18,102	6,191	54	3,446	431
総計	2,444,595	760,587	324,679	379,570	321,538

<熊本県税事務所分>

(1) 県税収入

熊本県税事務所の県全体に占める税収の割合は、平成20年度51.1%であり、毎年50%前半の割合で推移している。

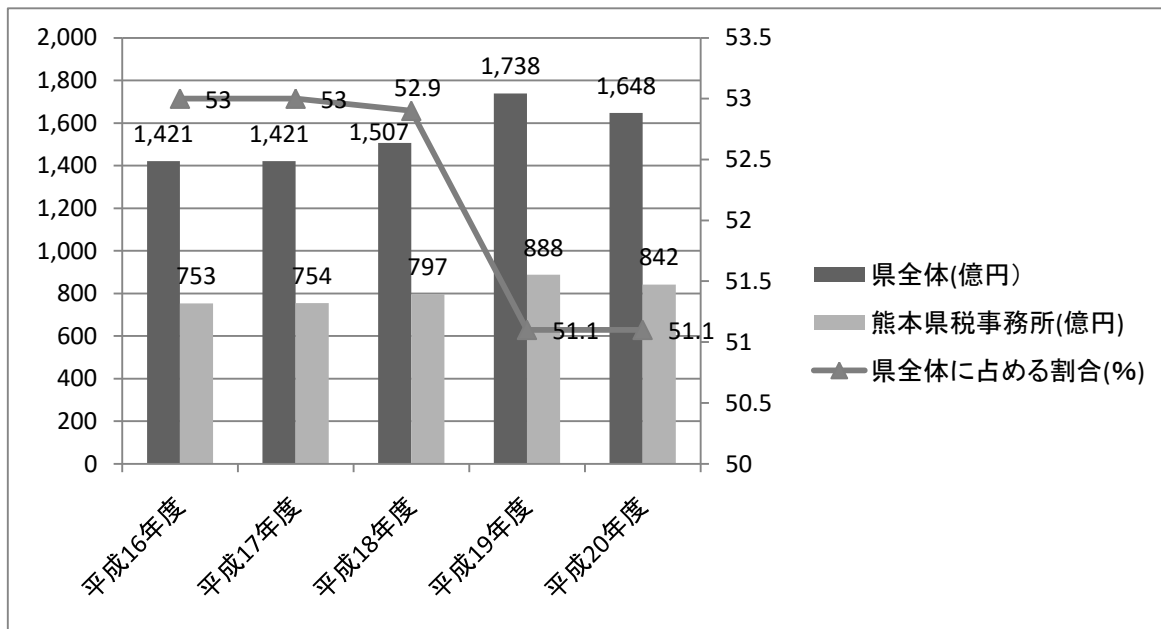


表1 過去5年間の熊本県税事務所の県税収入及び県全体に占める割合 (単位：千円)

税目	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
県全体	142,117,742	142,104,111	150,768,140	173,847,883	164,853,659
熊本県税事務所	75,323,514	75,429,513	79,761,858	88,868,623	84,261,863
県全体に占める割合	53.0%	53.0%	52.9%	51.1%	51.1%

(注) 熊本県税事務所の県税収入には、自動車税及び自動車取得税は含まれていない。

表2 過去5年間の税目別県税事務所収入額 (単位：千円)

税目	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
個人県民税 均等割・所得割	10,506,982	11,560,484	11,576,868	20,842,593	22,152,975
個人県民税配当割	—	—	612,168	886,352	298,663
個人県民税株式等譲渡所得割	—	—	503,504	440,928	107,078
法人県民税	4,571,004	4,821,721	4,983,770	5,009,083	4,489,311
県民税利子割額	2,977,647	1,505,103	1,174,276	1,475,844	1,417,014
個人事業税	968,656	946,629	944,752	943,786	935,444
法人事業税	20,880,300	21,781,002	24,467,341	23,838,748	21,631,536
地方消費税	16,366,597	15,974,953	16,959,911	17,192,470	16,660,540
不動産取得税	2,235,188	2,219,005	2,650,883	2,433,683	2,377,526
県たばこ税	3,718,853	3,636,778	3,717,922	3,709,519	3,521,286
ゴルフ場利用税	0	0	0	0	0
鉦区税	11,314	11,223	11,311	10,848	10,485
普通税合計	62,236,545	62,456,903	67,602,711	76,783,860	73,601,862

税目	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
軽油引取税	13,071,139	12,925,959	12,094,525	12,031,282	10,595,403
狩猟税	15,735	15,136	14,382	13,541	13,059
産業廃棄物税	—	30,697	50,142	39,919	51,538
目的税計	13,086,875	12,971,793	12,159,049	12,084,743	10,660,000
合計	75,323,420	75,428,695	79,761,761	88,868,603	84,261,863
料理飲食等消費税	0	0	0	0	0
特別地方消費税	93	817	97	19	0
計	93	817	97	19	0
総計	75,323,514	75,429,513	79,761,858	88,868,623	84,261,863
件数	493,507	510,945	252,398	378,970	378,214

(2) 滞納繰越額

平成 17 年度以降、熊本県税事務所も県全体と同じく滞納額が増加傾向にあり、特に平成 19 年度以降の増加は個人県民税の税源移譲及び定率減税の廃止等の影響によるものと思われる。

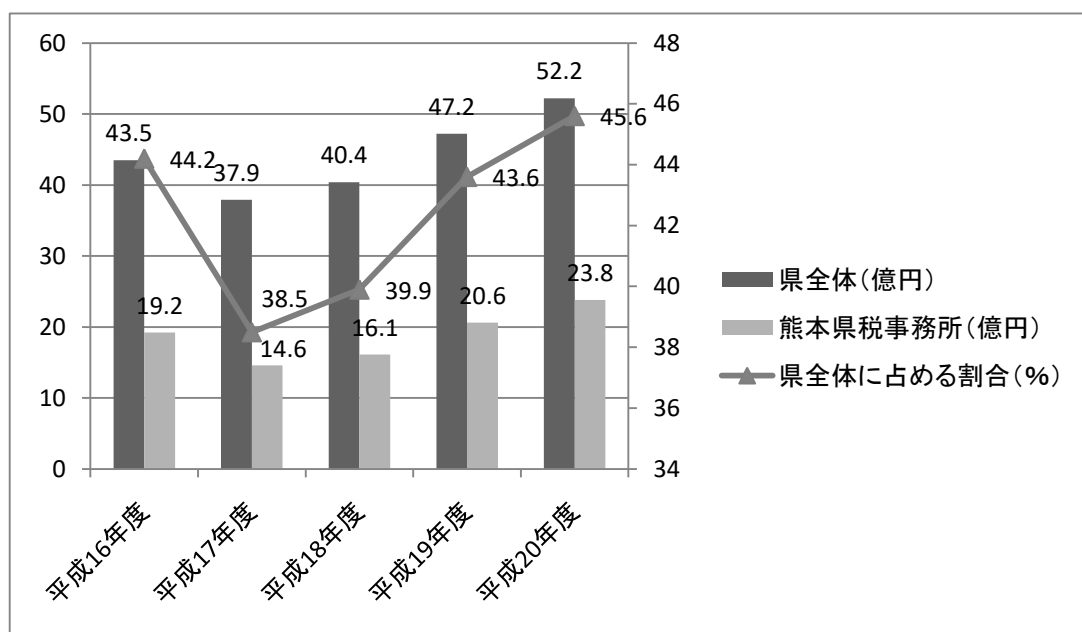


表 3 過去 5 年間の滞納繰越額の現繰状況

(単位：千円)

税目	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
< 県全体 >					
県税分					
現年分	1,189,865	1,168,309	1,309,429	2,068,266	2,043,539
繰越分	3,169,185	2,630,089	2,733,568	2,659,120	3,184,895
総計	4,359,050	3,798,398	4,042,997	4,727,386	5,228,434

税目	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
税外収入分					
総計	64,833	45,895	39,498	30,523	42,191
< 熊本県税事務所 >					
県税分					
現年分	516,790	572,985	652,892	1,101,082	1,064,302
繰越分	1,408,640	890,291	960,557	960,791	1,318,407
総計	1,925,430	1,463,276	1,613,449	2,061,873	2,382,710
県全体に占める割合	44.2%	38.5%	39.9%	43.6%	45.6%
税外収入分					
総計	52,302	36,445	32,699	20,063	29,164
県全体に占める割合	80.7%	79.4%	82.8%	65.7%	69.1%

表 4 過去 5 年間の税目別滞納繰越額 (単位 ; 千円)

税目	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
個人県民税 (件数)	865,906 (45,705)	930,526 (37,961)	936,676 (175,544)	1,469,198 (52,799)	1,861,647 (49,826)
法人県民税 (件数)	373,811 (737)	33,450 (806)	30,392 (928)	30,420 (886)	24,716 (796)
個人事業税 (件数)	77,507 (1,086)	75,741 (1,032)	68,450 (954)	66,846 (912)	63,637 (799)
法人事業税 (件数)	80,421 (206)	122,703 (226)	104,880 (217)	89,167 (215)	80,399 (204)
不動産取得税 (件数)	351,583 (561)	291,265 (551)	306,741 (626)	258,667 (571)	229,774 (531)
ゴルフ場利用税 (件数)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
鉦区税 (件数)	5,165 (81)	5,427 (87)	2,937 (50)	2,342 (40)	1,430 (23)
普通税合計 (件数)	1,754,395 (48,376)	1,459,115 (40,663)	1,450,077 (178,319)	1,916,643 (55,423)	2,261,606 (52,179)
軽油引取税 (件数)	163,120 (17)	1,432 (5)	160,767 (3)	145,179 (2)	121,104 (2)
目的税計 (件数)	163,120 (17)	1,432 (5)	160,767 (3)	145,179 (2)	121,104 (2)
合計 (件数)	1,917,515 (48,393)	1,460,547 (40,668)	1,610,844 (178,322)	2,061,823 (55,425)	2,382,710 (52,181)
料理飲食等消費税 (件数)	2,344 (50)	2,344 (50)	2,344 (50)	0 (0)	0 (0)
特別地方消費税 (件数)	5,570 (272)	384 (49)	260 (40)	50 (4)	0 (0)
計 (件数)	7,914 (322)	2,729 (99)	2,604 (90)	50 (4)	0 (0)
総計 (件数)	1,925,430 (48,715)	1,463,276 (40,767)	1,613,449 (178,412)	2,061,873 (55,429)	2,382,710 (52,181)

(3) 不納欠損額

平成16年度、平成17年度はネズミ講関連の不納欠損処分により多額に発生している。平成16年7月にネズミ講関連（天下一家の会・第一相互経済研究所）の裁判で熊本県が勝訴し、平成16年度から平成17年度にかけてネズミ講関連の差押え物件（主に不動産）を公売し、滞納のあった法人事業税及び法人県民税の徴収を行い、徴収不能額のうち平成16年度は法人事業税（1,953,289千円）、平成17年度は法人県民税（325,541千円）を不納欠損処分とした。その後は毎年1億円超の不納欠損処分で推移している。

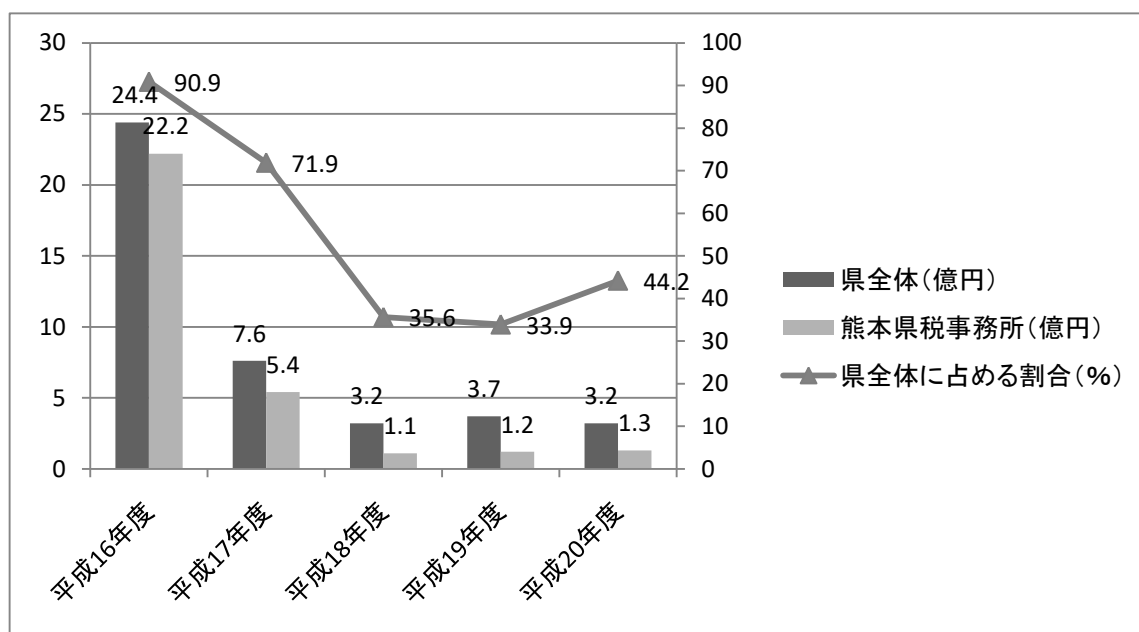


表5 過去5年間の年度別不納欠損額の合計

(単位：千円)

税目	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
県税分					
現年分	1,848	1,772	6,326	18,873	37,315
繰越分	2,442,746	758,815	318,353	360,696	284,222
総計	2,444,595	760,587	324,679	379,570	321,538
税外収入分					
総計	149,649	25,445	5,169	16,177	1,632
<熊本県税事務所>					
県税分					
現年分	1,061	858	3,960	1,320	36,000
繰越分	2,221,431	546,057	111,728	127,464	99,750
総計	2,222,492	546,915	115,689	128,784	135,751
県全体に占める割合	90.9%	71.9%	35.6%	33.9%	42.2%
税外収入分					
総計	148,322	21,679	4,165	9,920	324
県全体に占める割合	99.1%	85.2%	80.6%	61.3%	19.9%

表6 過去5年間の税目別不納欠損額

(単位；千円)

税目	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
個人県民税	87,693	82,320	67,234	64,689	79,384
法人県民税	11,960	331,996	2,484	4,459	3,169
個人事業税	16,883	7,242	13,202	7,744	2,326
法人事業税	1,992,686	25,263	15,139	11,377	2,246
不動産取得税	22,579	36,238	14,088	37,067	47,129
ゴルフ場利用税	0	0	0	0	0
鉦区税	189	155	2,778	911	1,444
普通税合計	2,131,992	483,216	114,929	126,250	135,701
軽油引取税	73,864	59,331	733	0	0
目的税計	73,864	59,331	733	0	0
合計	2,205,857	542,548	115,662	126,250	135,701
料理飲食等消費税	5,281	0	0	2,344	0
特別地方消費税	11,354	4,367	26	190	50
計	16,635	4,367	26	2,534	50
総計	2,222,492	546,915	115,689	128,784	135,751
件数	6,287	7,098	4,763	5,069	5,571

2. 県税に対する取り組み

熊本県は、平成21年2月に公表した「熊本県財政再建戦略」のなかで、県税について以下のような方針を打ち立てており、これに基づいて県税に対する取り組みを実行している。

【基本的な考え方】

将来の税源かん養につながる企業誘致や産業振興に重点的に取り組む。

税収の確保、税負担の公平性の観点から、引き続き、適正課税や収税対策等を進める。

県税の更なる徴収率アップに向けた体制強化を図る。

法定外目的税については、事業効果を検証し、見直しを進める。

【取り組み内容】

① 地方税徴収対策の更なる強化

- ・平成20年度に設置した「地方税徴収特別対策室」による個人県民税を中心とした徴収促進（平成21年度対象市町：11市町）、及び実施市町村の拡大
- ・個人住民税の徴収促進を図るため、市町村と協議し、特別徴収実施事業所の拡大に向けた取り組みを強化
- ・特別徴収実施事業所の拡大促進に向け、特別徴収実施証明書（仮称（※1））の添付制度の導入を検討

② 「水とみどりの森づくり税」（※2）の使途の見直し

- ・森林保全の観点から、新たに特定鳥獣（シカ）適正管理事業を対象化
- ・税金の効果的な活用を図るため、充当事業のあり方について、条例改正も含め引き続

き検討

(※1)

特別徴収実施証明書（仮称）：所得税の源泉徴収と同様に、給与支払者が住民税を特別徴収し納入していることを証する書面で、現在、様式等も含め検討中。

(※2)

水とみどりの森づくり税：森林の持つ水源かん養、山地災害の防止などの公益的機能の維持増進を図るため、個人県民税及び法人県民税の均等割の超過課税として徴収している県税。

3. 監査の結果と意見

県税に関する未収金は、各税目により特殊事情があり、それらを考慮した滞納整理カードの改善・整備及び徴収方法の検討が必要であるが、基本的には法令等に基づき、徴収事務は概ね適正に行われている。

(1) 個人県民税について

個人県民税については、平成19年度から実施された「所得税」から「住民税」への税源移譲に伴い調定額が増加したことから、平成20年度においては県税全体に占める個人県民税の割合（現繰計）が3割と税目別調定額ではトップとなり、県税収入における重要性が高くなっている。

しかし、徴収率についてみると、全税目（個人県民税含む、現繰計）は96.7%である。平成20年度の個人県民税（均等割・所得割）を除く県税徴収率（現繰計）が98.5%であるのに対し、個人県民税（現繰計）は92.5%と低く、個人県民税の徴収率の低さが県税全体の徴収率を引き下げていることがわかる。

平成19・20年度決算（現繰計）

（単位：％）

項目	平成19年度	平成20年度	増減
全税目	97.1	96.7	▲0.4
個県（所得割・均等割）	93.3	92.5	▲0.8
個県税除く県税	98.5	98.5	0.0

個人県民税の賦課徴収は、原則として市町村が当該市町村の個人市町村民税の賦課徴収と併せて行うものとされている（地方税法第41条第1項）。よって、個人市町村民税の徴収率を向上させることが個人県民税の徴収率を向上させることと認識し、平成12年度に「熊本県個人住民税徴収向上対策要項」を策定し、市町村に対する積極的な支援と助言に努めるとともに、市町村総室が実施する市町村税徴収向上対策とも連携しながらあらゆる支援策を講じている。

なお、本県の徴収率を他県と比較すると、平成19年度決算で全税目は全国順位29位、個人県民税は全国順位39位と極めて低い。なお、個人県民税は九州7県中最下位となっている。

< 参考 >

九州各県の徴収率（現繰計）の状況（平成19年度決算）

県名	全税目		個県除く県税		個県（所得割均等割）	
	全国順位	徴収率%	全国順位 (九州順位)	徴収率%	全国順位 (九州順位)	徴収率%
大分	17	97.5	19 (3)	98.6	25 (2)	94.3
佐賀	18	97.5	17 (2)	98.7	32 (5)	93.8
宮崎	22	97.4	10 (1)	98.8	36 (6)	93.6
熊本	29	97.1	22 (4)	98.5	39 (7)	93.3
長崎	31	97.0	23 (5)	98.5	31 (4)	93.8
鹿児島	35	96.8	39 (6)	97.7	24 (1)	94.4
福岡	37	96.7	40 (7)	97.6	27 (3)	94.1

九州各県の徴収率（現繰計）の状況（平成18年度決算）

県名	全税目		個県除く県税		個県（所得割均等割）	
	全国順位	徴収率%	全国順位 (九州順位)	徴収率%	全国順位 (九州順位)	徴収率%
大分	16	97.6	21 (2)	98.4	17 (2)	92.9
佐賀	17	97.5	14 (1)	98.6	35 (6)	91.5
宮崎	24	97.3	24 (4)	98.3	27 (3)	92.3
熊本	25	97.2	22 (3)	98.4	36 (7)	91.4
長崎	28	97.0	26 (5)	98.2	29 (5)	92.1
鹿児島	32	96.8	37 (6)	97.6	16 (1)	92.9
福岡	38	96.5	41 (7)	97.3	28 (4)	92.3

< これまでの県の主な対策（支援策） >

1 滞納整理強化策

(1) 「熊本県個人住民税徴収向上対策要項」に基づく支援策

- ① 市町村との連携強化（連絡会議の設置→情報交換の活性化の推進）
- ② 市町村長に対する協力依頼（各所管の所長、局長から首長への督促）
- ③ 連携協力活動の充実
 - ア 滞納整理技術向上に関する支援（研修会への協力等）
 - イ 徴収困難事案に対する適切な助言（高額滞納ヒアリングの実施等）
 - ウ 共同催告、共同徴収の実施及び合同捜索（財産調査）、合同公売実施等
 - エ 県の徴税吏員を市町村へ派遣し、滞納整理を強化（進行管理の徹底）

18年度	2町村（錦町、相良村）
19年度	4町村（五木村、南小国町、山江村、南阿蘇村）
20年度	1市（人吉市）

- ④ 県と市町村の税務職員の人事交流（17年度～18年度：荒尾市）
- ⑤ 地方税法第48条に基づく徴収の引継ぎの実施

18年度	2町（南関町、植木町）
19年度	5町（城南町、南関町、高森町、御船町、益城町）
20年度	3市町村（熊本市、南阿蘇村、御船町）

(2) 平成19年度の対策

平成19年度は、市町村に対する支援をさらに強化することを目的とする「個人県民税徴収対策担当」を税務課内に配置し、「市町村税徴収向上対策支援要項（市町村総室）」に基づく市町村からの研修生とともに、個人県民税対策を専門に行った。

具体的には、以下のような対応を行っている。

- ①研修生派遣市町村に係る併任徴収の実施
- ②全県統一的高額滞納事案ヒアリングの実施
- ③地方税法第48条に基づく徴取引継ぎ

(3) 平成20・21年度の対策

平成20年度は、更にこれを拡充し「地方税徴収特別対策室：（重点支援市町村 研修生9名、県職員室長＜兼務＞他6名）」を設置し、併任徴収に取り組んだ。

平成21年度は、県税における個人県民税調定額の約5割（繰越分については過半数）を占める熊本市の徴収率を向上させることが、個人県民税収入率の向上、必然的に県税全体の収入率向上に大きく波及するため、熊本市から研修生3名を受入れ、その他市町からの研修生10名、県職員9名の計22名体制で取り組んでいる。

平成20年度の県税全体の滞納繰越額5,228百万円の内3,635百万円（約70%）が個人県民税で、その過半数を熊本市が占めている。しかも、年々繰越額も増加傾向であるため（個人県民税を除く税目は圧縮している）、滞納整理の強化が最重要課題である。特に熊本市の個人県民税対策を重点的に行う必要がある。

<参考>個人県民税の滞納繰越額の推移

(単位：億円、%)

区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
滞納繰越額（現繰計）A	19.6	20.5	21.3	29.9	36.3
内 熊本市（現繰計）B	8.6	9.3	9.3	14.6	18.6
B/A (%)	43.9	45.4	43.7	48.8	51.2

(4) 特別徴収実施の推進

個人住民税（市町村）の平成19年度決算の結果から、特別徴収（毎月の給与から天引き）と普通徴収（年4回）の徴収率を比較すると、熊本市の決算額は、特別徴収の99.4%に対し、普通徴収は80.1%と約20%の差がある。

一方、本来特別徴収すべき対象の事業所における特別徴収実施状況を、市町村総室が県下市町村に対して調査を実施したところ（H20年3月）、約5割が特別徴収を実施していることがわかった。また、税務課が県の土木部監理課及び出納局管理調達課に申請している入札参加資格者のリストからサンプル調査を実施したところ（平成21年6月）、約6割が特別徴収を実

施していることが判明した。

【参考】

個人住民税の特別徴収とは、給与支払者が、住民税の納税義務者である給与所得者に代わって、従業員に支払う給与から住民税を毎月天引きして市町村に納付する制度である。住民税の特別徴収は、所得税の源泉徴収と同じく、法令で定められた義務である。

これに対して普通徴収とは、納税義務者本人が納税通知書によって納入する方法である。

今後は、市町村と連携して特別徴収実施の周知を徹底していくことで、税収確保に繋げていく必要がある。そのために、次の対策を実施した。

(対策)

- ・特別徴収実施の推進のため、H20. 12 市町村に対し特別徴収実施の周知徹底のため、広報強化を依頼。
- ・関係機関（税理士会、法人会、商工会連合会、建設業協会）に対してチラシの配付と共に各支部及び会員等への広報依頼。

【意見】

①個人住民税（個人県民税と個人市町村民税）の滞納整理に向けた新たな取組み

これまで地方税徴収特別対策室が支援してきた市町村の中に隣接市町村と併任による共同滞納整理に取り組む機構を立ち上げ、高額・悪質・常習滞納事案等を自治体自らで徴収していく動きが出てきている。これら地域版の滞納整理機関を県下一円に根付かせて行くため、県としてもこのような動きを全面的に支援・助言することが市町村の徴税力の強化には重要であると思われる。

ところで、他県では滞納整理の効率化のために、全県型の滞納整理機構の設立の動きがある（県レベルでは、平成 21 年 8 月現在で 19 府県が設立）。全県型の滞納整理機構の設立には、自治体間における組織規模や滞納整理に対する取組姿勢等に差があり、また市町村を取り込む機構等（一部事務組合、広域連合、任意団体）の設立に時間と費用を要するなど課題も多い。しかし、設立による一定の成果は見込まれる。

「監査結果のまとめ（19P）」でも述べたとおり、これまでの熊本県の主な対策は、滞納状況の改善に一定の成果を挙げている。しかし、個人県民税の滞納繰越額は、平成 18 年度以前は約 20 億円前後であったものが、平成 19 年度は約 29 億 9 千万円、平成 20 年度は約 36 億 4 千万円と急速に増加してきている。この状況を改善するために、地域版の滞納整理機構の立ち上げや全県型の滞納整理機構の設立など、早急に滞納整理の効率化に向けた新たな取組みを実施する必要があると思われる。すでに他県においては、滞納整理だけでなく、県と市町村がこれまで別々に行ってきた地方税の課税徴収や徴収事務を共同化しようと、地方税一元化へ向けて取組んでいる自治体もある。

<参考>地方税滞納整理機構

地方税滞納整理機構とは、県職員と市町村職員が相互併任発令により住民税等の滞納整理を行うため、地方自治体により設立される団体である。地方自治法第284条第2項（一部事務組合）や同第3項（広域連合）を法根拠としているが、任意団体として設立する場合もある。

この組織は、県内の地方自治体の任意加入によって構成され、各地方自治体の地方税等の徴収が困難な案件の滞納整理業務を行う。平成13年に初の地方税滞納整理機構が設立され、その後全国に広がり、九州では平成21年4月に長崎県及び佐賀県において地方税滞納整理機構が設立されている。

自治体単独の場合、特に小規模自治体では下記のような問題点があり、その解決策として地方税滞納整理機構が有効と考えられている。

- ・小規模の自治体では、滞納整理のための専任の職員を置けないし、徴税ノウハウの蓄積ができない。
- ・小規模の自治体では、滞納者と顔見知りとか親類などの地域的な特殊性で強制執行などの措置が取りづらい。
- ・小規模の自治体では、知能犯や悪質な場合などに組織的に対応しづらい。

②個人住民税の特別徴収の普及拡大

個人住民税の特別徴収を普及拡大することは経済性・効率性の観点から、徴収コストを削減し、徴収率を上げる有効な対策である。特に、熊本県の場合、サンプル調査で特別徴収の実施割合が5割から6割とのことであり、特別徴収の拡大の余地は十分にあると思われる。よって、これまでの広報活動等の取組みを引き続き徹底するとともに、個人住民税の特別徴収の普及拡大に向けて次のような対策の検討も必要と思われる。

（対策）

- ・県、市町村のすべての取引業者に取引資格条件として特別徴収の実施を義務付ける。
- ・県、市町村の補助金交付先、県中小企業融資制度の融資対象者等に適格条件として特別徴収の実施を義務付ける。
- ・熊本県信用保証協会の保証対象の事業者特別徴収の実施を義務付ける。他

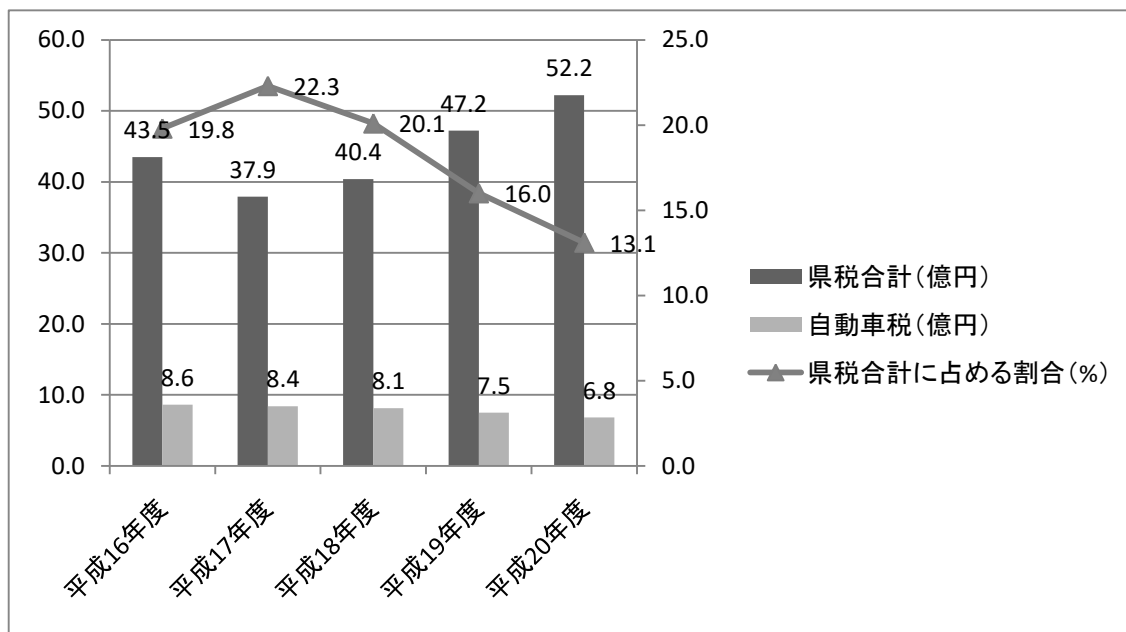
(2) 自動車税について

①自動車税の徴収事務

県税合計の滞納繰越額は、平成20年度で52億2千万円と増加傾向にあるが、自動車税の滞納繰越額は平成20年度6億8千万円と減少傾向となっている。また、県税合計に占める自動車税の滞納繰越額の割合も平成20年度は13.1%と減少傾向にある。

(参考) 過去5年間の滞納繰越額

(単位：億円、%)



【意見】

熊本県税事務所では、県税滞納整理事務を収税第1係から第4係までの20名（管理者は除く）で行っている。それら担当者の収税事務の中で、一般税と自動車税の事務量の割合を当該担当者の聞き取り調査をもとに算出すると、一般税約3割、自動車税約7割との結果が出た。一件当たりの滞納金額は少ないが件数が多いため、自動車税の徴収事務に多くの時間を要している。

滞納整理事務の効率化を考えれば、職員が一般税の徴収事務に時間を割けるよう対策を考えるとともに、自動車税については未収金発生を防止する有効な措置として、自動車重量税と同様に新車購入時及び車検時に徴収できるよう法令の改正が望まれる。

②滞納整理事務の軽減、効率化

自動車税の未収金に関して、個々の納税者の債権金額は100千円未満のものが多く、納期限後1年以内に徴収できないと長期滞納となるケースが見受けられ、可能な限り早期の徴収に努める必要がある。また、一旦長期滞納が生じると納税交渉過程において納付書や差押予告の発送が度々繰り返されたとしても、その効果は小さく事務コストのみが増加する状況である。

【意見】

年金受給者、母子家庭、本人病気等により納税者自身の生活自体が困窮しているケースや、本人行方不明、親族との接触ができないケースについては、納税者の状況を的確に把握したうえで

速やかな滞納処分の執行停止を行い、処理していくことがコスト面での事務負担の軽減、効率化につながると考える。

(3) 事業税の滞納状況について

法人事業税及び個人事業税については、修正申告によって発生した差額が徴収困難になるケースが多い。零細事業者の場合、資産の蓄積が少なく業績が悪化すればすぐに支払能力が減少するためであり、特に個人事業の場合には過年度の利益を消費していることが多い。

【意見】

景気変動により、急激に支払能力が低下する不動産業者や資金蓄積の少ない零細事業者に対する税の徴収は、督促状発付後、早急に取り組む必要がある。タイミングを逸すると徴収は殆ど期待できなくなるケースが多く、時間との戦いと認識する必要がある。

(4) 延滞金について

未収金の管理資料である「滞納整理月報」において、本税の未収金はゼロとなっても、月報に記載されていない延滞金の未収金が存在しているケースがある。これは県税決算書においても同様の記載になっており、調定されるまでは債権額が確定しないことから簿外となっている。延滞金は本税が納付されるまで金額が確定しないという理由で記載しないということであるが、「滞納整理月報」の原始資料である「滞納整理カード」において把握されており、また、その集計資料である「延滞金収入額表（個人県民税除く）」においても総額が分かる状況にある。

【意見】

現在延滞金は、本税が納付されるまで金額が確定しないという理由で、入金日で調定されている。しかし、入金前であっても延滞金の算定が可能となる場合があり、この時債権額が確定するものとする。延滞金については入金日で収入調定すべきではなく、延滞金が算定可能となった年度で調定すべきと思われる。

(5) 滞納債権の管理について

①滞納整理カードの記載内容

熊本県税事務所では、収税課を二課制とし、地域別に担当者が決められ、各担当者が滞納している納税者との交渉・徴収履歴等を滞納整理カードに記載し、未収金の徴収に当たっている。しかし、滞納整理カードの記録を讀んでいかなければ滞納者の現状がどのようになっているか把握できないものが多い。滞納債権は件数も多いことから、1件ずつカードを讀んでは、適時に適切な対応をとることは困難であるとする。

【意見】

各担当者の滞納者への交渉等、並々ならぬ徴収努力をしていることは十分理解できるところである。しかし、債務者の状況に一覧性を持たせる、又は滞納者の状況が一目で把握できるよう滞納整理カードの記載を工夫することで、優先すべき案件を把握しやすくなり、より徴収率を上げることにつながると考える。今後、迅速な事務処理ができるように滞納者の管理方法を改善することが必要と考える。

②滞納債権の発生要因と予防

個人事業税や法人事業税の滞納要因として、納税者の事業業績の悪化による資金難が主たるものであるが、国税の税務調査による過年度修正分の滞納も多くみられた。

また、不動産取得税に関して、特に個人の滞納のケースでは贈与税の非課税枠を利用し、土地や建物の贈与を受けた際に生じたものが散見された。

【意見】

この要因として、納税者に国税と地方税の取り扱いが異なることが十分に周知されていないことが考えられる。

滞納の発生要因は各税目により違いはあるものの、国税と地方税の課税についてもっと納税者に周知徹底を図っていくことが不可欠であり、県の広報や、国税との連携を密にして納税意識を高揚させていく広報活動が必要である。

③滞納整理事務の迅速化・効率化

滞納者には、①納税意識が欠如しているケース、②生活保護は受けていないが経済的に極めて困窮しているケース、③健康上問題があり生活保護等を受けているケースなどのパターンがある。①のケースでは滞納者の財産調査を速やかに行い滞納処分を進めていく必要があると考えるが、②及び③のケースでは滞納者の生活自体が困窮しており財産もなく、臨戸や電話催告の強化、差押えによる徴収努力も限界があると考えられる。②及び③のケースでも少額の分納をしている滞納者もみられるが、件数的にはごく少数である。

【意見】

滞納整理事務の迅速化・効率化のため、できるだけ滞納者の現状や意識を的確に把握し、納税意識が欠如している滞納者に対しては滞納処分を強化し早期徴収を図る必要がある。また、財産を有しない生活困窮者等に対しては、徴収事務に時間をかけても徴収が困難なことが多いことから、滞納処分の執行停止を早める等の検討が必要である。

(6) 不納欠損処分について

熊本県税務所の平成20年度不納欠損額135,751千円（現年度分36,000千円、滞納繰越分99,750千円）のうち、現年度分の不動産取得税に関する不納欠損処分額は3件で、34,613千円の処分額となっている。

この3件の不納欠損処分の中に、平成19年に大規模商業施設を開発したA社の不動産取得税30,998千円が含まれていた。A社は、B社（実質上の親会社）が不動産の証券化を目的として設立した法人であった。平成20年3月、B社の資金繰り悪化による倒産状態となったため法人配当金の差押えも出来ず、また、課税物件も取得後信託銀行へ信託され所有権移転されていた。その結果、A社には担税力がないため、平成21年3月27日付の決裁にて不納欠損処分されたものである。

【意見】

本件は、取得から課税までに約1年の期間を要し、その間にA社の資金がB社へ流出し、その後B社は倒産状況に至っている。本件においては開発当初からB社がA社より資金回収を図る意図があったのではないかと推測される面もある。

今後、特に大型商業施設等の大規模な開発に伴う不動産取得税の課税については、事前に土地や建物取得の情報を集めるなどして、取得後速やかに課税標準額を算定し課税を行い、徴収を行う体制を整備する必要がある。

(7) 県外の滞納者について

県外在住の滞納者（甲）に対し、平成4年5月に督促状の発付を行い、平成21年8月の監査時も徴収業務を継続している。当初の滞納額は69,800円で、平成21年8月の滞納額は36,500円となっている。徴収努力は認めるが、通信費、関与職員の人件費等、徴収にかかる経費は18年間でかなり大きな額になっていると予想され、その額は当初税額を上廻る可能性がある。

【意見】

県外の滞納者に対する徴収経費は大きくなる傾向があり、少額の滞納者に対しては費用対効果を考慮し、効率的な徴収方法を工夫する必要があると考える。

生活保護費返還金・徴収金に関する未収金（社会福祉課）

1. 概要

(1) 制度の趣旨

生活保護制度は、日本国憲法第 25 条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とした制度である。

生活保護費は、厚生労働大臣の定める基準（「保護の基準」という。）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において支給される。

(2) 未収金の状況

①未収金の性格

生活保護制度に関して、生活保護法第 78 条に「不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができる。」と規定されており、この徴収の調定により未収金が発生する。

また、生活保護法第 63 条（費用返還義務）において「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と規定され、その返還に際して発生する返還請求権が未収金である。

過去 5 年間の生活保護費返還金・徴収金の推移

(単位：千円)

項目\年度		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
現年度分	調定額	40,887	16,112	22,266	21,205	25,141
	収入額	40,675	12,564	18,846	20,570	21,189
	不納欠損額	0	0	0	0	0
	収入未済額	212	3,547	3,420	635	3,952
	徴収率	99.50%	78.00%	84.60%	97.00%	84.30%
過年度分	調定額	11,868	10,516	12,972	15,116	14,170
	収入額	1,564	1,091	1,203	1,537	1,501
	不納欠損額	0	0	74	0	700
	収入未済額	10,303	9,424	11,694	13,579	11,967
	徴収率	13.20%	10.40%	9.90%	10.20%	15.50%
合計	調定額	52,756	26,628	35,239	36,322	39,312
	収入額	42,240	13,655	20,049	22,107	22,691

項目\年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
不納欠損額	0	0	74	0	700
収入未済額	10,516	12,972	15,114	14,216	15,920
徴収率	80.10%	51.30%	57.10%	60.90%	59.50%

<H20 年度未収金残高の発生根拠別内訳>

(単位：千円)

区分	法63条(返還金)	法78条(徴収金)	その他	計
現年度発生分	1,182	2,769	—	3,952
過年度発生分	2,381	9,257	329	11,968
平成20年度計	3,563	12,027	329	15,920

(注) その他は調定額の誤り(県福祉事務所以外への転出等に伴う過払い返還等)による戻入額。

(3) 未収金の管理状況

生活保護費返還金・徴収金については、未収金取扱方針、未収金回収事務処理マニュアル(平成12年8月策定)及び生活保護費返還金・徴収金の履行期限の延長についての処理要領(平成13年9月策定)に基づき事務処理がなされ、未収金の管理がなされている。未収金の回収・管理に関する各地域振興局福祉課(福祉事務所を兼ねる)との打ち合わせを年1回実施している。また、未収金発生 of 未然防止策の一つとして、毎年6月期の課税確定を待って課税調査を行い、不正受給がないか確認している。

しかしながら例えば、事故等による保険金については医療機関からの請求があるため保険受給の確認が取れるが、生命保険の給付については契約者が本人である場合は発見可能であるものの、保険金受領者が本人で保険料負担者が他の親族のケースでは発見が困難であることから、不正受給が発生しやすい。また、すでに生活費等で費消していることが多い就労収入、年金受給の不正申告に関する未収金などが特に回収が困難である。

2. 監査の結果と意見

生活保護費返還金・徴収金については、未収金取扱方針等に基づき、未収金の回収業務は概ね適切に行われている。

(1) 未収金回収の経済性及び効率性について

芦北福祉事務所管内の未収金のうち、生活保護法第78条の不正受給に基づいて、昭和59年2月に806,972円を調定し、訪問指導等により平成20年度末までに366,005円を回収、未収金として440,967円が残っている状況である。

平成7年10月以降毎月訪問することにより、債務者は500円ずつの納入に応じてはいるが、徴収員が毎回夜の時間帯に訪問し回収している現状から、回収に係る事務コストの経済性、事務の効率性の面から問題があると考えられる。

【意見】

現在そのまま回収を続けても、全額回収するには今後70年以上かかり、全額を回収できるか疑問である。また、経済性及び効率性の観点から思慮しても、回収額以上に事務コストを掛けている可能性が高く問題があり、債務者に対し月々の納入額の増額を求めて回収を図るか、もしくは徴収停止にするかを検討したうえで、今後も回収を続けるべきか判断する時期に来ていると考える。

(2) 不正受給の防止への対応について

平成20年度未収金残高の発生根拠別内訳でも分かるように、生活保護法第78条に基づく徴収金の未収が多く、受給金を受給者やその親族ですでに費消してしまったため回収が困難になっているケースが多い。

【意見】

年1回の課税調査で判明することが多いが、発見時には費消されていることが多い。不実の申告による不正受給に関しては出来るだけ早期の発見に努め、発生件数、発生金額を低く抑える努力が不可欠である。受給者に対し保護開始時に受給にあたっての義務を周知徹底させるとともに、民生委員との情報交換を含め、訪問等の実施により受給者の生活変化等の情報を入手できるようにしていくべきである。

(3) 不納欠損処理での債権の時効管理の徹底について

平成20年度の不納欠損処理については、生活保護法第78条に基づく徴収金に関し時効中断の効力を有する有効な納入の通知及び督促を行っていなかったため、実際の時効は平成11年4月から10月までに順次成立していた。

本件は、時効の起算日を本来の「不当利得の発生日の翌日」ではなく、督促状を発送した平成15年5月であると誤認したため、5年後の平成20年5月に不納欠損処理を行ったものである。

【意見】

各債権管理者に対し、地方自治法第236条第1項の時効に関する起算日に関して改めて正しい理解を促すとともに、個々の債務者の時効期間満了等の管理を徹底する必要がある。

**児童保護費負担金（こども総合療育センター負担金含む）
に関する未収金（障がい者支援総室）**

1. 概要

(1) 制度の趣旨

児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号及び同条第 2 項により措置又は委託された児童に係る、法第 56 条に規定する費用の徴収やその滞納者に対する指導については、各関係法令等並びに児童保護費徴収金滞納整理検討会議運営要領（平成 7 年 5 月 24 日施行）及び熊本県福祉総合相談所児童福祉施設等徴収金滞納者指導事務要領（平成 7 年 9 月 1 日施行）に基づき、実施している。

(2) 未収金の状況

児童福祉法第 56 条第 2 項及び熊本県児童福祉法施行細則第 11 条第 1 項第 4 号に基づき、障害児施設等への入所措置を受けた者に対し、その負担能力に応じて費用の全部又は一部を負担させるもので、本人分（20 歳以上の場合）と扶養義務者分の 2 本立ての徴収を行う際に発生する未収金である。

過去 5 年間の児童保護費負担金の推移 (単位：千円)

項目\年度		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
現年度分	調定額	270,018	274,061	162,440	1,965	1,580
	収入額	262,599	265,845	156,497	1,158	1,080
	不納欠損額	0	0	0	0	0
	収入未済額	7,419	8,215	5,942	807	499
	徴収率	97.3%	97.0%	96.3%	58.9%	68.4%
過年度分	調定額	28,650	27,677	26,667	23,619	21,182
	収入額	7,361	6,954	4,912	1,230	2,458
	不納欠損額	1,042	2,215	4,078	2,014	1,962
	収入未済額	20,246	18,507	17,676	20,375	16,762
	徴収率	25.7%	25.1%	18.4%	5.2%	11.6%
合計	調定額	298,669	301,738	189,107	25,585	22,762
	収入額	269,961	272,799	161,409	2,388	3,539
	不納欠損額	1,042	2,215	4,078	2,014	1,962
	収入未済額	27,665	26,723	23,619	21,182	17,261
	徴収率	90.4%	90.4%	85.4%	9.3%	15.5%

<平成 20 年度未収金残高の障がい者支援総室、こども総合療育センター別内訳> (単位：千円)

区分	障がい者支援総室	こども総合療育センター	計
現年度発生分	472	27	499
過年度発生分	16,397	365	16,762
H20 年計	16,869	392	17,261

- (注) 1. 平成 18 年以降現年度分の調定額が減少しているのは、障害者自立支援法の平成 18 年 4 月 1 日施行に伴い、平成 18 年 10 月 1 日から児童福祉法が改正・施行され、原則として措置制度から契約制度になったためである。
2. 平成 16 年度から平成 20 年度までの各年度における不納欠損額は、地方自治法第 236 条第 1 項の規定に基づき債権の時効が成立し処理したものである。

(3) 未収金の管理状況

児童保護費負担金徴収金の未収金に関しては、児童保護費徴収金滞納整理検討会議運営要領(平成 7 年 5 月 24 日施行)及び熊本県総合福祉相談所児童福祉施設等徴収金滞納者指導事務要領(平成 7 年 9 月 1 日施行)に基づき、平成 12 年 4 月 1 日施行した児童保護費負担金徴収に係る事務マニュアルに従い事務処理がなされている。

納入通知書に定める納入期限までに納入がなかった者について毎月定期的に督促状を送付し、滞納状況に応じ電話、訪問、文書催告を行っており、また、年 3 回(4・5 月、11・12 月及び 2・3 月)徴収強化月間を設け、訪問等による催告、回収に努めているのが現状である。

なお、未収金の管理状況につき債権管理調書(福祉システムの画面のハードコピー、調査・面接・診断・指導等の経過記録、分納誓約書等を含む)を作成し管理している。

2. 監査の結果と意見

児童保護費負担金・徴収金(障がい者支援総室)の未収金は、債権管理台帳の改善・整備が必要であるが、事務マニュアル等に基づき、回収事務は概ね適正に行われている。

(1) 債権管理台帳の改善・整備について

現在児童保護費負担金徴収金の未収金の管理に使用されている債権管理調書ファイルでは、調査・面接・診断・指導等の経過記録は事務処理マニュアル等に従ったかたちで適切に処理されていると考えられる。しかし、福祉システムの画面のハードコピーでは、未収金の発生(調定)から回収(収入)、不納欠損処理及び未収金残高の管理について、事務処理の履歴を含めた債務者毎の管理が不十分である。

【意見】

各債務者につき年度毎に発生・回収・不納欠損処理の状況が一覧できる債権管理表を作成する必要がある。

特に、過年度分に関し未収金残高発生年度毎に区分して把握することは、地方自治法第 236 条第 1 項の時効管理に不可欠な情報である。債務者の未収金の回収(不納欠損処理を含む)が完了するまで一覧性のある台帳として管理する必要がある。

(2) 不納欠損処理の正確性について

現在、平成7年度発生未収金4,400円が残っている。

この未収金4,400円については、平成20年12月に時効が成立しており、本来は平成20年度において不納欠損処理を行うべきであったが、未処理のまま残っている。

【改善】

債務者毎に各年度の未収金の発生（調定）、回収（収入）、不納欠損額及び各年度の未収金残高が把握できる台帳を作成し、未収金発生の年度別管理、時効による適切な不納欠損処理が行えるよう改善・整備すべきである。

児童保護費負担金に関する未収金（少子化対策課）

1. 概要

（1）制度の趣旨

児童福祉法第27条第1項第3号により入所又は委託された児童等に係る、法第56条に規定する費用の徴収やその滞納者に対する指導については、各関係法令等並びに児童保護費徴収金滞納整理検討会議運営要領（平成7年5月24日施行）及び熊本県福祉総合相談所児童福祉施設等徴収金滞納者指導事務要領（平成7年9月1日施行）に基づき、実施している。

（2）未収金の状況

児童福祉法第56条第2項及び熊本県児童福祉法施行細則第11条第1項第2号及び第3号に基づき、児童福祉施設等への入所等の措置を受けた者に対し、本人又はその扶養義務者からその負担能力に応じて費用の全部又は一部を負担させるもので、徴収を行う際に発生する未収金である。

児童保護費負担金年度別推移

（単位：千円）

項目\年度	年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
現年度分	調定額	21,748	21,970	22,626	26,716	29,817
	収入額	15,519	15,972	14,621	17,195	17,359
	不納欠損額	0	0	0	0	0
	収入未済額	6,229	5,997	8,004	9,520	12,457
	徴収率	71.4%	72.7%	64.6%	64.4%	58.2%
過年度分	調定額	21,808	24,554	23,522	26,953	32,142
	収入額	2,521	2,233	1,942	1,782	1,914
	不納欠損額	698	4,827	2,630	2,470	3,651
	収入未済額	18,589	17,493	18,950	22,700	26,576
	徴収率	11.6%	9.1%	8.3%	6.6%	6.0%
合計	調定額	43,557	46,524	46,149	53,670	61,959
	収入額	18,040	18,206	16,564	18,978	19,274
	不納欠損額	698	4,827	2,630	2,470	3,651
	収入未済額	24,818	23,491	26,955	32,221	39,034
	徴収率	41.4%	39.1%	35.9%	35.4%	31.1%

（福祉総合相談所分）

<参考>

別表第2(第11条関係)

児童入所施設等徴収金基準額表

各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分		入所施設	母子生活支援施設、児童自立支援施設通所部、情緒障害児短期治療施設通所部、児童自立生活援助事業所	
階層区分	定義		徴収金基準額(月額)	徴収金基準額(月額)
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0円	0円
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯		2,200円	1,100円
C1	A階層及びB階層を除き当該年度分の市町村民税の	均等割の額のみ(所得割のない世帯)	4,500円	2,200円
C2	課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割の額がある世帯	6,600円	3,300円
D1	A階層及びB階層を除き前	15,000円以下	9,000円	4,500円
D2	年分の所得税課税世帯で	15,001円から40,000円まで	13,500円	6,700円
D3	あって、その所得税の額の	40,001円から70,000円まで	18,700円	9,300円
D4	区分が次の区分に該当す	70,001円から183,000円まで	29,000円	14,500円
D5	る世帯	183,001円から403,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が41,200円を超えるときは41,200円とする。)	20,600円

D6		403,001円から703,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が54,200円を超えるときは54,200円とする。)	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が27,100円を超えるときは27,100円とする。)
D7		703,001円から1,078,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が68,700円を超えるときは68,700円とする。)	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が34,300円を超えるときは34,300円とする。)
D8		1,078,001円から1,632,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が85,000円を超えるときは85,000円とする。)	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が42,500円を超えるときは42,500円とする。)
D9		1,632,001円から2,303,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が102,900円を超えるときは102,900円とする。)	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が51,400円を超えるときは51,400円とする。)
D10		2,303,001円から3,117,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が122,500円を超えるときは122,500円とする。)	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が61,200円を超えるときは61,200円とする。)
D11		3,117,001円から4,173,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が143,800円を超えるときは143,800円とする。)	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が71,900円を超えるときは71,900円とする。)
D12		4,173,001円から5,334,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が166,600円を超えるときは166,600円とする。)	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が83,300円を超えるときは83,300円とする。)

D13		5,334,001円から6,674,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が191,200円を超えるときは191,200円とする。)	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が95,600円を超えるときは95,600円とする。)
D14		6,674,001円以上	全額徴収	全額徴収

2. 監査の結果と意見

児童保護費負担金（少子化対策課）の未収金の回収事務は、概ね適正に行われており、特に指摘すべき事項はない。

児童扶養手当返納金に関する未収金（少子化対策課）

1. 概要

(1) 制度の趣旨

離婚等による母子家庭等、父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立促進に寄与するため、その児童を監護する母、又は母に代わって児童を養育している者に対して、児童扶養手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。

(2) 根拠法令等

- ・児童扶養手当法（昭和36年11月29日法律第238号）
- ・児童扶養手当法施行令（昭和36年12月7日政令第405号）

当該手当の支給要件に該当する者（18歳に達する日以降最初の3月31日までにある児童を監護、養育している母子世帯等の母又は養育者）から認定請求書が居住地の町村長（町村分）に提出され、この内容を都道府県知事が審査し適当と認めた場合、次のとおり手当が支給される。

① 当支給額（平成18年4月分から）

・全部支給の場合

第1子	41,720円／月
第2子	5,000円／月加算
第3子以降	3,000円／月加算

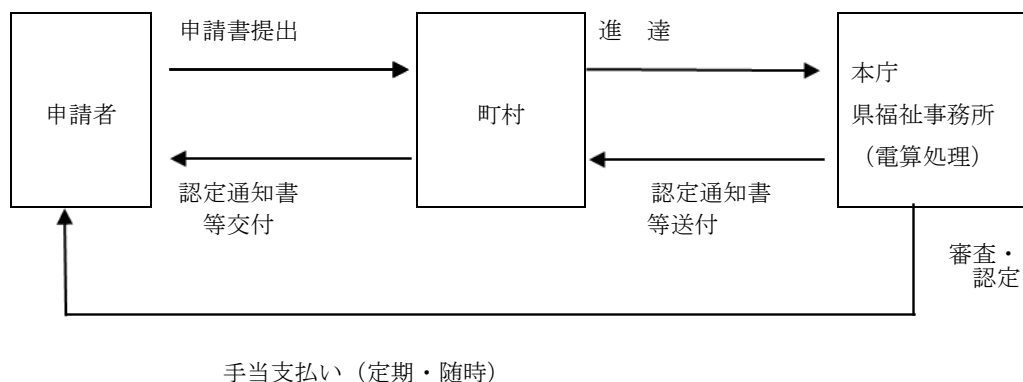
・一部支給の場合

第1子	41,710円／月～9,850円／月
第2子	5,000円／月加算
第3子以降	3,000円／月加算

② 支給方法

毎年4・8・12月に、4ヶ月分を県から受給資格者の口座に振り込む。（その他の月も転出者等の随時払いが発生する場合がある）

③事業の仕組み・体系図



④支給後の調査

毎年度、「現況届」提出時に各町村と福祉事務所の担当者が聞き取り調査を行い、受給資格に変更がないことを確認している。

(3) 未収金が発生する状況

児童扶養手当の受給資格者が受給資格を喪失している事実が判明した場合、既に受領した児童扶養手当を、資格喪失の時に遡り返還金請求をするため未収金が発生する。

(4) 資格喪失の理由

- ① 日本国内に住所を有しない。
- ② 公的年金（老齢年金を除く）を受けられることができる。
- ③ 父の公的年金の加算対象となる。
- ④ 労働基準法等の遺族補償を受けている。
- ⑤ 児童福祉法による児童福祉施設に入所している。
- ⑥ 里親に委託されてる。
- ⑦ 父と生計同一である（父が障害を除く）。
- ⑧ 母の配偶者に育成されている。

(児童扶養手当返還金年別収納状況)

〈単位：千円、％〉

年度	区分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
現年度	調定額	2,733	4,304	3,279	2,830	3,184
	収納額	1,133	2,142	1,275	850	80
	未済額	1,599	2,161	2,003	1,979	3,104
	収納率	41.5%	49.8%	38.9%	30.0%	2.5%
過年度	調定額	20,935	20,092	19,824	18,332	18,454
	収納額	1,310	1,960	2,141	1,857	1,582

年度	区分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
	未済額	18,492	17,662	16,328	16,474	16,871
	収納率	6.3%	9.8%	10.8%	10.1%	8.6%
	不納欠損額	1,132	468	1,354	0	0
合計	調定額	23,669	24,396	23,104	21,163	21,639
	収納額	2,444	4,103	3,416	2,708	1,662
	未済額	20,092	19,824	18,332	18,454	19,976
	収納率	10.3%	16.8%	14.8%	12.8%	7.7%
	不納欠損額	1,132	468	1,354	0	0

(注) 元来、現年度の収納率は 50% 近い。平成 20 年度においては調定額が 1,266,860 円、1,110,360 円という多額の返納案件が発生しており、その 2 件の収納額は合計で 50,000 円という少額であったことから、全体としては極端に低い収納率となっている。

2. 監査の結果と意見

(1) 未収金の発生防止対策について

① 児童扶養手当が支給される大多数の家庭は、経済的に恵まれていない場合が多い。従って、受給資格を喪失して、受領済の児童扶養手当を遡り返還請求されることになっても、それを返還できるだけの経済的な余裕はなく、回収できる可能性は低いと考える。

【意見】

このような事態を避けるためには、受給資格を喪失した場合、支給を出来るだけ早く停止し、未収額が大きくなるように注意する必要がある。

② 平成 20 年度での資格喪失を事由別に分析した結果、80 件の受給喪失事由のうち養育者の再婚が 42 件、年金受給の資格取得が 23 件と、この二項目が大半を占めていた。

【意見】

制度として、支給後の調査を町村と福祉事務所の担当者が聞き取り調査で受給資格に変更がないことを、毎年確認しているはずである。この際、特に再婚や年金の資格取得についての調査・確認を従来以上に綿密に行うべきである。

母子寡婦福祉資金貸付金（年度後返納含む）に関する未収金（少子化対策課）

1. 概要

(1) 制度の趣旨

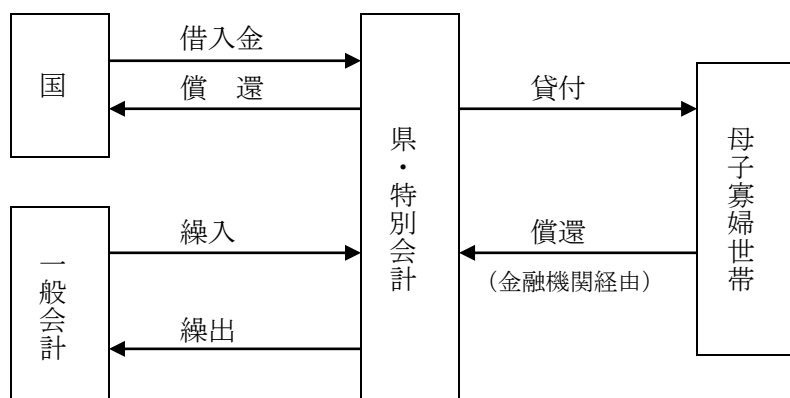
母子及び寡婦福祉法に基づき特別会計を設け、各種資金の貸付を行うことによって母子家庭及び寡婦の経済的自立を図り、母子寡婦福祉の推進に寄与する。

(2) 根拠法令等

- ・母子及び寡婦福祉法（昭和 39 年 7 月 1 日法律第 129 号）
- ・母子及び寡婦福祉法施行令（昭和 39 年 7 月 1 日法令第 224 号）
- ・母子及び寡婦福祉法施行規則（昭和 39 年 7 月 1 日厚令第 32 号）

(3) 事業の仕組み・体系図

国からの借入金及び県一般会計からの繰入金をもとに特別会計を設けて貸付を行っている。その割合は、およそ国 2：県 1 である。貸付後、資金種類毎の据え置き期間をおいて償還される。一部の資金種類については有利子のため元利償還。



<参考> 熊本県母子寡婦福祉資金の概要

資金の種類 貸付対象等	資金の概要	貸付限度額	貸付を受ける期間	据置期間	償還期限 (据置期間経過後)	年利子
事業開始資金 ・ 母子家庭の母 ・ 寡婦 ・ 母子福祉団体	事業(団体については政令で定める事業)を開始するのに必要な設備費、什器、材料等を購入するための資金	2,830,000 円 団体 4,260,000 円		貸付の日 から1年	7年以内	保証人を立てた場合は無利子 保証人を立てない場合は1.5%
事業継続資金 ・ 母子家庭の母 ・ 寡婦 ・ 母子福祉団体	現在営んでいる事業(団体については政令で定める事業)を継続するために必要な資金 ※借金返済に充てるための資金ではない。 ※事業開始後概ね3年以上経過していること。	1,420,000 円 団体 1,420,000 円		貸付の日 から6ヶ月	7年以内	保証人を立てた場合は無利子 保証人を立てない場合は1.5%
修学資金 ・ 母子家庭の母が扶養する児童 ・ 父母のない児童 ・ 寡婦が扶養する子	高等学校、大学、高等専門学校又は、専修学校に就学させるための授業料、書籍代、交通費等に 必要な資金 ※他の公的奨学金との重複貸付はできない。	※カッコ内の数値は特別 分の限度額 【自宅通学】 高校 専修学校(高等課程) 30,000 円 (45,000 円) 高等専門学校 53,000 円 (79,500 円) 短期大学 専修学校(専門課程) 53,000 円 (79,500 円) 大学 54,000 円 (81,000 円) 専修学校(一般家庭) 30,000 円 (45,000 円) 【自宅外通学】 の場合は自宅通学より 1.13~1.18の増額がある	就学期間 中	当該学校 卒業後 6ヶ月	貸付を受け た期間の 3倍以内	無
技能習得資金 ・ 母子家庭の母 ・ 寡婦	母(寡婦)が事業を開始又は会社等に就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	月額 65,000 円 ※特別な事情の場合は、 12月分までを合わせて貸 し付けできる。 (限度額 780,000 円) 【運転免許取得の場合】 特別 460,000 円	知識技能 を習得す る期間中 の5年以 内	知識技能 習得後1年	20年以内	保証人を立てた場合は無利子 保証人を立てない場合は1.5%
修業資金 ・ 母子家庭の母が扶養する児童 ・ 父母のない児童 ・ 寡婦が扶養する子	児童(子)が事業を開始又は会社等に就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	月額 65,000 円 【運転免許取得の場合】 特別 460,000 円	知識技能 を習得す る期間中 の5年以 内	知識技能 習得後1年	貸付を受け た期間の3倍 以内 特別の場合 は6年以内	無

資金の種類 貸付対象等	資金の概要	貸付限度額	貸付を受ける期間	据置期間	償還期限 (据置期間経過後)	年利子
就職支度資金 ・母子家庭の母 又は児童 ・父母のいない児童 ・寡婦	就職するために 直接必要な被服、履 物等及び通動用自 動車を購入する資 金	100,000 円 【自動車購入の場合】 特別 320,000 円		貸付の日 から1年	6年以内	児童にかかるものにつ いては、無利子 配偶者のない女子につ いては、保証 人を立てた 場合は無利 子、保証人を 立てない場 合は 1.5%
医療介護資金 ・母子家庭の母又は 児童 ※介護の場合は 児童を除く ・寡婦	医療又は介護(当 該医療又は介護を 受ける期間が1年 以内)を受けるため に必要な自己負担 金、通院のための交 通費及び医師が必 要と認めた保険給 付のサービスのため の資金	<医療> 340,000 円 【所得税非課税世帯の場合】 特別 480,000 円 <介護> 500,000 円		医療又は 介護を受 ける期間 が満了し て6ヶ月	5年以内	保証人を立 てた場合は 無利子 保証人を立 てない場合 は1.5%
生活資金 ・母子家庭の母 ・寡婦	知識技能を習得 する間、生活を安 定・維持するのに必 要な生活費。(技能 習得資金の貸付の 有無を問わない。)	月額 141,000 円 【生計中心者でない場合】 月額 69,000 円	知識技能 習得期間 中	知識技能 習得後1年	20年以内	保証人を立 てた場合は 無利子 保証人を立 てない場合 は1.5%
・母子家庭の母 ・寡婦	医療又は介護を 受けている者がそ の期間中に必要な 生活費(医療介護資 金の貸付の有 無を問わない。)	月額 103,000 円 【生計中心者でない場合】 月額 69,000 円	医療介護 資金の貸 付を受け て医療介 護を受け ている期 間。	医療又は 介護を受 ける期間 が満了し て6ヶ月	5年以内	保証人を立 てた場合は 無利子 保証人を立 てない場合 は1.5%
・母子家庭の母	母子家庭になっ て7年未満の母が、 生活を安定させる ために必要な生活 費等の経費。(父親 から養育費の取得 に係る裁判等に要 する費用も含む)	月額 103,000 円 【生計中心者でない場合】 月額 69,000 円 ※12ヶ月分を上限として 一括貸付を行うことが出 来る。 ※240万円を限度とする。	240万円 に達する 期間。	貸付期間 満了後6ヶ 月	8年以内	保証人を立 てた場合は 無利子 保証人を立 てない場合 は1.5%
・母子家庭の母 ・寡婦	失業期間中の生 活の安定と再就職 活動の促進を図る ための資金	月額 103,000 円 【生計中心者でない場合】 月額 69,000 円	離職した 日の翌日 から起算 して1年 以内。	貸付期間 満了後6ヶ 月	5年以内	保証人を立 てた場合は 無利子 保証人を立 てない場合 は1.5%
住宅資金 ・母子家庭の母 ・寡婦	住宅を建設、購 入、補修、保全、改 修又は増築するの に必要な資金	1,500,000 円 【新築や災害による 補修等の場合】 特別 2,000,000 円		貸付の日 から6ヶ月	6年以内新 築、災害等 の場合は 7年以内	保証人を立 てた場合は 無利子 保証人を立 てない場合 は1.5%

資金の種類 貸付対象等	資金の概要	貸付限度額	貸付を受ける期間	据置期間	償還期限 (据置期間経過後)	年利子
転宅資金 ・母子家庭の母 ・寡婦	住居を移転するときに、敷金等の貸借に必要な資金及び特に必要と認められてる運送費に充てる資金	260,000 円		貸付の日から6ヶ月	3年以内	保証人を立てた場合は無利子 保証人を立てない場合は1.5%
就学支度資金 ・母子家庭の母が扶養する児童 ・父母のない児童 ・寡婦が扶養する子	就学、修業するために必要な被服等の購入に必要な資金	小学校 39,500 円 中学校 46,100 円 国公立高校 85,000 円 修業施設等 100,000 円 私立高校 420,000 円 国公立大学・短大等 380,000 円 私立大学・短大等 590,000 円		卒業あるいは死亡、退学後6ヶ月	5年以内	無
結婚資金 ・母子家庭の母 ・寡婦	母子家庭の母が扶養する児童、寡婦が扶養する子の婚姻に際し必要な資金	300,000 円		貸付の日から6ヶ月	5年以内	保証人を立てた場合は無利子 保証人を立てない場合は1.5%

注：違約金：指定日までに償還しなかった場合に、その翌日から納入した当日までの日数を計算し、元利金につき10.75%の違約金が徴収される。

(4) 未収金の状況

①過去5年間の母子寡婦福祉資金の推移

(単位:千円、人・件、%)

項目\年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
現年度分	調定額	94,828	79,967	70,941	64,910	62,408
	収入済額	88,957	76,314	67,296	60,273	57,271
	収入未済額	5,871	3,653	3,644	4,637	5,137
	不納欠損額	0	0	0	0	0
	過誤納額	0	0	0	0	0
	収入未済件数	656	346	402	463	637
	収入割合	93.8%	95.4%	94.9%	92.9%	91.8%
過年度分	調定額	43,110	41,029	39,025	35,961	35,591
	収入済額	7,951	7,230	6,753	5,745	5,067
	収入未済額	35,159	33,799	32,090	30,216	30,524
	不納欠損額	0	0	182	0	0
	過誤納額	0	0	0	0	0
	収入未済件数	3,704	3,555	3,360	3,180	3,157
	収入割合	18.4%	17.6%	17.3%	16.0%	14.2%
合計	調定額	137,938	120,997	109,966	100,871	97,999
	収入済額	96,908	83,544	74,049	66,018	62,338
	収入未済額	41,030	37,453	35,735	34,853	35,661
	不納欠損額	0	0	182	0	0
	過誤納額	0	0	0	0	0
	収入未済件数	4,360	3,901	3,762	3,643	3,794
	収入割合	70.3%	69.0%	67.3%	65.4%	63.6%

※金額と件数は、貸付金と年度後返納を合計したものである。

②平成 20 年度の資金種別の調定額と未収金残高

(単位：千円)

資金種別	調定額	未収金残高
事業開始資金	4,911	4,195
事業継続資金	376	352
<u>修学資金(A)</u>	<u>66,712</u>	<u>22,510</u>
技能習得資金	1,892	371
修業資金	5,113	676
就職支度資金	931	7
医療介護資金	462	432
生活資金	6,073	2,462
住宅資金	597	116
転宅資金	630	234
<u>就学支度資金(B)</u>	<u>10,033</u>	<u>3,944</u>
結婚資金	362	362
特例児童扶養資金	60	0
合計(C)	98,152	35,661
(A) + (B) = (D)	76,745	26,454
(D) ÷ (C)	78.2(%)	74.2(%)

2. 監査の結果と意見

(1) 連帯保証人の要件について

未収金の現年度の収入割合は 90%を超えているが、過年度の収入割合は 20%を大きく下回っている。

一般的に母子寡婦の世帯は所得水準が低く、返済資力が乏しいと考えられ、一旦滞納し始めると、その後回収が困難になるケースが多い。債務者が返済不能になれば、連帯保証人に対し返済を求めることになるが、未収金の滞納状況を調査した結果、連帯保証人が責任を果たしている例は非常に少なかった。

【意見】

今後、連帯保証人の要件等を再検討することにより、保証人制度の実効性を確保する必要があると考える。

(2) 修学資金と就学支度資金の貸付制度の見直しについて

平成 20 年度の修学資金と就学支度資金の調定額合計は、全体の 78.2%を占めており、また、修学資金と就学支度資金の未収金残高合計は、全体の 74.2%と、二つの貸付に関する未収金が 3分の2を占めている。

【意見】

高校の学費の実質無償化等の政策により、今後の当該制度の利用も大きく変わる可能性がある。今後の政策の変化に十分配慮しつつ、当該制度の見直しが必要と考える。

看護師等修学資金貸付金に関する未収金（医療政策総室）

1. 概要

（1）制度の趣旨

看護師等修学資金貸付制度は、保健師、助産師、看護師又は准看護師を養成する学校又は養成所（以下「養成施設」という。）に在学する者に修学資金を貸与し、もってこれらの者の修学を容易にすることにより、県内の保健師、助産師、看護師又は准看護師の充実に資することを目的としている。（熊本県看護師等修学資金貸付条例第1条）

（2）未収金の性格

本貸付金は、同条例第7条の免除規定（養成施設を卒業後、条例で定める一定の施設、団体又は事業所に5年間看護職員として業務に従事。）に該当すれば返還の債務は免除される。

免除されない場合は返還義務を負い、貸与を受けた期間に相当する期間内で貸付金を返還することになる（同条例第8条）。貸付金が当初の契約に従い返還されれば未収金とはならないが、滞納が発生した場合にその滞納額が未収金（収入未済額）となる。

＜過去5年間の本貸付金の収入調定、収入済額、収入未済額の推移＞（単位：千円、人）

項目\年度			平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
現年度分	収入 調定	金額	33,872	29,944	23,121	27,297	14,711
		人数	121	99	83	88	57
	収入 済額	金額	32,611	27,923	21,919	26,437	13,966
		人数	112	89	74	82	52
	収入 未済額	金額	1,261	2,021	1,202	860	745
		人数	9	10	9	6	5
過年度分	収入 調定	金額	2,269	2,253	3,620	2,889	2,317
		人数	13	13	14	17	10
	収入 済額	金額	1,277	654	1,933	1,432	968
		人数	7	6	4	11	4
	収入 未済額	金額	992	1,599	1,687	1,457	1,349
		人数	6	7	10	6	6
合計	収入 調定	金額	36,141	32,197	26,741	30,186	17,028
		人数	134	112	97	105	67
	収入 済額	金額	33,888	28,577	23,852	27,869	14,934
		人数	119	95	78	93	56
	収入 未済額	金額	2,253	3,620	2,889	2,317	2,094
		人数	15	17	19	12	11

(注) 平成 20 年度の滞納者が 11 名となっているが、過年度分と現年度分に 2 名二重カウントされているため実際の滞納者は 9 名である。

(3) 未収金の管理状況

看護師等修学資金貸付金・未収金回収事務処理マニュアル（平成 17 年 12 月作成）に従い、未収金の管理は適正に管理されているのが確認できた。

2. 監査の結果と意見

(1) 未収金回収について

ほとんどの未収金は、病気又は経済的理由などにより債務者から返済猶予を申し出てきており、債務者の資力に応じて返済計画を変更している。しかし、返済条件を変更しても大半の債務者はさらに延滞するか、又は一部しか入金しない状況である。

【意見】

債務者の資力に応じて返済計画の変更を行っているものの、実効性あるものとなっていない可能性がある。滞納者の人数は多くないことから、滞納者と連絡を密にとり、状況を的確に把握したうえで、実効性ある返済計画を立てる必要がある。

中小企業高度化資金貸付金に関する未収金（経営金融課）

1. 概要

(1) 制度の趣旨

高度化融資制度は、中小企業者が共同して経営基盤の強化を図るために組合などを設立して、工場団地・卸団地、ショッピングセンターなどを建設する事業や第三セクター、商工会などが地域の中小企業者を支援する事業に対して、資金及びアドバイスの両面から独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）と各都道府県が一体となって支援する制度である。

高度化融資制度の中では、中小企業者が市街地に散在する工場や店舗などを集団で移転し、公害問題などのない適地に工場団地や卸団地を建設する集団化事業、商店街を街ぐるみで改造して街全体の活性化を図る集積区域整備事業などが代表的な貸付対象事業である。これらの事業は、単に中小企業者の経営基盤の強化を図るだけでなく、公害対策、都市過密対策や地域振興に貢献しており、他の中小企業施策には見られないダイナミックなものである。

また、「貸付けの条件となる制度要件の緩和」、「過去の高度化資金の貸付けを受けた組合などがリニューアル事業を行う場合に対する貸付制度の創設」など、より利用しやすい制度となるよう適宜改正を行っている。

(2) 根拠法令

独立行政法人中小企業基盤整備機構法 第15条（3）

熊本県中小企業高度化資金貸付要項（平成2年熊本県告示第816号 最終改正平成20年8月1日）

(3) 高度化融資制度の特徴

① 政策性の高い制度

高度化融資制度は、組合などが行う集団化、共同化、協業化などの事業や第三セクターなどが行う中小企業者を支援する事業など、政策性の高いものを内容としている。そのため、事業の要件は、法令などにより規定されている。

② 貸付条件の優遇

貸付条件は、長期・低利となっており優遇されている。貸付金利は、借入時点の市中金利より低くなるよう毎年見直しを行うこととしており、また特別の法律に基づく事業などは無利子となっている。

なお、貸付期間は、20年以内で都道府県が適当と認める期間となっている。

③ 診断助言の実施

貸付けを行うにあたっては、事前に事業計画について専門的な立場から診断助言が行われる。そのため、過大な投資などが避けられるだけでなく、他の成功事例などを踏まえた助言が受けられ、事業の円滑な実施が可能となる。また、診断助言は、貸付後も随時行われる。

④ 都道府県と一体となった実行

高度化資金は、一般的に、都道府県が貸付けの窓口となっており、都道府県と中小企業基盤整備機構が協調して貸付けを行う。

⑤ 各種税制の特例措置

高度化資金の貸付けを受けた場合、次の各種税制の特例措置がある。

- ・高度化事業の用に供するために土地を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（所得税又は法人税）
- ・事業用の資産を買い換えた場合の課税の特例（所得税又は法人税）
- ・組合の共同施設用の建物に対する不動産取得税の課税標準の軽減
- ・組合が取得した土地又は建物などを組合員へ分譲する場合の不動産取得税の納税義務の免除
- ・組合が取得した共同利用する機械及び装置に係る固定資産税の課税標準の軽減
- ・特別土地保有税の非課税（但し、平成 15 年度以降、当分の間は新たな課税はされない）
- ・事業所税の非課税

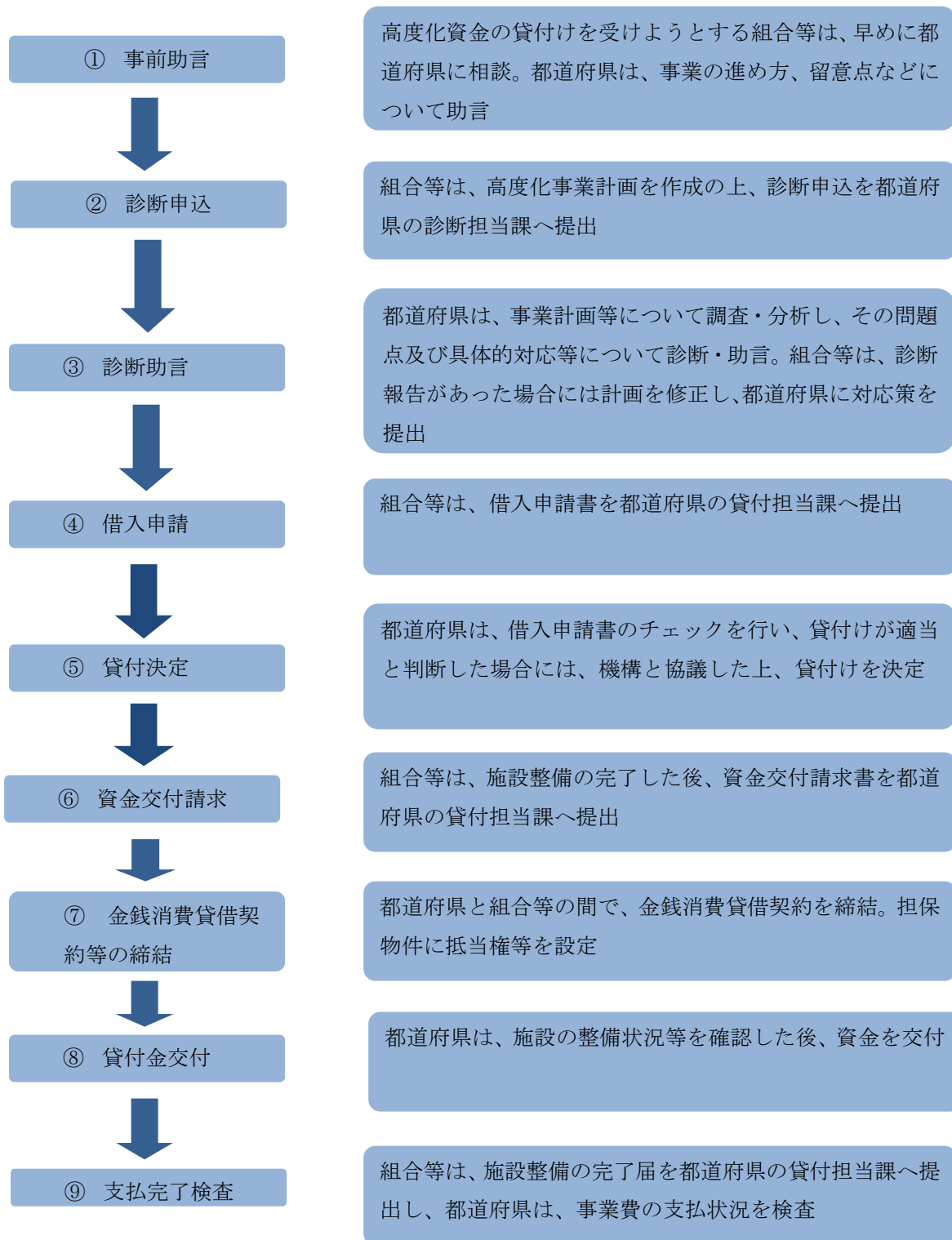
(4) 貸付方式

高度化資金の貸付けの方式には、A方式とB方式がある。A方式は一つの都道府県内での事業、B方式は二つ以上の都道府県にまたがる広域の事業に対する貸付方式で、両方式の資金の流れは次の図のとおりである。

方式	資金の流れ	貸付けの窓口
A方式	<p>(財源貸付け) (財源追加) (資金貸付け)</p>	都道府県の 中小企業担当課
B方式	<p>(財源貸付け)</p>	商工組合中央金庫 (機構の業務委託先)

(5) 貸付けの手続

高度化資金の貸付けの手続き（A方式）は、概ね次のとおりである。



(6) 貸付後における取扱い

① 事業の実施状況の把握について

都道府県又は機構は、貸付後における事業の実施状況について、経営状況調査の実施及び運営診断・事後助言の活用などにより、その実態を把握するものとされている。

② 貸付後における事業計画の変更などの取扱いについて

貸付後において、経済事情の著しい変動その他特別の事情により、当初の計画に基づいて事業を行うことが困難となった場合には、当該貸付対象者の事業計画の変更申請について、一定の要件に該当するものについては承認することができる。

(7) 未収金の管理状況

現在も高度化資金の貸付は継続しているが、新規貸付案件は減少傾向にある。これは景気低迷による影響と思われる。現在未収金として残っている案件についても、10年以上前に貸し付けたものであり、残高は大きな変動はない。

返済による貸付残高の減少、新規貸付の減少、未収金の回収の遅れから、未収率は年々高くなっている。

過去5年間の貸付残高と未収額の推移

(単位：千円)

年度 項目	高度化資金				
	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
貸付件数	205件	186件	146件	144件	138件
貸付残高	27,445,413	25,514,178	22,499,725	20,464,726	19,221,372
未収件数	13件	13件	11件	10件	9件
未収元金	1,886,387	1,974,184	1,927,765	1,911,906	1,901,796
未収率(件数)	6.3%	7.0%	7.5%	6.9%	6.5%
未収率(元金)	6.9%	7.7%	8.6%	9.3%	9.9%

注：貸付残高は貸付当初の元金額である。

2. 監査の結果と意見

<貸付実行前>

(1) マニュアル整備の必要性について

高度化資金の貸付作業は、以下の流れで実施される。

- ① 事前助言
- ② 診断申込
- ③ 診断助言
- ④ 借入申請
- ⑤ 貸付決定
- ⑥ 資金交付請求
- ⑦ 金銭消費貸借契約等の締結
- ⑧ 貸付金交付
- ⑨ 支払完了検査

上記作業の流れは機構が各県の担当者に対して配布している「高度化事業制度利用ハンドブック」に記載されている。また、熊本県においては以下のような規程等が存在している。

- ① 熊本県中小企業高度化資金貸付要項〔経営金融課〕
- ② 熊本県中小企業高度化資金等に関する債権管理マニュアル

業務は大きく診断業務と貸付業務に大別され、診断業務については機構が作成している診断業務に関するマニュアルが存在しているが、貸付業務全体に関するマニュアルは存在しない。

診断から貸付に至るまで数年に渡る作業で、様々な書類の入手、審査作業等を経る必要がある。また、現在は中小企業診断士の資格を有する職員が業務に当たっているが、今後は資格を有さない職員も業務に当たる可能性がある。

【改善】

このような状況において、貸付に関する業務全体の水準を維持していくためにはノウハウの共有化と、純化が必要であるとする。現状は共有フォルダーにおいて個人で作成した資料等を保管し、情報の共有ができるように配慮しているが、体系的、計画的に情報及び知識の蓄積ができていない。今後貸付業務全般にかかる業務水準の確保という点からもマニュアルの作成が必要であるとする。

(2) 貸付制度の利便性について

高度化資金は申請から貸付の実行まで2～3年の期間がかかる。貸付の申し込みから実行までの間に機構とのやり取りに時間を取られているが、これだけ環境の変化が激しい状況にある中で利用しにくい状況にあっては、貸付の決定が下りるところには市場環境が変わってしまい、ビジネスチャンスを逃してしまう恐れがある。

【意見】

利用者の利便性を考えれば、即時性は必要な要素であるとする。今後リードタイムの短縮化が課題であるとする。

また、熊本県では施設整備完了届の提出を受けた後でなければ、貸付金の交付を実施しないことから、事業開始から貸付が実行されるまでの期間、つなぎ融資が必要となり、これも利便性を悪くしている。今後施設整備完了の前であっても、事業の開始の確度が高まった時点で貸付を実行することを検討する必要がある。

<貸付実行後>

(3) 事業実施状況の把握について

毎年貸付先から決算書と固定資産税評価額の通知書の写しを入手している。また、貸付後2～3年経過した時点で再度運営診断を実施している。その後も必要に応じ巡回訪問を実施し、経営状況の把握や組合への賦課金等の支払い状況を確認しており、中小企業団体中央会とも日頃から情報交換を行っている。

【意見】

現在のように変化が激しい環境下にあってはリアルタイムに情報を入手できる情報網を構築することが滞納債権を発生させないために重要である。現在は県側から情報を入手する行動を起こさないと、債務者の状況を把握できない点で限界がある。今後は、債務者の状況に変化が起こった場合は自動的に情報が県に伝達されるような、情報収集のための仕組みづくりを検討する必要がある。

(4) 倒産情報の把握について

現在、倒産情報については、信用調査会社の情報誌や定期的な訪問をもとに把握している。また、保証人の死亡情報については、定期的な訪問等により把握している。

【意見】

倒産情報については情報誌等による把握を行っているが、倒産時は早く情報を手に入れることが債権回収において重要と思われるので、より早い情報を入手するための方法について今後検討する必要がある。

(5) 貸付条件変更時の返済計画について

貸付条件を変更する際に作成されている返済計画をみると、テールヘビーの返済困難と思われる計画となっているものが存在した。これは最終支払期限の延長（最長10年）を視野に入れつつも、当初の最終支払い期間（20年）に固定し、単年度猶予によるテールヘビーの返済計画となっているためである。

【意見】

貸付条件変更時において、契約期間内における返済が困難であることが見込まれるにも関わらず、20年間で支払うような計画を作成せざるを得ないのは、制度的な問題といえる。今後機構とも協議のうえ、債務者が無理なく事業を継続することで完済できるような、弾力的な返済契約を結ぶことができるように見直しをする必要がある。

(6) 条件変更希望者に対する最終支払い期限の延長について

業績の悪化等を理由に返済条件の変更を希望された場合、最大で10年間の支払期限の延長が認められている。しかし、条件変更を受けるには、①貸付総額の2分の1以上返済がされていること、②延長希望は複数回できるが、通算10年間しかできない等の制約がある（機構において、昨今の経済状況の悪化等により一時的な緩和措置を実施中）ため、業績の悪化した債務者の実情にあった条件緩和が自由にできない。

【意見】

機構側の制度設計が上記のようになっており、県としては条件変更を行う場合は、上記条件に則して行なわなければならない。しかし、債務者が事業を継続できるようにすることで回収を図るためには、債務者の実情に合わせた形でより柔軟な条件変更を受けることが必要な場合もあると考える。

今後機構側と協議して、より柔軟な条件変更ができるようにし、利用者の利便性を高める必要があると考える。

<債権管理・滞納整理>

(7) 滞納者に対する処理について

①債権の分類

熊本県中小企業高度化資金等に関する債権管理マニュアルによれば、債権管理にあたって、まず貸付先の分類を行う必要がある。貸付先の分類は以下のように行うこととされている。

i 正常先（Aランク）

元金金が約定どおり償還され、今後も償還の不安がないもの

ii 要管理先（Bランク）

財務内容・資金繰等に問題があり、債権管理に注意を要するもの

・過去3年以内に償還猶予の適用がない貸付先等（B-1）

・過去3年以内に償還猶予を適用した貸付先等（B-2）

iii 延滞先（Cランク）

延滞の状況にあるもの

・事業再生支援を実施する延滞先（C-1）

・再生支援ではなく債権回収を実施する延滞先（C-2）

iv 回収困難先（Dランク）

倒産等により事業活動を休廃止し、今後の債権回収が困難なもの

v 回収不能先（Eランク）

事業が経営破綻し、かつ保証人も返済資力がなく今後の債権回収が不可能なもの

②貸付先の分類

上記の貸付先分類により、未収となっている貸付先を分類すると以下のようになる。

貸付先 (単位：千円)	事業継続 の有無	事業再開 の可能性	融資日	現状、概要	分類
A 貸付額 229,951 債権額 223,034	廃業	無	S58.12.9	<ul style="list-style-type: none"> ・事業開始直後から売上不振により組合員が次々と脱退したが、組合員が理事長一人となった後も営業を継続した。 ・平成9年の理事長死亡後は家族が店舗を引継ぎ、競売による売却時まで営業を行っていた。 ・平成9年に担保物件の競売を申し立てたが、落札者が出ずにその後職権により取り消された。 ・平成18年に再度競売を申し立てた結果、買い受け人がおり、平成19年に配当金を受領した。 	(物的担保) 売却済み (人的担保) 借主：廃業 保証人：全員が要項 20条の6の基準を満たし無 資力と認めら れる。 (判定) Eランク
B 貸付額 279,429 債権額 229,032	廃業	無	S60.5.20	<ul style="list-style-type: none"> ・物件は売却済み。元代表者から毎月分納が続いているが、近年段階的に増額されてきている。 ・平成20年度中に新たに2名の保証人が分納を開始した。 ・保証人の一人は自己破産申立の準備中である。 	(物的担保) 売却済み (人的担保) 借主：廃業 保証人：一部資力ある 者がおり分納 中。 (判定) Dランク
C 貸付額 856,000 債権額 790,125 (元) " 128,407 (違)	廃業	無	H3.5.24	<ul style="list-style-type: none"> ・完了検査で資金の目的外使用が発覚し、全額の繰上償還を命じた。同時に違反違約金を請求している。 ・物件は売却済みで、平成15年の組合倒産後は償還無しが続いていたが、現在は保証人の2名が分納中である。しかしながら、多額の負債が残っている。 ・保証人の一人が自己破産を申し立てたことにより、平成18年に配当金を受領した。 	(物的担保) 売却済み (人的担保) 借主：廃業 保証人：資産を有する 保証人は高齢、 無職であり、回 収は困難。 その他の保 証人は全て基 準を満たす。 (判定) Eランク

貸付先 (単位：千円)	事業継続 の有無	事業再開 の可能性	融資日	現状、概要	分類
D 貸付額 219,662 債権額 194,975	廃業	無	H1.9.28	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな法規制をクリアできず設備が使用不可能となり、平成14年に操業停止し、実質廃業した。 ・保証人4名が分納をおこなっているが、平成20年にもう1名が開始した。 ・土地は借地であり、設備は担保設定ができなかったため、譲渡担保契約を締結したが、経年の老朽化により資産価値が無いため、平成17年度に譲渡担保契約は解除している。 	(物的担保) なし (人的担保) 借主：廃業 保証人：一部資力を有する者がおり分納中。 (判定) Dランク
E (2件) 貸付額 351,000 債権額 273,889 (元) " 5,344 (利)	廃業	無	H2.9.20 同日に2 件の貸付	<ul style="list-style-type: none"> ・操業開始直後から売上が低迷し、平成6年に組合解散(登記簿上は存続)。 ・物件は売却済み。保証人2名が分納中。 ・任意の返済交渉では誠意がみられなかった別の保証人1名に対して、給与差押えによる回収を継続中。 	(物的担保) 売却済み (人的担保) 借主：廃業 保証人：一部資力を有する者がおり分納中。 (判定) Dランク
F 貸付額 156,000 債権額 114,990	廃業	無	H9.5.27	<ul style="list-style-type: none"> ・事業が軌道に乗る前に代表者が経営するスポンサー企業が倒産し、その煽りを受ける形で休業。平成13年の約定日以降償還が途絶えていた。 ・代表者は休業後も知己の企業や金融機関の協力を得て事業再開を模索していたが、実現に至らなかったことから、平成17年に担保物件の競売を申し立てた。その結果、買い受け人が出て、平成18年に配当金を受領した。 ・担保物件売却後は、代表者が分納している。 	(物的担保) 売却済み (人的担保) 借主：廃業 保証人：全員が要項20条の6の基準を満たし無資力と認められる。 (判定) Eランク

貸付先 (単位：千円)	事業継続 の有無	事業再開 の可能性	融資日	現状、概要	分類
G (2件) 貸付額 248,540 債権額 75,750 (元) " 7,196 (利)	営業中	-	S59. 4. 13 H1. 5. 11	<ul style="list-style-type: none"> ・売上の減少により延滞となる。平成 16 年度に集中的に経営診断等に基づく経営指導により立て直しを図らせたが、売上は回復しなかった。 ・組合理事間で経営方針に対して意見の相違があり、その後の平成 18 年に理事長は自己破産を申し立て、翌年破産が決定している。 ・組合は新理事長により経営を継続しているが、業界全体の売上が落ちていることなどから、組合の経営も厳しい状況が続いている。 ・組合が分納中である。 ・県以外に国税・市税・社保の公的債権が存在する。 	<p>(事業の継続可能性) 非常に厳しい見通しであり、債権回収を優先すべき。 ただし、他に優先債権が存在するため債務者からの回収可能性は少ない。</p> <p>(物的担保) あり</p> <p>(人的担保) 借主：営業継続中 保証人：1名は自己破産により免責。 他の4名は死亡し相続放棄の有無が確認できていない。残る1名は無資力の基準満たす。</p> <p>(判定) 判定不能 (形式判定ではC-2)</p>
H 貸付額 105,033 債権額 元金 0 違約金 未調定 (元金完済)	廃業	無	S. 57. 5. 28	<ul style="list-style-type: none"> ・営業不振により理事長企業の(有)Xが債務を引き受けたが、同社も営業不振に陥り延滞となる。任意の償還は平成 17 年中にストップし、同時に(有)Xも営業休止の状態となった。なお、組合自体は早い段階から事業休止状態。 ・元金の早期完済のために担保物件の売却を働きかけていたものの、様々な事情から進展しなかったが、平成 19 年に任意による売却を行った。 ・平成 17 年に(有)Xの臨時収入に対して仮差押えを行い、その後訴訟へ移行し勝訴したが、重複して申し立てられた優先債権に全額が配当されたため、県には配当は無かった。 ・平成 18 年には(有)Xが得ていた家賃収入に対して差押えを実施し、半年分の家賃相当額を返済に充当した。 ・平成 19 年に理事長が得てい 	<p>元金は完済であるため、違約金の回収が課題である。</p>

貸付先 (単位：千円)	事業継続 の有無	事業再開 の可能性	融資日	現状、概要	分類
				た報酬の差押えを実施したが、これにより元金は平成20年に完済した。	
I 貸付額 73,000 債権額 10,817 (違) (元金完済)	営業中	-	H5. 3. 19	<ul style="list-style-type: none"> ・操業開始後、主な取引先からの受注が途絶えたため経営不振に陥り延滞が発生した。新たな取引先の開拓等により営業を継続し、売上も回復したが、下請けのため発注元の状況次第では売上の変動幅が大きく、昨今の経済情勢もあって経営は厳しい状態にある。 ・組合が金融機関と交渉し、借換による組合全体の一括繰上償還を行ったため、同社の元利金は完済した。同時に違約金が確定し請求中である。 	元金は完済であるため、違約金の回収が課題となる
J 貸付額 63,200 債権額 2,915 (違) (元金完済)	休業中	-	S61. 3. 7	<ul style="list-style-type: none"> ・売上不振により延滞となる。 ・延滞後も分納を継続し、平成19年に元金を完済した。同時に違約金が確定し請求中である。 ・平成20年から一部組合員の撤退を契機に施設全体を閉鎖し休業中である。組合では、県内外の企業と誘致交渉を行い、事業再開を目指しているが、未だ実現していない。 	元金は完済であるため、違約金の回収が課題となる

【意見】

上記分類のうち、Eランクについては回収の見込みがないと考えられるので、保証人の状況等を精査のうえ、速やかに要項20条の7の規定に基づき債権放棄の手続きをとるべきである。

また、Dランクの債権については引き続き回収を進める必要があるが、今後保証人の資力が減少し、返済が困難となることも予想されるので、保証人の状況について注意を払っておくべきである。

Cランクの貸付先については、当該企業の置かれている状況が極めて厳しいことを考慮しつつ、できるだけ回収を図る必要がある。しかし、返済の約定が果たされないようであれば担保物件の売却も検討すべきであり、同時に保証人に対する請求も考えるべきである。このため、死亡した保証人の相続人への相続の確認等をできるだけ早期に行っておくことが望ましい。

元金は完済し違約金だけが残っている債務者に対しては、違約金の免除を検討すべきである。そもそも違約金の賦課については、規定(要項第21条)では「できる」となっており、強制では

ない。債務者の財政状況が悪化している状態では、ペナルティを課すことにより債務者企業の存続そのものが危うくなる可能性もあることから、違約金の免除も必要であると考える。

(8) 今後の制度のあり方について

全国的には、当該貸付制度を休止している自治体も存在している。この要因としては、当該資金の対象となる施設整備が落ち着いてきていることや、市中金融機関の金利も下がっており、当該貸付の金利とあまり変わらない状況になってきていることなどが考えられる。

【意見】

熊本県においても、当該制度の継続の必要性について検討したうえで、今後も制度を継続していくのであれば、機構とも協議しながら需要動向に則したより利用しやすい制度となるよう、さらに配慮していく必要があると考える。

設備近代化資金貸付金に関する未収金（経営金融課）

1. 概要

（1）制度の趣旨

根拠法令：中小企業近代化資金等助成法

貸付要項は制度廃止により廃止

目的：資金調達力に乏しい中小企業の設備の近代化・合理化を促進すること

現在は法律の改正により、熊本県が直接融資するのではなく、財団法人くまもとテクノ産業財団が再構築された制度の中で貸付を行っている。

（2）貸付の条件

- | | |
|----------|---|
| ① 貸付金額 | 1 企業当たり 50 万円以上 4,000 万円以下。
但し、創業者枠利用者は 1 企業当たり 24 万円以上 2,000 万円以下。 |
| ② 利息 | 無利子 |
| ③ 貸付率 | 対象設備額の 2 分の 1 以内 |
| ④ 償還期間 | 5 年（公害防止設備に係る貸付けについては 12 年、労確法及び小振法認定等に基づく設備に係る貸付けについては 7 年） |
| ⑤ 償還方法 | 1 年据置き 4 年均等償還（公害防止設備に係る貸付けについては 1 年据置き 11 年均等償還、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用管理の改善の促進に関する法律及び中小小売業振興法認定に基づく設備に係る貸付けについては 1 年据置き 6 年均等償還） |
| ⑥ 保証人等 | 個人の場合、連帯保証人 2 名以上（うち 1 名は代表者と同一生計でない者）
法人の場合、貸付予定金額が
500 万円未満・・・代表者+1 名
500 万円以上・・・代表者+2 名
必要に応じて担保を徴求する。 |
| ⑦ 損害保険 | 対象設備の購入価格以上、契約期間 5 年以上（屋内設備のみ） |
| ⑧ 公正証書作成 | 貸付契約は公正証書とする。 |

（3）貸付対象設備

- ① 指定する設備であること。
- ② その性能が優秀なものであること。
- ③ 新品であること。
- ④ 本年度中に売買契約を締結し、設置を完了する設備であること。（但し、貸付内定前の設備の設置は原則として認められない。）
- ⑤ 代金の支払いが次年度 9 月 30 日までに終了する設備であること。

(4) 未収金の状況

①年度別貸付金及び未収金残高

当該貸付制度は既に廃止されていることから、熊本県としての新規貸付が発生しない。よって、未収金の残高自体は減少傾向にあるものの、回収が進むに応じて貸付金残高が減少するため、未収率が高まっている。

(単位：千円)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
貸付残高	67,032	60,409	54,879	50,482	46,076
未収額	44,203	42,519	41,129	39,482	37,826
未収率	65.9%	70.4%	74.9%	78.2%	82.1%

注：貸付残高は貸付当初の元金額である。

②未収金の個別情報

債務者	貸付額	平成 21 年 3 月末残高 (円)			担保	状況
		元金	違約金	合計		
A	8,000	5,830	0	5,830	連帯保証人 3名	代表者及び保証人からの返済はなく、代表者の子が代位返済をしているが、返済原資が不足しているようで、返済が滞っている。
B	5,780	1,210	0	1,210	連帯保証人 3名 (うち2名 死亡)	代表者が死亡したことから、相続が発生しているが、全員相続放棄をしている。連帯保証人のうち1名死亡しているが、これは相続がなされている。 現在入金はないが、保証人のうち1名が資産を多く保有しており、強制執行することで回収は十分可能であると考ええる。
C	6,450	1,637	0	1,637	連帯保証人 4名 (うち2名 死亡)	代表者及び保証人のうち1名は死亡し、残った保証人2名のうち1名が返済している。返済額が少額であり、全額回収するまでには長期間かかる。

債務者	貸付額	平成 21 年 3 月末残高 (円)			担保	状況
		元金	違約金	合計		
D	3,864	2,450	0	2,450	連帯保証人 4名	代表者は返済の意思がなく、これまで返済を続けてきた保証人も廃業後、年金生活となっている。他の保証人2名から返済を受けているが、返済額が少額であることから、全額回収するには長期間かかる。
E	3,600	2,574	0	2,574	連帯保証人 3名	代表者は資産資力に乏しく、保証人も返済の意思がない。代表者には返済に対する誠意がみられず、回収の可能性は低い。
F	7,800	2,898	1,622	4,520	連帯保証人 3名	県への申請額よりも低廉で資産を取得していることから、契約違反として違約金が発生している。代表者本人が返済しているが、他にも債務を多く有しており、現在の返済が精一杯である。
G	40,000	4,766	0	4,766	連帯保証人 3名	家族の収入で返済が行われているが、他にも債務が存在しているようで、月に総額8万円程度返済している。これ以上の増額は困難である。 保証人2名に通知は出しているが、反応なし。
H	18,000	5,500	0	5,500	連帯保証人 3名	金融機関と県に対して返済を行っているが、現状の返済で回収可能であると考え。 個人資産も多く有しており、会社からの報酬も十分にもらっていることから、返済資力は十分であると考え。
I	11,000	9,308	0	9,308	連帯保証人 3名 (うち1名死亡)	代表者は自己破産後所在不明となっており、保証人1名も自己破産後死亡。残った保証人についても自己破産の手続きを準備中であり、今後回収は不能となる可能性が高い。

債務者	貸付額	平成 21 年 3 月末残高 (円)			担保	状況
		元金	違約金	合計		
J	2,200	1,650	0	1,650	連帯保証人 3名	代表者は自己破産している。保証人のうち1名は当初から保証人であることを否定。 他の1名は長く所在不明が続いたが、H18に自宅に戻っており、少額ながら返済の意思を示している。
合計	106,694	37,823	1,622	39,445		

(5) 未収金の管理状況

現在未収金について、定期的に債務者及び保証人に対して以下のような支払いの督促を実施している。

1	<p><u>熊本県が請求を行う</u></p> <p>『請求』とは裁判上の請求（訴訟・支払督促など）であり、通常の手紙、ハガキ、電報、内容証明郵便などによる請求は含まれない。</p> <p>① 裁判上の請求（民法149条） ② 支払督促（民法150条） ③ 和解の申し立て（民法151条） ④ 調停の申し立て（判例） ⑤ 破産手続き参加（民法152条） ⑥ 更正手続き参加（会社更生法5条） ⑦ 再生手続き参加（民事再生法98条） ⑧ 催告（民法153条）</p>
2	<u>差押え、仮差押え、仮処分を実施する</u>
3	<u>債務者が債務の承認を行う</u>

2. 監査の結果と意見

当該貸付制度は既に廃止されており、新たな制度のもとで（財）くまもとテクノ産業財団において実施されている。

(1) 滞納整理について

この債権については時効消滅等による不納欠損処理ができないことから、議会の承認がない限りは債権は免除されない。大分県は財政健全化対策の一環でまとめて不納欠損処理を進めている。近代化資金としては福岡県、鹿児島県も同様に欠損処理をしている。

【意見】

熊本県においても不納欠損処理を進めることを検討する必要がある。設備近代化資金については既に制度が廃止されており、高度化資金のような債権保全基準が存在しない。このため、債権の償還免除を行うためには地方自治法施行令第171条の7の規定又は地方自治法第96条第1項の規定に従って処理することになる。

以下、今後の回収可能性について個別的な検討を加える。

債務者	平成21年 3月末残高 (千円)	平均月 次入金 額(千 円)	完済ま でに要 する期 間(月)	完済ま でに要 する期 間(年)	回収可能性について	今後の対応
	合計					
A	5,830	10	583	49	代表者の家族が、保証人に迷惑をかけないようにするために任意で返済を続けており、家族には法的な返済義務が無い。 保証人は同社の保証かぶりで金融機関に1億円近い負債が存在している。 代表者と保証人は自己破産申請の準備をしている。	現在少額ながら返済は続いているが、代表者の子が経営する会社の業績も悪化している。 現在元代表者と保証人が自己破産申請の準備中とのことから、自己破産の承認がおりた時点で速やかに不納欠損処理をすることを検討すべきである。
B	1,210	0	?	?	強制執行が可能であることから、回収は十分可能であると考ええる。	今後保証人に対して返済をしてもらうよう交渉を進める必要がある。
C	1,637	5	327	27	以前は不定期に支払っていた保証人は、最近はずれずに入金がなされるようになってきている。所得証明の提出を依頼したが、応じていない。 もう一人の保証人は、所得が少ないことから、返済原資に乏しいと考える。	督促をしないと返済がないことがあることから、継続して督促をすることで回収を続けるしかないと考ええる。 ただし、所得証明を入手する努力は継続して行う必要がある。
D	2,450	5	490	41	代表者は月に20万円程度は収入がある。所得証明の提出を拒否した。本人は県外へ出ていっており、資力の乏しい保証人のみが返済を行っている。	継続して返済を受けるべき。本人との連絡を継続してとる努力をする必要がある。

債務者	平成 21 年 3 月末残高 (千円)	平均月 次入金 額 (千 円)	完済ま でに要 する期 間(月)	完済ま でに要 する期 間(年)	回収可能性について	今後の対応
	合計					
E	2,574	0	?	?	代表者の誠実性が伺えない。現在本人との連絡もとれなくなっている。	代表者が熊本県との交渉に誠実に対応しない場合は、強制執行等の法的手段に訴える必要がある。現在公正証書を送っている状況。
F	4,520	10	452	38	債務者と保証人の関係はあるものの、完済に要する期間が 38 年と長期に渡ることから、代表者の年齢を考えると、保証人にも返済の要求をすることが必要であると考え。代表者は多重債務者であることから、増額は困難であり、現在臨時収入時の増額を依頼しているとのこと。	保証人との交渉を再開する必要がある。過去保証人の家族に来庁してもらっているが、状況を聞いてのみで、返済の交渉まではできていない。よって、今後返済の打診もする必要がある。
G	4,766	10	477	40	増額の申し入れをしているとのことであるが、4 月から無職であり、増額は困難である。	保証人と連絡をとる努力を継続して行う必要がある。連絡は取れているが、それ以上の強い交渉には至っていないことから、今後交渉を実施する必要がある。
H	5,500	100	55	5	経営者の資力は十分にあると考えられる。	現在も返済はされていることから、現状維持。
I	9,308	0	?	?	残っている保証人は、自己破産の手続きの準備を行っているとのこと。	自己破産手続きがなされたのち、速やかに不納欠損の手続きをする必要がある。
J	1,650	1	1,650	138	返済の意思は示されているものの、その後入金の実績はなく、また金額も 1 千円と僅少であることから、返済期間が長期に及ぶ。	未申告であることから、所得証明がとれなかった。保証人の収入は月に 10 万円以下であることから、不納欠損処理を進める必要がある。
合計	39,445	141				

(2) 審査方法の適正性について

貸付段階の審査は、貸付額が少額で、件数が多いということもあり、当初は書面審査が中心であった。このため貸付希望者に面接を実施する等による十分な審査ができていなかった可能性がある。実際、県への申請額よりも低廉で資産を取得していることから、契約違反として違約金が発生し、その後未収金化しているケースが存在する。

【意見】

審査にあたっては、事業計画の実現可能性、申請者の誠実性等、十分なヒアリングにより評価できる部分も存在する。当該貸付制度は既に廃止となっているが、今後、県が同様の貸付を実施する場合は、形式的な審査だけでなく、未収金化するリスクをできるだけ引き下げることのできるような、実効性のある審査が行われる必要がある。

(3) 所有権の留保について

当該制度は設備又は物品の購入資金の貸付であり、所有権の留保をすることが可能な資産である。リース資産については、リース会社が所有権を留保した状態で資産を貸与することで、リース債権の保全を図っている。

【意見】

当該制度においても所有権を留保することで、滞納が発生した場合に資産を速やかに回収し、資産を売却することができたと考える。これについても、今後、県が同様の貸付を実施する場合は、所有権の留保を検討する必要がある。

中小企業従業員住宅使用料に関する未収金（労働雇用総室）

1. 概要

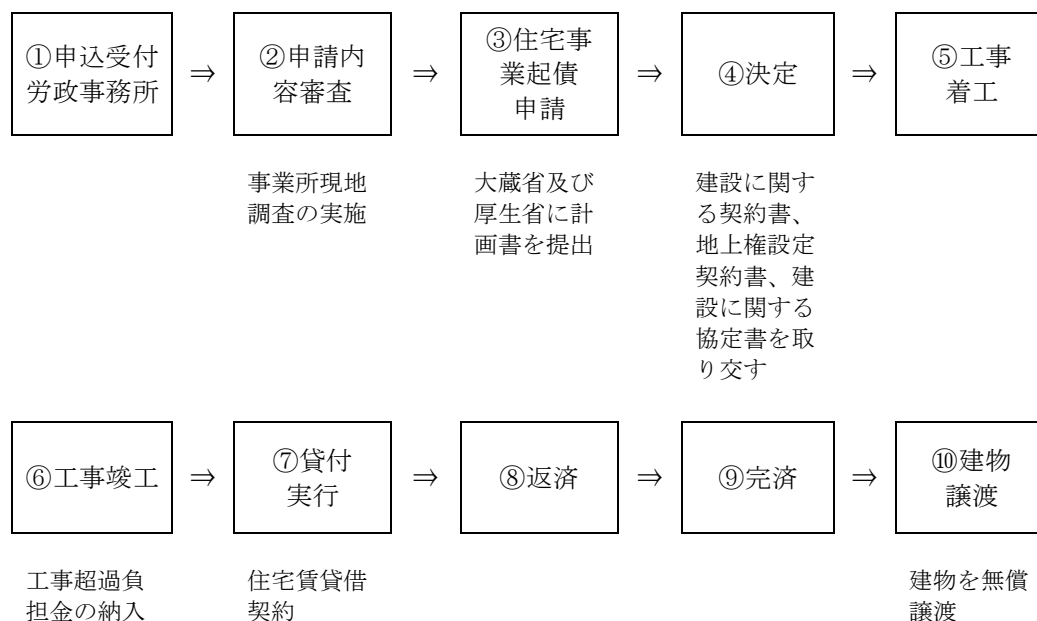
(1) 制度の趣旨

熊本県が厚生年金保険積立金の還元融資を受けて建設した住宅を中小企業の事業主に貸付けることにより、中小企業で働く従業員の住宅難を緩和し、その福祉の向上を図るとともに、事業主の労働力の確保により県内産業の振興に寄与することを目的としている。

なお、中小企業従業員住宅制度は、昭和 43 年度から昭和 59 年度までの 17 年間で 68 企業がこの制度を利用し、470 戸の住宅を建設した。既に当該融資制度は終了しており、新規貸付は実施されていないため、現在は未収金の回収業務だけが実行されている。

(2) 制度の概要

- ①中小企業の事業者より融資の申し込みを受ける。
- ②事業所の現地調査等も実施し、申請内容を審査する。
- ③大蔵省及び厚生省に事業計画書及び住宅事業起債の申請書を提出する。
- ④建設に関する契約書、地上権設定契約書、建設に関する協定書を取り交す。また住宅の建設を希望する事業主が、建設用地を整地のうえ、県に土地を提供する（地上権を設定）。
- ⑤県は厚生年金保険積立金の還元融資を受け、住宅を建設する。
- ⑥住宅工事完成後、竣工検査を実施する。
- ⑦県は住宅を事業主に貸し付け、借受事業主は従業員及びその家族を入居させる。
- ⑧借受事業主が貸付期間 20 年間で貸付料等を返済する。
- ⑨借受事業主が貸付金を完済する。
- ⑩完済後、当該住宅を借受事業主に無償で譲渡する。



(3) 事業主の資格

次に掲げる要件のすべてを備えている事業主が当該融資制度を利用できた。

- ① 厚生年金保険法第6条に規定する適用事業所の事業主であること。
- ② 従業員の数が300人未満で、県内に主たる事務所又は事業所を有するものであること。
- ③ 住宅の敷地を提供できるものであること。
- ④ 厚生年金保険料を滞納していないこと。
- ⑤ 第7条に規定する貸付料の負担能力があること。
- ⑥ 現に住宅に困窮している従業員があること。

(4) 未収金の状況

① 過去5年間の年度別残高推移表

(単位：千円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
年度始残高	16,045	15,615	15,205	15,020	14,900
増加	—	—	—	—	—
減少	430	410	185	120	122
年度末残高	15,615	15,205	15,020	14,900	14,778

② 貸付先別残高推移表

既に当該制度は終了しており、新規貸付は発生していない。現在未収金残高は滞留している以下の2件のみとなっており、当該債権を管理する業務だけとなっている。

(A社)

(単位：千円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
年度始残高	10,598	10,268	9,968	9,823	9,703
増加	—	—	—	—	—
減少	330	300	145	120	122
年度末残高	10,268	9,968	9,823	9,703	9,581

(状況)

- ・平成2年度までは順調に返済を続けていたが、大口の取引先がなくなったこと等の理由により、業績が著しく悪化し、その後返済が滞るようになった。
- ・他に固定資産税、社会保険料等の未払いも存在しており、同社が抱える負債は多額に上り、返済は用意に進まない状況にあると考える。

(B社)

(単位：千円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
年度始残高	5,447	5,347	5,237	5,197	5,197
増加	—	—	—	—	—
減少	100	110	40	—	—
年度末残高	5,347	5,237	5,197	5,197	5,197

(状況)

- ・既に会社は倒産している。
- ・代表者は行方不明となっており、現在連帯保証人である代表者の母親が返済を行っている。しかし、平成 19 年度以降返済が全く行われていない。
- ・他の連帯保証人については、既に死亡している。

③ 未収金の発生原因について

	A社	B社
業種	製造業	建設業
契約年月日	昭和 51 年 4 月 1 日	昭和 55 年 5 月 10 日
工事金額	22,000 千円	44,408 千円
超過負担額	129 千円	196 千円
融資額	21,871 千円	44,212 千円
連帯保証人	2 名	2 名
最終返済日	平成 21 年 8 月 (監査時点)	平成 18 年 9 月
発生原因	平成 2 年までは順調に返済を続けていたが、大口取引先が相次いでなくなったことから、急激に業績が悪化し、資金繰りが悪化している。	融資実行から 5 年後に資金繰りに窮して、倒産に至っている。
状況	<p>現在も営業を継続しており、毎月少額の返済が行われている。しかし、営業自体は縮小しており、住宅の賃貸料で生活をしている状態で、返済減資を十分確保できていない。他に固定資産税や社会保険料の滞納が存在しており、返済は難しいものとする。</p> <p>住宅については、すでに従業員が全員辞めていることから、一般の方が入居しており、6 戸中 3 戸が埋まっている。現地を視察したが、動かなくなった自動車が放置されている等、住環境としての安全性にも問題があり、熊本県としての建物の管理責任も問われるリスクがある。</p>	<p>昭和 60 年 4 月に会社は倒産し、その後代表者は行方不明になっている。その後は連帯保証人である代表者の母親が代位弁済を行っていたが、平成 18 年 9 月を最後に返済が滞っている。母親は高齢であり、すでに収入は年金のみで、資力が乏しい状態にある。</p> <p>また、もう一人の連帯保証人については、既に死亡しているとのことであるが、死亡の事実の確認、その後の相続状況等については把握できてない。</p>

<p>今後の方針</p>	<p>当時分納の誓約書を交わしている。抵当権設定契約の話が出ているが、既に町役場が固定資産税未納を理由として土地の差し押さえを行っているため（従業員住宅の土地は除く）、抵当権を実行しても町の延滞額を支払った残りで回収することとなる。</p>	<p>他にも信用保証協会等に1億円近い借金があり、回収可能性がないと判断されており、債権放棄を検討している。</p>
--------------	--	--

④未収金の管理状況

i マニュアル等の存在

具体的な未収金の管理は以下のようなマニュアル等にととって行われている。すでに終了した制度であることから、滞留債権の管理としての注意が必要とされるが、現状特に管理上問題はないと判断された。

「中小企業従業員住宅使用料 未収金対策マニュアル」

「未収金対策強化に向けた取組み」（平成21年3月財政課 未収金対策連絡会議事務局）

「中小企業従業員住宅徴収台帳」（手書きの台帳）

「収入未済一覧表」（会計システム）

ii 情報の円滑性、対応の迅速性

定期的に債務者を訪問しており、債務者側とのコミュニケーションも図られていた。

また、近況等の報告も文書によりなされており、所管課内での情報伝達の円滑性にも問題はないと判断した。対応についても、市町村が強制執行をかけた案件に対して、今後の方針の検討に入っており、これについても迅速に対応がとられているものと判断した。

2. 監査の結果と意見

(1) 代表者交代による連帯保証人の追加の検討について

B社の場合、融資実行後、返済の途中において代表者が代表者の子息に交代となっているが、新しい代表者は連帯保証人に追加されていない。

【意見】

B社の代表者の交代は、前任の代表者が高齢となったことを理由としていることから、返済期間の長い当該融資制度の性質を考えれば、新たな代表者も連帯保証人のメンバーに加えることを検討すべきであったと考える。

実際、B社については前任の代表者が保証人として返済を継続しているが、既に年金生活者であり、他の収入もないことから、返済が滞っている状況である。今後同様の状況が発生した場合には、新代表者についても連帯保証人に加えることを検討すべきである。

(2) 従業員以外に対して貸し付けていることの妥当性について

A社の従業員住宅については、同社の従業員が既に全員会社を辞めていることから、現在一般の方が入居している。当該融資制度は中小企業で働く従業員の住宅難を緩和し、その福祉の向上を図ることを目的のひとつとしていることから、一般の方の入居は目的から逸脱するものとする。熊本県は同社の融資条件に反する行為については認識しているものの、事業主が生活に困窮しており、家賃収入が途絶えることは生活に支障を来す恐れがあることから、黙認している状況である。

また契約では、融資条件に反する行為が発生した時点で契約を解除することができるが、現在のところ契約解除は行われていない。

【改善】

事業主側が生活に困窮している状況は理解できるものの、現状のような状態を放置することは、融資を受けた事業主間の公平性を欠くものであり、問題があるとする。また、平成20年度は9,703千円の貸付に対して122千円の返済しかなく、現在の返済状況では管理費用等のコストも発生する。現状では債権放棄も念頭に置いて、抵当権の実行等の法的手続きを検討するなど早急に対処すべきである。

農業改良資金貸付金に関する未収金（団体支援総室）

1. 概要

（1）制度の趣旨

農業の担い手が農業の改善を目的として創意と自主性を活かしつつ、農畜産物の加工を始めたり、新作物に取り組む場合、あるいは新技術の導入などにチャレンジすることを支援するため、無利子の農業改良資金を貸し付けることにより、農業経営の安定及び農業生産力の増強に資するための制度である。

<制度の概略>

対象者	認定農業者、認定就農者、エコファーマー等
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな農業部門の経営の開始 ・ 新たな加工事業の経営の開始 ・ 農畜産物又はその加工品の新たな生産方式の導入 ・ 農畜産物又はその加工品の新たな販売方式の導入
限度額	18,000～50,000 千円 (個人・団体等、規模により相違)
償還期間	10年～12年 (貸付対象者により、3～5年の据置が可能)
利息等	無利子
担保等の提供	連帯保証人が必要

（2）未収金の状況

①過去5年間の貸付状況

過去5年間の年度別一覧表

(単位：千円)

項目\年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
期末残高	1,171,514	1,015,572	849,172	671,695	491,515
うち、未調定債権	1,139,860	979,725	803,948	624,858	443,140
うち、調定済債権	31,654	35,847	45,224	46,837	48,375

※県としては、調定済み（納付期限到来済み）で、かつ未納付となっているもののみを債権として認識しているが、実際には未調定のものについても各債務者に対する債権であるため、上記の残高にはこれを含めた数値を記載している。

発生・回収・不納欠損処理額推移

(単位：千円)

項目\年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
当期貸付	101,901	119,548	77,665	18,480	0
当期回収	336,941	275,490	244,065	195,957	180,180

項目\年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
不納欠損	0	0	0	0	0
期末残高	1,171,514	1,015,572	849,172	671,695	491,515

・発生状況分析

残高は減少傾向にある。主な原因は後継者の不足による農業従事者の廃業や新規就農者の減少等が挙げられる。

②過去5年間の延滞の発生・回収状況

・延滞額の推移

項目\年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
当期発生額	10,312	11,134	13,503	4,742	5,485
当期回収額	3,094	6,941	4,126	3,129	3,947
期末延滞額	31,654	35,847	45,224	46,837	48,375

・延滞者数の推移

項目\年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
新規滞納者	5	1	2	0	0
延滞解消者	0	5	2	0	0
期末滞納者	15	11	11	11	11

※平成 20 年度末の貸付件数は 120 件である。

農業改良資金については、昭和 58 年以降延滞が発生しており、延滞者はほぼ固定化している。主な延滞発生の原因は、事業の不振や事業停止・倒産による支払能力の低下によるものである。

2. 監査の結果と意見

(1) 未収金の管理状況について

個人ごとの「償還予定表」、「貸付台帳」、貸付額・回収額・残高等を把握するための「貸付残高実績表」などが作成されている。しかし、貸付残高実績表の残高の合計額と他の台帳上の貸付金残高合計との突合が行われていない。その結果、個別台帳の合計額と、貸付残高実績表の残高について、平成 20 年度末現在 1,922 千円の差異（貸付残高実績表の残高の過多）が生じている。

【改善】

回収可能な貸付金の残高は個人別台帳上の金額であるため、貸付残高実績表を訂正する必要がある。なお差異のうち、423 千円は、平成 21 年 2 月 5 日に入金されたものの集計漏れであった。残額については、平成 11 年度末より差異が生じているが、当時の資料が保存されていなかったため、調査はできなかった。早急に差額の原因を調査し、金額の訂正が必要である。

また、今後各補助簿の内容が整合していることを定期的に検証する必要がある。

(2) 貸付時の証拠書類の保存について

延滞先等を中心に13件の貸出に関して貸付時の書類の保存状況等をチェックしたが、うち5件について貸付時の契約書のみ保管されており、貸付決定原義書や貸付申請書は保存期間(5年)経過として破棄されてしまっていた。

貸付決定時の判断資料が保存されておらず、後日問題が発生した場合に貸付時の状況を確認しようとしても、これができなくなる可能性がある

【改善】

原義書は県がどのように判断して貸付を決定したか、誰が最終的に貸付の決定をしたかの証拠を残すため、また、貸付申請書は、当初どのような理由で貸付の申請があったのかを後日調査するため、重要な書類である。これを一律に「貸付決定後5年間保存」という形で保管し、期間経過後に破棄すると、特に長期間延滞している債権について遡って調査しようとする場合に支障が出る。

延滞の残る債権については、別途保存年限を設定し(全額返済又は不納欠損処理完了まで)、適切に保管すべきである。

(3) 貸付時の手続の不備について

本来家族以外の者が保証人として求められる案件(農業部門の新規経営開始のための資金貸付)で、債務者の父親が保証人となっているものがあつた。

【改善】

貸付規則に違反した貸付が実行されている。当時の貸付関係の書類は上記(1)の指摘にある通り既に破棄されており、なぜ貸付規則に反して貸付が行われたか経緯は不明である。今回調査した範囲では、この案件以外に貸付規則から逸脱するような貸付案件は見られなかったが、今後も、また、他の資金貸付制度においても、規則から逸脱した資金の貸付け等が行われないよう留意すべきである。

(4) 債務者の事業見通しの内容検討について

平成20年度末現在11件の相手先について滞納が発生している。このうちの1件につき14,396千円の貸し出しが未回収となっているものがあつた。

貸付時の事業計画書によると、初期投資が高額でしかも取扱い品種についてもリスクの高い「花き(洋蘭)」の栽培に関する事業であつたにも関わらず、事業開始後急激な収益(所得)の増加を見込み、その後の設備改修に伴う支出計画を盛り込んでいないなど、極めて楽観的な見通しに基づいた計画になっていた。

結果的に事業は軌道に乗らず、当該債務者は当初償還開始時より延滞が発生し、現在債務者は自己破産状態となった上で連帯債務者から月間100千円程度の返済が行われている状態である。

【意見】

もともと中小の農業経営者の支援を目的として資金を貸し付けるため、支援の結果うまくいかなくなるリスクを抱えることはやむを得ない。しかし甘すぎる事業計画に基づいて貸付

を行うことは、県にとってリスクとなるだけでなく、多額の負債を抱えることになる債務者自身にとっても不幸な結果を招くことになりかねない。

無理な計画に基づく貸付の結果、債務者が破産するようなことにならないよう、事業計画の慎重な検討を行い、明らかに無謀な事業計画に関しては、事業者に対して計画の実行を見送るように助言することも県の役割であると考えている。

(5) 不納欠損処理について

平成20年度末現在、最終の償還期限から10年以上を経過した延滞債権が総額で3,920千円あるが、不納欠損処理されていない。

【意見】

10年を経過してもなお回収できない債権が残っている場合、その残高について回収はほぼ不可能と考えられる。上記の延滞債権については、本人や保証人について返済能力がなく既に事業を廃止しているなど、回収が著しく困難と思われる事例ばかりであった。

不納欠損処理は県の回収しようとする債権を放棄するものであるため、安易な不納欠損処理を認めることによるモラルハザードの発生（延滞発生後、回収努力もせず安易に不納欠損処理する等）の可能性も否定できない。

ただ、経営支援のための資金の貸付という制度の性質上、不納欠損の発生はある程度避けられないものであり、そのリスクについては、貸付時における債務者の財政状態のチェックや、その後の回収努力を適切に実施することで回避することは可能である。

それでもなおやむを得ない場合に、不納欠損処理を行うとしても、これらの状況を県民等の利害関係者に適切に説明した上であれば、認められる処理であると考えている。むしろ未回収のまま管理を続けた方が、管理のコストが無駄になるなど、自治体にとってマイナス面が多いことも否定できない。

これらの点を踏まえて、貸付金の延滞発生時の処理ルールを県として定めて、これに則った運用を今後進めていくべきであると考えている。

林業・木材産業改善資金貸付金に関する未収金（団体支援総室）

1. 概要

（1）制度の趣旨

林業・木材産業を営む個人・会社、団体等が新たな生産方式の導入に必要な施設、安全衛生や福利厚生施設等の導入に対し、資金を貸し付ける制度である。

<制度の概略>

対象者	林業者（森林所有者）、製材業者、森林組合等
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな林業部門の経営の開始 ・ 新たな木材産業部門の経営の開始 ・ 林産物の新たな生産方式の導入 ・ 林産物の新たな販売方式の導入 ・ 林業労働に係る安全衛生施設の導入 ・ 林業労働に従事する者の福利厚生施設の導入
限度額	15,000～100,000 千円 (個人・団体等、規模により相違。農水大臣との協議により増減する場合あり)
償還期間	10 年以内 (3 年までの据置が可能)
利息等	無利子
担保等の提供	物的担保又は連帯保証人が必要。

（2）未収金の状況

①過去5年間の貸付状況

過去5年間の年度別一覧表

(単位：千円)

項目\年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
期末残高	622,014	697,558	713,624	741,749	740,419
うち、未調定債権	622,014	697,558	697,615	726,658	710,419
うち、調定済債権	-	-	16,008	15,090	29,988

(注) 県としては、調定済み（納付期限到来済み）で、かつ未納付となっているもののみを債権として認識しているが、実際には未調定のものについても各債務者に対する債権であるため、上記の残高にはこれを含めた数値を記載している。

過去5年間の発生・回収・不納欠損処理額推移

(単位：千円)

項目\年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
当期貸付	191,588	216,275	158,765	178,900	159,375
当期回収	129,948	140,591	142,839	150,775	160,705
不納欠損	0	0	0	0	0
期末残高	622,014	697,698	713,624	741,749	740,419

林業・木材産業改善資金については、製材業者、製材組合など、比較的大規模な事業者の利用が多いこともあり、残高は増加傾向にある。

②過去5年間の延滞の発生・回収状況

・延滞額の推移

(単位：千円)

項目\年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
当期発生額	0	0	16,008	8,430	20,898
当期回収額	0	0	0	9,348	6,000
期末延滞額	0	0	16,008	15,090	29,988

・延滞者数の推移

(単位：件)

項目\年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
新規滞納者	0	0	2	1	2
延滞解消者	0	0	0	0	0
期末滞納者	0	0	2	3	5

(注) 平成20年度末の貸付の件数は171件である。

林業・木材産業改善資金については、主に大規模な事業者の事業停止等より、一度に多額の延滞が発生する傾向にある。延滞額のうち24,340千円については同一の事業者に対するものである。

2. 監査の結果と意見

(1) 未収金の管理状況について

個人ごとの償還予定表、貸付残高、貸付先一覧表が作成されている。延滞者に関しては延滞発生の際や延滞者の現状、交渉の状況などが記録され保管されている。

貸付先一覧表については、平成20年度末現在で、貸付残高との間で280千円の差異が生じていた。

【改善】

貸付先一覧表に基づく貸付残高総額のチェックが行われていない。管理の漏れを防ぐためにも、毎年度末一覧表の残高と会計上把握している貸付金の残高とを必ず突合し、チェックすべきである。

なお、差異の原因はデータの集計漏れによるものであり、一覧表の残高は監査実施中に担当部署に依頼して修正を行っている。

(2) 大口滞納者の発生について

1. (2) 未収金の状況の「延滞者数の推移」で説明の通り、平成 20 年度に大口の延滞が発生しており、債務者の経営状況も芳しくないため不納欠損の発生が懸念される。

【意見】

県の損害をできるだけ軽減するため、事業者に対しての経営指導、連帯保証人との協議等、債権の回収を図るための早急な対応が望まれる。

沿岸漁業改善資金貸付金に関する未収金（団体支援総室）

1. 概要

（1）制度の趣旨

沿岸漁業従事者等が、自主的に近代的な漁業技術や合理的な漁業生産方式、漁労の安全の確保等のための施設等の導入をするために、また青年漁業者等漁業を担うべき者の育成や経営の開始のために必要な資金を貸し付ける制度である。

<制度の概略>

対象者	沿岸漁業従事者、漁業生産組合、漁協、従業員 20 人以下の会社等
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営等改善資金 レーダー、魚群探知機、漁船のエンジン等の機材購入資金 ・ 青年漁業者等養成確保資金 漁業経営開始、経営技術習得のための研修費等 ・ 生活改善資金 自家用排水施設の改善、居室等の改造
限度額	100～24,000 千円 (使途や導入する機器により増減)
償還期間	3～10 年 (貸付対象の事業に応じて 1～3 年の据置が可能)
利息等	無利子
担保等の提供	連帯保証人が必要

（2）未収金の状況

①過去 5 年間の貸付状況

過去 5 年間の年度別一覧表

(単位：千円)

項目\年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
期末残高	721,237	683,164	643,490	611,787	603,066
うち、未調定債権	715,726	677,503	635,894	601,170	590,113
うち、調定済債権	2,560	5,661	7,596	10,617	12,953

※県としては、調定済み（納付期限到来済み）で、かつ未納付となっているもののみを債権として認識しているが、実際には未調定のものについても各債務者に対する債権であるため、上記の残高にはこれを含めた数値を記載している。

過去5年間の発生・回収・不納欠損処理額推移

(単位：千円)

項目\年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
当期貸付	151,842	123,744	113,473	108,751	130,115
当期回収	161,005	161,817	153,147	140,454	138,836
不納欠損	0	0	0	0	0
期末残高	721,237	683,164	643,490	611,787	603,066

残高は減少傾向にある。主な原因は農業改良資金同様、漁業の業績不振や後継者の不足による漁業従事者の減少が挙げられる。

②過去5年間の延滞の発生・回収状況

・延滞額の推移

(単位：千円)

項目\年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
当期発生額	2,560	1,420	2,220	6,277	3,556
当期回収額	0	560	400	900	1,220
期末延滞額	2,560	3,420	5,240	10,617	12,953

・延滞者数の推移

(単位：件)

項目\年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
新規滞納者	2	1	1	5	0
延滞解消者	0	1	0	1	0
期末滞納者	2	2	3	7	7

(注) 平成20年度末の貸付の件数は163件である。

沿岸漁業改善資金については平成16年以降新規の延滞が発生しており、延滞者も増加傾向にある。延滞発生の原因は、主に事業の不振や事業停止・倒産による支払能力の低下によるものが多い。

(3) 未収金の管理状況

各資金とも、個人ごとの「償還予定表」、貸付台帳、貸付額・回収額・残高等を把握するための「貸付残高実績表」などが作成されている。管理状況については特に指摘すべき問題はなかった。

2. 監査の結果と意見

(1) 物的担保の取得について

貸付の制度上、債権に対する担保は連帯保証人による保証のみによっている。ここ数年間不納欠損は生じていないが延滞は増加傾向にあり、今後不納欠損が生じる可能性を考えた場合、人的な保証のみでは十分な保全が図れない可能性がある。

【意見】

沿岸漁業者の支援を目的としているため、債権に対して十分な保全策をとることは難しいが、貸付資金を用いた機材・船舶等の導入の際は、取得した設備に担保を設定する、所有権を留保するなど、物的担保と人的担保を併用することで、債権の保全がより確実になることが考えられる。一般的にも動産を担保とした貸付が行われる事例が増えてきているため、県としても検討する余地はあるものとする。

国営土地改良事業負担金に関する未収金（農村計画・技術管理課）

1. 概要

(1) 制度の趣旨

国営土地改良事業負担金は、土地改良法に基づき農用地の改良事業等を国が行った場合に、その費用の一部を自治体およびその事業で恩恵を受ける農家、もしくは土地改良区に対して賦課する金額のことであり、農家に対する土地改良費の貸付金のような性格を有する。

「土地改良区」とは、土地改良事業により利益を受ける農家等により組織された組合の一種であり、法人格を有する。国は、土地改良に要した事業費のうち、県及び市町村と改良区の負担分を一括して県に対して請求し、県は市町村の負担分を市町村から、また改良区の負担分を改良区から徴収する。改良区は各農家から賦課金として負担金を徴収することで、最終的に各農家が事業費の一部を負担することになる。

法律上は、県が直接農家に対して負担金を請求することも可能であるが、条例上、土地改良区に加入する農家に対する負担金については、土地改良区を通して徴収することとしている。

これらの根拠となっている法令等は以下の通り。

- ・土地改良法（第1条・第36条・第90条）
- ・熊本県国営土地改良事業負担金徴収条例（第2条）

(2) 未収金の状況

過去5年間の年度別一覧表

(単位：千円)

項目\年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
A改良区	23,820	21,431	19,216	15,725	9,218
B改良区	697,266	639,155	565,787	494,319	425,381
C改良区	75,572	67,362	61,316	53,957	49,430

(注) 県としては、調定済み（納付期限到来済み）で、かつ未納付となっているもののみを債権として認識しているが、実際には未調定のものについても各改良区に対する債権であるため、上記の残高にはこれを含めた数値を記載している。未調定・調定済の項目別の金額については、下記「項目別一覧表」を参照。

過去5年間の項目別一覧表

(単位：千円)

項目\年度		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
A改良区	当期回収					
	現年度分		-	-	-	-
	過年度分		2,388	2,215	3,490	6,507
負担金	未収残高					
	未調定	-	-	-	-	-
総額	調定済	23,820	21,431	19,216	15,725	9,218

項目\年度		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
1,490,561	滞留残高÷負担金総額(%)	1.60	1.44	1.29	1.06	0.62	
B改良区	当期回収	現年度分		56,678	56,585	56,233	56,333
		過年度分		17,043	16,781	15,235	12,603
負担金 総額	未収残高	未調定	663,364	589,657	515,950	442,243	368,536
		調定済	49,512	49,497	49,837	52,075	56,845
2,019,133	滞留残高÷負担金総額(%)	2.45	2.45	2.47	2.58	2.82	
	滞留残高÷未収残高(%)	6.94	7.74	8.81	10.53	13.36	
C改良区	当期回収	現年度分		7,681	5,128	5,189	3,127
		過年度分		3,363	916	2,170	1,399
負担金 総額	未収残高	未調定	50,450	42,027	33,603	24,295	16,197
		調定済	29,440	25,335	27,712	29,662	33,233
172,369	滞留残高÷負担金総額(%)	17.07	14.70	16.08	17.21	19.28	
	滞留残高÷未収残高(%)	36.85	37.61	45.20	54.97	67.23	

現在、継続中の国営土地改良事業については、農家負担分は市町村経由で徴収するため、県としての新たな未収金の発生はない。また、不納欠損も発生していない。

未調定残高は毎年ほぼ一定額を調定し、各改良区から回収することになっている。改良区では、各農家の負担相当額を徴収して、県に納付することになっているが、農家からの徴収が遅れた分については入金されないため、未回収として残る。

なお、改良区ごとの負担金総額等は以下のとおりである。

改良区ごとの負担金総額

(単位：千円)

名称	工事着手年度	工事竣工年度	負担金償還期間	負担金総額
A改良区	昭和21年度	昭和52年度	昭和53年度～平成14年度	1,490,561千円
B改良区	昭和48年度	昭和63年度	平成元年度～平成25年度	2,019,133千円
C改良区	昭和43年度	平成7年度	平成8年度～平成22年度	172,369千円

2. 監査の結果と意見

(1) 未収金の管理状況について

当該未収金に関して、県に対する債務者は各土地改良区であり、改良区ごとの未収金の総額については「負担金納入状況調書」「国営土地改良事業負担金未収金整理票」「時効管理簿」で管理されている。

これらの各改良区に対する債権は「1. 概要(1) 制度の趣旨」でも述べたとおり、各改良区が各農家から回収すべき負担金と一致するべきものである。

しかし、各改良区において作成している「国営直轄負担金未納者一覧」について、回収額や滞納残高等の金額の記載の方法が改良区ごとに違っており、滞納金額の合計額が県の把握している未収金額と一致していない等の不備がみられた。

【意見】

農家ごとの回収額、滞留額等を集計した金額が、県の把握している回収額、滞留額実績の総額に一致するかを確認できるようにしておくことは、債権管理に漏れが出ないようにするために重要である。

最低限でも年度末には、改良区別に各農家の回収額、債務残高を整理・集計し、県の把握している回収額、債権残高と一致しているかをチェックする必要がある。

また、負担金の農家負担分は改良区がまとめて県に対して支払うことになっているため、「各改良区に所属する農家ごとの債務額合計＝改良区が県に対して支払うべき債務額＝県の債権額」となるため、毎年度末において県から改良区に対し、書面での債権残高総額の確認を行うことも管理上有効であると考えます。

(2) 債権の回収努力について

A改良区については、平成14年までに負担金の返済期限が到来しており、調定済みの未回収債権の回収が残っているのみである。

B改良区とC改良区はまだ未調定の債権も残っており、A改良区と比べてさらに滞留が発生する可能性が高い。特にB改良区は未調定の債権の残高が大きく、滞納額が拡大する可能性がある。

また、C改良区は他の地区に比べて債権の滞留率が高い。

これらを勘案すると、A地区よりもB地区・C地区に対する回収努力に力を割くべきであるが、平成20年度における臨戸訪問状況を閲覧したところ（C地区は監査日現在未実施）滞納者数に対して投入された人員は以下のとおりであった。

改良区名	滞納者数および投入人員
A改良区	滞納者8名に対し、改良区より11名、県より5名、合計16名
B改良区	滞納者101名に対し、改良区より12名、県より9名、合計21名

【改善】

滞納者への督促は重要であるが、滞納者の多い地区、滞納額の大きい地区、滞納率の高い地区に重点的に人員配置をしなければ、回収効率が悪くなることが懸念される。今後滞納者への督促を行う場合は、これらの点を考慮して、臨戸訪問等を積極的に行い、効率的な回収を図るべきである。

丸島漁港公害防止事業費事業者負担金に関する未収金（漁港漁場整備課）

1. 概要

（1）制度の趣旨

「事業者は、その事業活動による公害を防止するために実施される公害防止事業について、その費用の全部または一部を負担するものとする。」（公害防止事業費事業者負担法第2条の2）との規定に基づき、県が行った公害防止対策事業費のうち、公害発生の原因となった事業者に対して、その対策事業費の一部の負担を求めるものである。

（2）未収金の状況

過去5年間の年度別一覧表

（単位：千円）

項目\年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
事業者A	86,614	86,614	84,121	83,557	83,053

（注1）新規発生はなく、回収のみである。詳細については、「発生状況分析」の項目を参照。

（注2）負担金全額について一括して調定しているため、未調定の債権はない。

丸島漁港内に排出された水銀を含む汚泥を県が昭和62年度に浚渫により除去した事業の費用の一部を負担金として、熊本県公害対策審議会の答申を受け、公害原因者である事業者Aと事業者B（いずれも法人）に課した。

その後、事業者Bは一括納入したが、事業者Aは会社経営が思わしくなく、負担金総額90,702千円のうちほとんどが滞納となったものである。なお、事業者Aはその後業績不振のため業務を停止、法人を解散し、以後は同法人の代表者であった個人より回収（老齢厚生年金の差押）を行っている。

（3）未収金の管理状況

残高は相手先1社に対するもののみであり、発生の経緯、その後の回収に関する資料等は漁港漁場整備課で管理されている。ただし、事業者Aの解散時の資料が徴求されていないなど、本来徴求しておくべき資料の一部が保管されていないなどの不備があった。

2. 監査の結果と意見

（1）未収金関連資料の管理について

事業者Aは平成9年2月に解散している。債権者にとって、債務者である法人の解散は重要な案件にも関わらず、これに関連する事業者からの通知文書等が適切に管理されていない。

【改善】

債務者の状況の変化は債権管理上重要な要素の一つであり、法人の解散などの場合は、債務者、もしくは清算人に要求して財産の状況や配当金の有無について十分な情報を収集すべきである。

(2) 抵当権の設定について

事業者Aの所有する不動産に対して、負担金の納付を担保するため昭和63年4月1日付で抵当権を設定する旨の契約書を結んでいるが、実際には事業者からの要請に基づき、抵当権の設定を行っていない。

【改善】

債権の回収を担保するために抵当権の設定契約を結んだとしても、登記等の処理を行わない限り実効性はない。今後同様の案件が発生した場合には、契約の締結と同時に抵当権設定の登記等を実施すべきである。

(3) 不納欠損処理について

昭和63年1月に事業者Aに対する負担金額総額は90,702千円で確定している。負担金は平成元年3月末以降、平成17年3月末までの分割納付となっているが、各納期限の納付金額と、未納金額、最終納付日は以下のとおりである。

納期限	納付予定額	直近の納付年月	未納金額
平成元年3月	4,172	平成8年3月	4,042
平成2年3月	4,172		4,042
平成3年3月	4,172		4,042
平成4年3月	4,172		4,042
平成5年3月	4,172		4,042
平成6年3月	6,179		6,083
平成7年3月	6,179		6,083
平成8年3月	6,179		6,119
平成9年3月	6,179	平成21年8月	2,148
平成10年3月	6,179	平成18年5月	5,046
平成11年3月	6,179	平成14年4月	5,579
平成12年3月	6,179	平成14年4月	5,579
平成13年3月	6,179	平成14年4月	5,579
平成14年3月	6,179	(納付なし)	6,179
平成15年3月	6,179	(納付なし)	6,179
平成16年3月	6,179	(納付なし)	6,179
平成17年3月	1,860	(納付なし)	1,860
平成21年8月末現在未納額			82,837

上記表のうち、太枠で示した部分の残高 73,781 千円については、納期限到来後または一部入金後 5 年間を経過しても支払もしくは裁判上の請求が行われていないため、時効が成立している可能性がある。

未収金発生後 21 年が経過しているが、回収率は 1 割 (8.7%) にも達しておらず、事業者自体経営不振により廃業・解散している。

【意見】

当初未収金が発生した経緯が、「本来公害の発生原因となった事業者が負担すべき対策費用を、熊本県が立て替えたため」であるため、事業者に対し負担金全額の納入を求めるのは当然の権利である。

しかし、当該事業者は既に事業を停止しており、弁済能力は既がない。また、平成 18 年度以降は、解散した法人の元代表者の厚生年金を差し押さえることにより回収を図っているが、毎年の回収額は 500 千円程度であり、元代表者が高齢であることを考えると、未納額の全額を回収することは現実的に考えて不可能である。

回収できない債権を今後も管理し続けることは、事務負担のみが生じて得られる利益はわずかであるものと考えられるので、既に時効が成立している債権については不納欠損処理を行い、回収が可能と判断される範囲での債権のみ、回収努力を継続すべきである。

牛深漁港漁港浄化施設使用料に関する未収金（漁港漁場整備課）

1. 概要

(1) 制度の趣旨

熊本県漁港管理条例第 11 条・15 条の規定に基づき、牛深漁港内および周辺海域の水質及び環境保全を図り、漁港の快適な利用に資するため、排水の浄化施設を同漁港内に設置している。上記施設使用料は、この排水浄化施設を利用する業者から徴収する使用料である。

牛深漁協浄化施設の利用状況

(単位：千円、人、m²)

項目\年度	平成 7 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
浄化施設利用者	21	17	12	12	10	9
廃水处理量 (m ³)	31,611	38,606	39,238	35,900	30,862	25,762
施設使用料	21,197	17,753	15,603	15,045	12,244	10,226
委託料	-	23,526	26,460	24,600	24,600	24,600

(注 1) 平成 7 年度の数値は、施設設置時のものであり、参考として付した。

(注 2) 平成 18 年度以降は、施設の運営を指定管理者に委託している。それ以前についても委託契約に基づき、外部業者に施設の管理を委託していた。

(注 3) 浄化施設利用者は減少しているが、浄化施設の利用申請をしないまま、漁港内に事業所等を設置している業者が、平成 20 年度末現在で 14 社ある。

(2) 未収金の状況

過去 5 年間の年度別一覧表

(単位：千円)

項目\年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
施設使用料未収					
(新規発生)	1,659	1,395	1,387	559	1,887
(回収)	2,120	3,797	2,448	2,587	1,401
(期末残高)	9,453	7,051	5,990	3,962	4,449

(注) 施設使用料に関する未収であり、納付期限ごとに調定を行っているため、未調定の債権（支払期限が未到来の債権）はない。

過去 5 年間の事業者別一覧表

(単位：千円)

項目\年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
事業者 A					
(新規発生)	612	561	559	559	556
(回収)	602	1,692	609	327	92
(期末残高)	2,114	983	933	1,165	1,628
事業者 B					

項目\年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
(新規発生)	913	833	827	-	-
(回収)	352	846	208	696	205
(期末残高)	1,054	1,041	1,661	964	759
事業者C					
(新規発生)	66	-	-	-	-
(回収)	265	-	66	-	-
(期末残高)	795	795	729	729	729
事業者D					
(新規発生)	66	-	-	-	-
(回収)	397	397	795	795	795
(期末残高)	2,785	2,387	1,591	795	-
事業者E					
(新規発生)	-	-	-	-	-
(回収)	-	860	768	768	307
(期末残高)	2,703	1,843	1,075	307	-

全体として、漁獲量の減少や水産加工関連事業の不振から、経営が苦しくなった利用者が浄化施設の使用料を滞納するケースがほとんどである。以下、平成 20 年度末現在、未収入金の残高がある事業者について、個別の状況を掲載する。

・事業者A

平成 8 年度より滞納発生。過年度の滞納分については随時入金となっている。現在も浄化施設を継続利用しているため、新規滞納が発生している。

・事業者B

平成 15 年度より滞納発生。浄化施設の利用は平成 18 年度で中止。したがって現在新規の未収は発生していない。未収入の金額については分納誓約書を徴収しているが、計画通りには入金されておらず、事業者の経営状況により不定期に入金されている。

・事業者C

平成 7 年度および平成 12 年度から 16 年度までの間浄化施設を利用し、そのほとんどの期間において滞納が発生。平成 17 年度に財産調査を行ったが可処分財産はほとんどなかった。その後平成 18 年度に同事業者の不動産が強制競売にかけられ、県としても配当交付要求書を提出したが配当なし。その後も経営が厳しく、入金は滞っている。

・事業者D

平成 16 年度より浄化施設を利用。経営状況の悪化により、平成 20 年度より滞納が発生した。その後平成 21 年に入り同事業者が民事再生手続の開始を申し立てており、今後は再生債権として弁済が行われる見込み。

(3) 未収金の管理状況

各事業者に対する未収金の発生・回収状況や残高などの情報や、債務者の状況に関しては上記のとおり必要と思われる情報が収集・管理されている。

2. 監査の結果と意見

(1) 債権の保全状況について

債権が滞留する流れとしては、「①業者の業績悪化→②資金繰りに窮することによる滞納発生→③滞納発生後も施設を継続して使用」というものになっている。

漁港の環境保全の名目で、入居業者に使用を奨励している関係上、施設使用料が未収になったとしても施設の使用を強制的に停止させるわけにもいかず、滞留発生後に滞留額が拡大している案件がある。そのような状況にもかかわらず、担保や保証金を取るといった事前の債権保全策を行っていない。

【意見】

施設を使用させる前に、収入見込み額の数カ月分を保証金として事前に徴収する等、債権の保全を図るべきである。

(2) 施設の汚水処理能力と施設使用料の徴収について

事業者が牛深魚港内の土地を購入する際、環境保全に関する条項も設けられているが、契約書上規定されている排水の処理基準（例：BOD・生物化学的酸素要求量で 1,000ppm \approx 0.1% 以下）が、当施設の処理能力（同 20mg/L \approx 0.02%）と比べて緩く、かつ、当施設の利用自体は義務ではないため、当施設を使用しないまま各業者が排水を行ったとしても、これを直接罰することができない。このため、当施設を経由して排水を行う事業者が減少しているとともに、排水処理量も減少傾向にある。

施設設置当初の年間排水処理量見込（163,000 m³）に対し実際の処理量は、ここ 5 年間のうち最大のものでも 4 分の 1 程度（平成 17 年度の 39,238 m³）である。

廃水処理量の減少に伴い、施設管理を受託している業者の負担している費用も、県が支払う委託費と比べて徐々に低くなっている。

(単位：千円)

年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
委託費	24,600	24,600	24,600
受託業者の支出経費	22,079	21,323	20,479

(注 1) 上記データについては、同施設の管理運営評価票より引用。

(注2) 平成6年の施設設置直前におけるランニングコストの試算は年間約30,000千円

【意見】

施設の処理能力や施設運営の効率性は、直接未収金の管理とは関係ないが、施設の非効率性が利用者への負担に反映され、支払が滞ることも考えられる。利用者が減少しているのも、処理能力が高すぎ、施設を必要としない業者が増えているためとも考えられる。

施設の設置にはおよそ10億円の資本が投下されており、このまま利用率・稼働率が低下したままでは資本の無駄遣いとなってしまう。今後は施設の処理能力とコストのバランスを見直し、入居事業者が使いやすい施設にすべきである。

道路占用料に関する未収金（道路保全課）

1. 概要

(1) 制度の趣旨

道路占用料とは、道路法に基づき、道路管理者（県）が管理する道路上（地下・地上を含む）に工作物等を設けて占用する場合に、その占用者が道路管理者に対して支払う占用料をいう。県道と境界を接している私有地からせり出して設置している看板や、県道地下を通過している配管等がこれにあたる。

(2) 未収金の状況

過去5年間の年度別・項目別一覧表

(単位：千円)

項目\年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
発生	368,086	360,747	364,855	369,672	368,467
回収	367,716	360,659	364,928	369,420	368,299
不納欠損	0	67	56	16	0
残高	1,896	1,918	1,787	2,023	2,191

もっとも古いもので平成9年度に調定されたものがあり、主に看板、家屋等が県道にせり出している部分の占用料を支払わないまま、占用者が死亡して支払が滞ったものなどである。延滞件数は、平成20年度末現在で35件ある。

(3) 未収金の管理状況

年度別・相手先別の未収額が一覧で管理されている。原因者負担金と前払金余剰額利息については、未回収となっている理由やその経緯を調査した資料が別途管理されている。

2. 監査の結果と意見

(1) 少額の債権の回収について

道路占用料については、一般家庭において、自家敷地内から県道地下の下水道までの間の排水管を設置するために、ごく短距離ではあるが道路を占用する事例がみられる。この他、ごく狭い範囲での民家のせり出し、看板の設置など占用料が少額なものが多くなっている。

道路保全課に調査を依頼した結果、平成20年度における占用料の調定件数が全体で約4,000件あるのに対し、1件当たりの徴収額が1,000円に満たないものは1,452件で全体の3割以上を占める。これらの金額ベースでの合計は366,661円であり、当該年度の調定額の0.1%にも満たない状況である。

特に、収入額が 100 円という場合も見受けられ、これらが滞納となり督促等を行った場合、当初の納付書の作成、郵送料、督促状の郵送料等を考えると、収入額より回収に必要な費用が上回る場合も考えられる。

【意見】

回収の手間と費用を削減するために、口座振替による納付を検討すべきであるとする。口座振替の場合も手数料が必要になる場合があるが、納付書作成の手間や納付者の手間の軽減、滞納件数の削減やこれに伴う事務作業・費用の低減を考えると、有効な手段であるとする。

雑入－工事前払金剰余額利息に関する未収金（道路保全課）

1. 概要

（1）制度の趣旨

道路保全課が発注した工事につき、工事を委託した業者がその実施途中で倒産した際に、前払していた工事代金等の返還を求めるが、その請求元本に対して付した違約金利息が未回収となったものである。なお、元本については保証会社から全額補償を受けている。

（2）未収金の状況

過去5年間の年度別・項目別一覧表

（単位：千円）

項目\年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
発生	0	0	3,009	0	25,631
回収	0	0	2,980	29	25,144
不納欠損	0	0	0	0	0
残高	0	0	29	0	486

平成20年度に発生したもの1件のみが残っている。現在債務者が破産手続き中であり、配当待ちの状態である。

（3）未収金の管理状況

件数が少ないため、個別の債務者の状況を調査し、資料等をまとめて管理している。管理状況について特に問題と思われる点はなかった。

2. 監査の結果と意見

特に指摘すべき事項はないが、現在の残高については清算配当待ちの状態なので、配当受領後の残額について、不納欠損処理が必要になる可能性がある。

雑入一事故原因者負担金に関する未収金（道路保全課）

1. 概要

(1) 制度の趣旨

事故原因者負担金とは、道路法に基づき、道路やその付帯設備が何らかの理由で汚損された際に、県が補修等を行った費用を、汚損の原因者に負担させるものである。

原則として、汚損の原因者の責任で補修を行うこととなっているが、事故の原因者が補修を行わずに放置した場合、原因者に補修を行うだけの資力が無い場合などに発生する。

(2) 未収金の状況

過去5年間の年度別・項目別一覧表

(単位：千円)

項目\年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
発生	720	0	168	1,680	18
回収	0	0	0	210	158
不納欠損	0	0	0	0	297
残高	9,407	9,407	9,575	11,045	10,608

平成12年度に発生した8,390千円が最高額であり、その他は数十万円程度である。延滞件数は、平成20年度末現在4件である。

(3) 未収金の管理状況

年度別・相手先別の未収額が一覧で管理されている。その他未収相手先ごとに未回収となっている理由やその経緯を調査した資料が別途管理されている。

原因者負担金は、件数が少ないため金額や徴収状況の管理について問題はないものの、1件当たりの金額が大きくなる傾向があり、債務者の資金不足に伴う申し出により分納を認め、債務者の財政状態が悪化し、長期間にわたり滞納となる事例がみられる。

2. 監査の結果と意見

(1) 滞納処分について

原因者負担金については、原因となる事故等の発生後、原因者に請求するも事業の悪化、経済的困窮等により、支払が困難となる事例が多い。

しかし、この中には、事故原因となった車両が無保険であったために支払ができず、滞納・分納となっている事例など、原因者側にも事故を起こした以上の不注意もしくは過失があると思われる事例も見られる。

【意見】

回収努力を尽くした結果不納欠損となるものについてはやむを得ないが、元々が原因者の過失による事故により生じたものである以上、分納や納付時期の延期については慎重に対応すべきである。特に原因者側の過失がより強いものと考えられる事例については、早めに滞納処分を行うなど、毅然とした態度を取ることも検討すべきである。

雑入－海砂利採取料不当利得返還金に関する未収金（河川課）

1. 概要

（1）制度の趣旨（発生の経緯）

平成 15 年度に熊本県一般海域管理条例に基づき許可された量を超過して採取した海砂利について、超過分の採取料を不当利得として県に納めさせているものである。

（2）未収金の状況

過去 5 年間の年度別・項目別一覧表

（単位：千円）

項目\年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
発生	0	32,950	0	0	0
回収	0	0	2,000	9,000	11,000
不納欠損	0	0	0	0	0
残高	0	32,950	30,950	21,950	10,950

海砂利不当利得返還金は、1 件の業者が申請量を超えて海砂利を取得したことにより発生したものである。申請量を超えて採取した分につき採取料を請求したが、金額が多額に上るため分納許可の決裁を受けている。平成 21 年度現在、継続して返済中である。

（3）未収金の管理状況

債務者が 1 件のみであるため、当該案件に関する発生経緯の調査資料、各種処分を行った際の決裁書類等が保管されている。管理自体に特に問題はなかった。

2. 監査の結果と意見

（1）不当利得の返還請求について

海砂利採取に関する不当利得については、「申請量以上に採取した部分に関する正規の採取料」を請求し、分納したものにすぎず、通常の採取料に対する上乗せ代金等のペナルティは課されていない。また分納を許可しているが、これに関する利息等も徴求されていない。

【意見】

ペナルティを課せなかったのは、法令等に根拠となる規定がなかったためであり、この点については、今回の事例の発生後条例の改正が平成 19 年度に行われており、既に対処されている。ただ分納することによる利息については、業者に関して悪意があることが証明できれば、今回の事例においても法定利率に基づき徴収することができた可能性がある。

今後同様な事例が生じた場合には、業者の逃げ得を許さないためにも、過料に加えて利息も徴求するなど、毅然とした態度を取るべきである。

雑入－工事前払金利息に関する未収金（河川課）

1. 概要

（1）制度の趣旨（発生の経緯）

河川課が発注した工事につき、工事を委託した業者がその実施途中で倒産した際に、前払いしていた工事代金等の返還を求め、その請求元本に対して付した違約金利息が未回収となったものである。なお、利息が未収となったものについても、通常の場合、元本については保証会社から全額補償を受けている。

上記の他、河川課の管理する工事前払金利息の未収金には、工事発生後に契約金額が減額になったことにより、補償を受けられなくなった前払金元本の返還を求めたものが含まれる。

（2）未収金の状況

過去5年間の年度別・項目別一覧表

（単位：千円）

項目\年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
発生	0	521	0	289	0
回収	14,267	0	0	131	220
不納欠損	0	0	0	0	741
残高	14,911	15,433	15,433	15,591	14,629

工事前払利息等返還金のうち、もっとも大きいものは平成15年度に発生した工事に伴うもので、発生額17,711千円（平成20年度末現在残高14,560千円）である。護岸関係工事の一部につき、工事範囲の縮小が決定されたため、請負契約・工事の一部完了後に工事契約金額の減額が決定した。既に前払いしている工事代金が過剰となったため、前払先2社に対し合計29,178千円の前払金元本の返還を請求した。ところが、1社（以下「A社」とする）がその後の業績悪化等により返還ができなくなり、滞留しているものである。なお、工事自体は竣工しているため、保険による元本補てんの対象にもなっていない。

その後A社は事業を停止、法人も解散しており、残額について回収の見込みが立っていない。

A社の他、別の業者に対し工事前払金利息の未収金69千円があるが、会社が倒産したため、平成21年度に清算配当金を受領した後、残額は不納欠損処理する予定となっている。

（3）未収金の管理状況

それぞれの案件ごとに経緯の調査資料、各種処分を行った際の決裁書類等が保管されている。管理状況について特に問題はなかった。

2. 監査の結果と意見

(1) 未収発生時の初動について

A社の事例については、平成15年に請求を行った後、業者の求めに応じて分納を認める方針であった。これに基づき誓約書を提出するよう依頼したが、提出のないまま業績が悪化した。その後は元代表者の個人資産から若干の返済があったのみであり、平成20年度末残高についてはほぼ回収が難しい状態である。

請求開始時から初回の納入までほぼ半年が経過しており、その際、業者の側からも経営不振の状況にあることを申告されていたにも関わらず、業者の財務状況等を本格的に調査開始したのは平成18年に入ってからである。その時点では既に主だった資産は金融機関等からの債務の担保として処分等がされた後であった。

この案件では工事契約後、県の事情により当初見込んでいた工事代金の減額を行ったという経緯はあるにせよ、前払余剰金のほとんどが未返還となっており、前払金が別の用途に使われていたことも否定できない。

【意見】

本来であれば、業者から分納誓約書の提出が遅れ、かつ入金が遅れが発生した時点で、業者の財務状況が悪化していることは容易に分かったはずであるが、その後何年も放置されている。初期段階での対応の遅れが、不良債権の発生の原因と思われる。

本件については、初期の段階で早急に資産を差し押さえるなどの保全手続きを踏むべきであったと考える。

河川・海岸占用料に関する未収金（河川課）

1. 概要

（1）制度の趣旨（発生の経緯）

熊本県が管理する河川・海岸区域を占用する場合に、占用者から徴収する占用料である。

河川占用料については、河川法第24条及び32条、熊本県流水占用料等徴収条例、海岸占用料については海岸法第7条、11条、37条の4及び37条の8、熊本県海岸保全区域及び一般公共海岸区域管理条例に基づき徴収している。

なお、それぞれ別の条例に基づくものであるが、河川課の管轄する区域・水域の占用料としてほぼ同様の性格を持つため、本項で一括して取り扱う。

（2）未収金の状況

過去5年間の年度別・項目別一覧表

（単位：千円）

項目\年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
河川 占用料	発生	31,913	31,717	32,411	33,037	33,361
	回収	31,966	31,750	32,377	33,028	33,342
	不納欠損	69	0	0	78	2
	残高	133	100	134	66	82
海岸 占用料	発生	14,631	14,523	14,901	14,793	14,770
	回収	14,631	14,398	14,691	14,800	14,932
	不納欠損	0	0	0	0	0
	残高	0	125	334	328	166

占用料は主に栈橋の設置、養殖用・釣り用のいけすの設置、ケーブル・配管の敷設等に伴い発生する。このため、これらを設置する業者、特に漁業経営者の業績悪化や事業停止、破産等に伴い未収・不納欠損が生じる事例がみられる。

（3）未収金の管理状況

占用料については一覧表を作成し、収入予定額等を管理している。滞納・不納欠損の発生している債務者については、債務者の状況を調査した資料等が別途保管されている。管理状況について特に指摘すべき事項はなかった。

2. 監査の結果と意見

(1) 調定の遅れによる不納欠損の発生について

平成13年度・平成14年度に収入すべき占用料について、当時の徴収担当者が、本来年度当初に行うべき収入の調定を失念し、年度末近くになって納付書を発行した可能性が高いものが発見された。

熊本県流水占用料等徴収条例では、流水占用料につき前期分（4～9月分）を4月末日までに、後期分（10月～3月分）を10月末日までに徴収することができる、としているが、この案件では、調定時期を逸脱して納付書の発行が行われていた可能性が高い。

この遅れた1年の間に債務者の財政状態は悪化し自己破産を申請しており、不納欠損となった。

【改善】

納付書の発行が遅れた原因として、担当者がたびたび変更されていることが考えられる。当該占用料の未収が発生した前後の平成13～15年度の期間は毎年担当者が変更となっており、業務の引継が円滑に行われていなかった可能性があるとのことであるが、詳細な記録が残っておらず、情報の伝達という点で不備が存在する。

通常、業務の引き継ぎの際には引継書などが作成されるが、収入事務にかかわる事項は特に時期と金額を明確にして担当者間で引き継ぐようにすることで、失念による調定の漏れなどが発生しないような対策を検討する必要がある。

土地貸付料に関する未収金（港湾課）

1. 概要

（1）制度の趣旨

地方自治法及び熊本県財産条例に基づき徴収する港湾課所管の普通財産（土地）の貸付料。港湾区域以外の普通財産としての土地の貸付料がこれに該当する。

（2）未収金の状況

過去5年間の年度別・項目別一覧表

（単位：千円）

項目\年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
発生	2,751	2,872	3,088	3,067	2,877
回収	2,691	2,730	3,062	3,185	2,788
不納欠損	0	0	0	0	0
残高	132	274	300	182	272

平成20年度末現在の残高について、相手先別の発生状況は以下の通りである。

事業者	調定年度	未収額	滞納理由
A（個人）	平成18～20年度	194千円	経済的困窮につき、分納を申請。
B（個人）	平成20年度	77千円	経済的困窮につき支払遅延。督促中
合計		272千円	

（3）未収金の管理状況

個別の債務者の状況については、督促実施の有無、回収の可能性もあわせて把握が行われていた。

2. 監査の結果と意見

（1）未収金の管理状況について

債務者の状況については、督促実施の有無、回収の可能性が個別に把握されているが、年度ごとの収入の発生額・回収額、未収金の発生額、不納欠損処理額を概括的に把握するための資料が整備されていなかった。

【意見】

債権管理において、収入全体に対する滞留債権の額および割合、不納欠損額および割合等も重要な管理指標を把握することは、管理の重点をどこに置くかを検討するうえ重要である。

今後は、年度別、項目別に収入及び債権の総額と推移を全体として把握する資料を作成すべきである。

雑入一熊本港・三角港管理事務所・宇城地域振興局に関する未収金（港湾課）

1. 概要

（1）制度の趣旨

港湾施設等に入居する者に対し、共益費（電気代・水道光熱費等）を徴収する必要があるが生じた場合に雑入として受け入れている。

（2）未収金の状況

過去5年間の年度別・項目別一覧表

（単位：千円）

項目\年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
発生	18,451	16,247	16,705	15,757	13,961
回収	15,283	19,182	16,905	15,757	13,951
不納欠損	0	0	0	0	0
残高	6,530	3,596	3,396	3,396	3,406

平成20年度末現在の残高について、相手先別の発生状況は以下の通り。

使用者	調定年度	未収額	滞納理由
A社	平成16年度	273千円	倒産により支払能力なし
B社	平成12年度	2,443千円	倒産により支払能力なし
C社	平成17年度	679千円	倒産により支払能力なし
D	平成20年度	9千円	納入遅延。平成21年度中に回収見込み
合計		3,406千円	

2. 監査の結果と意見

（1）未収金の管理状況について

債務者の状況については、督促実施の有無、回収の可能性が個別に把握されているが、年度ごとの収入の発生額・回収額、未収入金の発生額、不納欠損処理額を概括的に把握するための資料が整備されていなかった。

【意見】

債権管理において、収入全体に対する滞留債権の額および割合、不納欠損額および割合等も重要な管理指標を把握することは、管理の重点をどこに置くかを検討するうえ重要である。

今後は、年度別、項目別に収入及び債権の総額と推移を全体として把握する資料を作成すべきである。

(2) 不能欠損処理について

滞納者のうち、A社・B社・C社については、債務の弁済能力がなく、その債権のほとんどについては回収の見込みが立っていない。

【意見】

時効が到来していない場合であって、一定の回収努力をしたにも関わらず、債務者に資力がない、行方が分からず請求ができないなど回収の見込みが立たない場合にも、債権の管理に係る時間や費用を考慮し、所定の議決を経たうえで欠損処理を検討すべきである。

港湾区域占用料に関する未収金（港湾課）

1. 概要

(1) 制度の趣旨

港湾区域占用料とは、港湾法第37条および熊本県港湾管理条例第6条の2に基づき、港湾区域及びその隣接区域内の公共空地を占用、あるいはその区域での土砂の採取を行う者から徴収する占用料である。港湾内の公共空地の使用のほか、浮棧橋などの設置のため、水域を占用している場合の占用料等がこれに該当する。

(2) 未収金の状況

過去5年間の年度別・項目別一覧表

(単位：千円)

項目\年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
発生	8,425	7,996	7,581	8,001	7,635
回収	8,421	7,532	7,664	7,965	7,578
不納欠損	0	0	0	0	0
残高	1,827	2,290	2,207	2,243	2,300

・発生状況分析

平成20年度末現在の残高について、相手先別の発生状況は以下の通り。

(単位：千円)

占用者	調定年度	未収額	滞納理由
A社	平成14～17年度	893千円	倒産により支払能力なし
B社	平成13～17年度	894千円	倒産により支払能力なし
C社	平成17年度	419千円	破産手続中
D(個人)	平成19年度	36千円	経済的困窮につき、分納を申請。
その他2件	平成20年度	57千円	納入遅れにつき督促中。
合計		2,300千円	

2. 監査の結果と意見

(1) 未収金の管理状況について

債務者の状況については、督促実施の有無、回収の可能性が個別に把握されているが、年度ごとの収入の発生額・回収額、未収入金の発生額、不納欠損処理額を概括的に把握するための資料が整備されていなかった。

【意見】

債権管理において、収入全体に対する滞留債権の額および割合、不納欠損額および割合等も重要な管理指標を把握することは、管理の重点をどこに置くかを検討するうえ重要である。

今後は、年度別、項目別に収入及び債権の総額と推移を全体として把握する資料を作成すべきである。

(2) 滞納額の軽減策について

港湾区域占用料は、一般的な土地建物の賃貸料収入のような性格を持っている。これら債権が滞留するまでの流れとしてはおおむね、「①業者の業績悪化→②資金繰りに窮することによる滞納発生→③滞納発生後も施設・土地を継続して使用→④そのまま民事再生・会社更生もしくは破産手続に移行し回収不能」というものになっている。

滞留発生を防止、もしくは損害を小さくするためには、②の時点で契約の解除および担保等による債権への充当を行うべきであるが、現状ではこれが行われていない。また契約に際して、債権の保全のための保証金の徴収等も行われていない。

【意見】

港湾区域占用料については、自治体の管理区域に建物等の構造物を設置する際に発生するものであるため、滞納発生時にこれらを差し押さえて債権を保全することも考えられる。しかし、長期間にわたって占用した後未収が発生した場合などは、物件を差し押さえても財産価値がない場合が多く、効果をなさないことも多い。

施設等の使用者・占有者の経済状況が悪化し、不納欠損が発生した場合でも損失を軽減する対策を検討する必要がある。

たとえば、事前に敷金や保証金として、使用料の数カ月分を徴求することが考えられる。敷金や保証金を徴求する例は、民間では土地や建物の賃貸借の際に一般的な慣行である。事前に敷金や保証金として、使用料の数カ月分を徴求しておき、滞納が発生した場合には債務者に対して退去を求めるとともに、滞納分を保証金と相殺して債務者に返還することができる。

(3) 不能欠損処理について

滞納者のうち、A社、B社、C社については債務の弁済能力がなく、その債権のほとんどについては回収の見込みが立っていない。

【意見】

時効が到来していない場合であって、一定の回収努力をしたにもかかわらず、債務者に資力がない、行方が分からず請求ができないなど回収の見込みが立たない場合にも、債権の管理に係る時間や費用を考慮し、所定の議決を経たうえで欠損処理を検討すべきである。

また、C社については破産手続に基づく債権の届け出を行っているため、法的手続完了後回収できなかった額については不納欠損処理を漏らさないよう留意する必要がある。

重要港湾・地方港湾使用料に関する未収金（港湾課）

1. 概要

（1）制度の趣旨

港湾法第44条及び熊本県港湾管理条例第5条等に基づき、港湾施設（栈橋・荷さばき地・待合所等の施設）を使用する際に徴収する使用料の未収金である。港湾施設に入居するテナント（レストラン等）や、港湾施設に入居する企業の事務所・店舗等に対する賃料がこれに該当する。

なお、重要港湾（熊本港・三角港・八代港）に関しては「重要港湾使用料」として、その他の港湾に関しては「地方港湾使用料」として徴収するものであり、両者の収入の根拠、目的等は同じであるため、本項目で合わせて記述する。

（2）未収金の状況

過去5年間の年度別・項目別一覧表

（単位：千円）

項目\年度		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
重要港湾 使用料	発生	568,044	574,795	555,198	553,721	517,949
	回収	557,431	567,265	561,794	552,755	518,233
	不納欠損	488	1,803	4,488	4,501	1,193
	残高	22,691	28,417	17,333	13,797	12,320
地方港湾 使用料	発生	166,860	165,505	114,321	148,237	139,664
	回収	165,791	166,378	114,558	149,057	139,790
	不納欠損	0	35	0	0	907
	残高	3,037	2,128	1,890	1,070	37

（全体的な状況）

雑入を除き、各港湾内に入居する企業・業者から徴収する賃貸料（テナント料）に類似する性質をもつため、収入の発生は景気の動向に左右されやすい。平成17年頃から収入は減少傾向にあり、これに対し入居者の倒産・廃業等が相次いだことから、未収額・不納欠損額は増加する傾向にあった。最近では新規の滞留発生は減少傾向にある。

平成 20 年度末現在の残高について、重要港湾別の集計額は以下の通り。

・重要港湾使用料

港湾名	使用者	調定年度	未収額	滞納理由
三角港	A社	平成 17 年度	9 千円	倒産により支払能力なし
	B社	平成 18 年度	832 千円	経営不振により支払遅延。一部入金中
	C社	平成 10 年度	831 千円	倒産により支払能力なし。物件の競売待ち
	D社	平成 18 年度	1,769 千円	経営不振により支払遅延
	E社	平成 20 年度	1,041 千円	事業停止状態につき代表者と交渉中
	小計		4,485 千円	
八代港	F(個人)	平成 18 年度	26 千円	経済的困窮により支払遅延
	G社	平成 17～20 年度	2,887 千円	業績不振につき分納中
	H社	平成 18～20 年度	1,570 千円	業績不振につき分納中
	I社	平成 18 年度	1,156 千円	業績不振につき分納中
	J社	平成 18 年度	1,177 千円	事実上廃業。財産調査中
	K社	平成 19～20 年度	585 千円	業績不振につき分納中
	L(個人)	平成 20 年度	37 千円	納入遅延
	M社	平成 20 年度	146 千円	業績不振につき一部のみ納付
	N社	平成 20 年度	211 千円	破産申し立て中
	小計		7,835 千円	
合計			12,320 千円	

2. 監査の結果と意見

(1) 未収金の管理状況

債務者の状況については、督促実施の有無、回収の可能性が個別に把握されているが、年度ごとの収入の発生額・回収額、未収金の発生額、不納欠損処理額を概括的に把握するための資料が整備されていなかった。

【意見】

債権管理において、収入全体に対する滞留債権の額および割合、不納欠損額および割合等も重要な管理指標を把握することは、管理の重点をどこに置くかを検討するうえ重要である。

今後は、年度別、項目別に収入及び債権の総額と推移を全体として把握する資料を作成すべきである。

(2) 滞納額の軽減策について

重要港湾・地方港湾の使用料は、一般的な土地建物の賃貸料収入のような性格を持っている。これら債権が滞留するまでの一般的な流れは、①業者の業績悪化→②資金繰りに窮する

ことによる滞納発生→③その後民事再生・会社更生もしくは破産手続に移行し回収不能となる。

滞留発生を防止、又は損害を小さくするためには、②の時点で契約の解除および担保権の実行を行うべきであるが、現状ではこれが行われていない。また契約に際して、債権の保全のための保証金の徴収等も行われていない。

【意見】

重要港湾・地方港湾使用料の滞納が発生した場合、滞納者が県の施設を継続して使用・借用している場合が多いため、滞納者の所有物件等を差し押さえて債権回収に充てることは難しい。施設等の使用者の経済状況が悪化し、不納欠損が発生した場合でも損失を軽減する対策を検討する必要がある。

たとえば、賃貸時に敷金や保証金として、使用料の数カ月分を徴求することが考えられる。敷金や保証金を徴求する例は、民間では土地や建物の賃貸借の際に一般的な慣行である。事前に敷金や保証金として使用料の数カ月分を徴求しておき、滞納が発生した場合には債務者に対して退去を求めるとともに、滞納分を保証金と相殺して債務者に返還することができる。

雑入—三角港代執行費用に関する未収金（港湾課）

1. 概要

(1) 制度の趣旨

港湾区域内の土地にある建物等について、危険な状態にある場合等は建築基準法、行政代執行法等に基づき、県が必要な措置を行い、これに要した費用を建物の所有者に請求することができる。この請求額が未収となったもの。

(2) 未収金の状況

過去5年間の年度別・項目別一覧表

(単位：千円)

項目\年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
発生	0	0	0	0	19,205
回収	0	0	0	0	0
不納欠損	0	0	0	0	0
残高	0	0	0	0	19,205

三角港内の敷地を使用し、建物を建設して事業を行っていたA社が平成10年に倒産した。A社の代表者が清算人となり清算を行っていたが、清算が終了する前に清算人が死亡し、建物が放置されたままとなっていた。

その後、県が調査した結果、当該建物にアスベストが使用されていることが分かり、平成20年度に安全上の問題から県が建物の解体工事を行政代執行した。その費用を名目上の所有者（実質的には清算中であり、実態はない）であるA社に請求したものである。

(3) 未収金の管理状況

個別の債権者の状況については、発生の経緯や処分に関する決裁の取得状況等の資料が保管、管理されている。特に指摘すべき問題点はなかった。

2. 監査の結果と意見

(1) 行政代執行費用の請求について

上記「未収金の状況」でも述べた通り、平成20年度末現在の残高のほとんどは、行政代執行による費用の請求額である。しかし請求先の業者は法人として登記は残っているものの、事実上廃業状態であり、処分可能な資産の処分も進んでおらず、仮に処分が完了したとしても租税債権等優先されるべき債権があるため、当該未収金の回収見込みはない。

【意見】

善管注意義務を果たさないまま物件を放置した業者の側に問題はあるものの、事業を停止して支払能力のない相手先に対して請求を行ったとしても回収は期待できず、債権管理に要

する費用が無駄になる。したがって、代執行を行う時点であらかじめ建物所有者等の支払能力を勘案したうえで、請求を行うべきか検討すべきである。

ただし、同様の事例が発生した場合において、意図的に事業に行き詰った業者が建物等を放置して事業を廃止するといったモラルハザードを生じさせないようにするため、できるだけ保証金（敷金）を事前に徴収しておくことも有効と思われる。

県営住宅家賃に関する未収金（住宅課）

1. 概要

(1) 制度の趣旨

県営住宅には、目的により以下の2種類があり、それぞれ設置目的と根拠となる法令が異なる。

県営住宅：「国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」（「公営住宅法」第1条より抜粋）

県営改良住宅：「不良住宅が密集する地区の改良事業に関し、事業計画、改良地区の整備、改良住宅の建設その他必要な事項について規定することにより、当該地区の環境の整備改善を図り、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅の集団的建設を促進し、もつて公共の福祉に寄与することを目的とする。」

これらを受けて熊本県では、「熊本県営住宅条例」（昭和35年4月1日条例第11号、以下「住宅条例」と略）において、「県は、住宅に困窮する低額所得者に低廉な家賃で入居させるため、県営住宅を設置」（第2条の2第1項）し、また、「不良住宅が密集する地区の居住環境の整備を図るために県営改良住宅を設置する」（同、第2条の2第1項）としている。

(2) 未収金の状況

過去5年間の年度別・項目別一覧表

（単位：千円）

項目\年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
発生	2,023,290	2,097,404	2,083,966	2,083,741	2,090,502	
回収	2,069,882	2,091,387	2,092,372	2,084,682	2,076,187	
不納欠損	10,563	11,726	22,461	23,316	22,439	
未収金残高	308,059	302,348	271,482	247,225	239,100	
（徴収率）	現年度分	95.22	96.26	97.35	97.64	97.17
	過年度分	25.52	23.53	21.03	18.47	18.08
	計	86.66	86.94	87.68	88.51	88.81

ここ数年景気の悪化に伴い、入居者の中にも経済状況が悪化して賃料の支払いに苦慮する事例も多くなりつつある。一方、賃料未払者に対し強制退去等の毅然とした態度を取ることにより、未収の発生額は減少傾向にある。また、過年度において長期間未収となっていた債権につき、適時に不納欠損処理を進めることで、債権残高も減少している。

2. 監査の結果と意見

(1) 未収金の管理状況について

各入居者から収納すべき賃料や未収債権については、個別に「納付状況一覧表」などの管理台帳が作成されている。また、未収債権が存在する入居者については、「滞納者台帳」「滞納者調査整理表」、これに付属する臨戸訪問記録等が添付されている。古い台帳については金額の記載漏れ、臨戸訪問の内容の不明瞭な記載等、記載内容の不備が目立つが、ここ数年で作成されたものについては、特に大きな問題はないものと判断した。

ただし、個別の未収残高や収納額を集計して、会計上の調定額、収入額、未収額と突き合わせるための一覧表が存在しない。

【意見】

債権管理において、収入全体に対する滞留債権の額および割合、不納欠損額および割合等も重要な管理指標を把握することは、管理の重点をどこに置くかを検討するうえ重要である。

今後は、年度別、項目別に収入及び債権の総額と推移を全体として把握する資料を作成すべきである。

(2) 入居時の書類の保存について

入居手続に必要な書類である「県営住宅の入居の請書」、「連帯保証人の印鑑登録証明書」、「連帯保証人の所得を証する書類」が廃棄されているケースが数多くみられる。

これは入居手続の委託先である熊本県住宅供給公社が、公社の文書規程に基づき「業務委託、受託に関する重要な文書」に該当するとして、10年間保存文書として扱い、期間経過後に廃棄しているためである。

【改善】

書類廃棄後に保証人に対して未収債権を請求する必要性が生じた場合に、根拠となる書類がないことで適切な処理ができなくなる可能性がある。

保証人等に関する書類は、万が一保証人等に請求する必要性が生じた際に必要な書類であり、入居中は書類取得後何年間という保存年限の設定は不適切と考える。

文書の保存年限に関する規定を、「入居者が退去したのち何年間」など適切なものに改める必要がある。また、入居時の審査のみに必要な書類は公社で保管し、その他債権管理に必要な書類については住宅課で保管するといった方法も検討する必要がある。

(3) 保証人への請求について

不納欠損処理を行った案件及び滞納となっている案件のうち、39件について調査を行った。その際、滞納発生時に保証人への請求を行っているかどうかをチェックした結果、実際に請求を行っているものは9件のみであった。しかも内1件は滞納発生後5年経過後、4件は10年経過後に初めて保証人に対して請求を行っている。それ以外のケースについては、上記(2)で記載した書類の廃棄が原因となり保証人に対して請求できない、または保証人がわかっているにもかかわらず請求を行っていないものであった。請求を行っていない理由として、入居

者からのクレームによるもので、家賃滞納は個人のプライバシーに関することであり、他人に知られたくない等が大半であった。

また、保証人に対して請求した案件についても、実際に未収債権が回収できた案件は1件もなかった。

【改善】

入居者のプライバシーを尊重して、連帯保証人に対する請求には慎重であるが、そもそも入居時点で連帯保証人としている以上、家賃の滞納の事実を保証人に知られたくないとの申し出は尊重すべきではない。

また、滞納が長期間に渡り、未収額が多額にのぼった後で保証人に請求しても、支払うことができない場合が多いことが考えられる。少額であれば回収可能性が高いと考えられることから、滞納発生後早期（遅くとも3カ月～6カ月程度）に連絡、もしくは請求を行うべきである。

(4) 保証人設定の漏れについて

上記案件39件のうち6件については保証人の設定が漏れていた、または設定されているか否か不明であった。本来、保証人の設定は入居を認める条件であるが、この規程が守られていなかった。

【改善】

上記保証人の設定漏れの案件は、いずれも数年から十数年前に入居した入居者で、最近の入居案件については、保証人の設定が漏れている案件はなかった。したがって、長期間入居している世帯を中心に保証人の設定状況をチェックし、漏れている場合には追加で書類を徴求すべきである。

(5) 滞納発生後の処分実施までの期間について

滞納の発生はそのほとんどが入居者の経済的な困窮によるものであるが、上記39件の案件について、滞納が発生した主な原因を大まかにまとめると以下のとおりであった。

発生原因	件数
①病気により、収入が途絶えてしまった	1
②事業の失敗、失業による収入の途絶	2
③親類、知人の保証人として、一時に多額の債務を負ってしまった	3
上記以外（困窮に陥った原因がはっきりしないもの）	33

経済的困窮といってもさまざまなケースが存在するうえ、債務者の状況調査表のみでは詳細が分からない場合も多い。

経済困窮者に対して、強制退去等の処分を行うのは酷であるとの見方もあるが、そもそも県営住宅の家賃は入居者の所得に基づき設定されており、必要に応じて減免制度も設けられ

ている。また、現入居者以外にも入居希望者が多数いることを考えれば、滞納状態で入居を継続させることは、他の入居希望者に対して公平性を欠く恐れがある。

【改善】

滞納者に対しては、滞納発生後できるだけ早い段階で面談を実施し、減免制度の利用や、他の支援制度の説明等を実施することで、いたずらに未収金が増加することを防止する必要がある。

(6) 入金処理および不納欠損処理について

滞納発生後、相当期間が経過している事案について、賃料の回収時に「いつ調定された債権に対して」入金があったものとして取り扱うかについて、担当者毎に処理がまちまちである場合が散見された。

その中で以下のような不適切な対応が見られた。

- ・滞納発生後、裁判上の催告等を行った関係で時効が中断しているにもかかわらず、過年度の債権が不納欠損扱いとなっているものと勘違いして、直近の債権に対して入金があったものとして取り扱った。
- ・強制退去時に預り敷金を未収債権の回収に充当しているが、誤ってより遅く時効到来期限が来るものに充当してしまった。

このような誤った入金処理が行われた結果、本来であれば不納欠損処理とならずに済んだ債権が、不納欠損となった事例もある。

また、債権の入金順序の誤りと同様に、時効の到来時期の判断を誤って、不納欠損処理が漏れているものが確認されただけでも2件(1,968千円)あった。未収債権発生後の入金管理がルールに基づき適切に行われていない。その結果、債権の入金(消し込み)順序の誤りや、不納欠損処理の漏れ、本来発生しなかった可能性のある不納欠損処理が生じている。

【改善】

債権の滞留期間が長期化している、滞納処分(裁判上の催告等)実行後も退去させずに継続して居住を認めている、1件の債務者に対する債権の発生額が多くかつ時効の前後関係が複雑になっている場合などに、上記のようなミスが生じやすい。

既に滞留している債権については、新規滞留債権の発生状況や時効による債権の消滅状況などを定期的にチェックする体制が必要である。

(7) 生活保護世帯に対する生活保護費(住宅扶助費)の代理納付について

県営住宅に入居している生活保護世帯については、各市町村より家賃相当額が住宅扶助費として支給される。

現在は、住宅扶助費は一旦各世帯に支給されたのち、県に対して納付することになっているが、実際には支給後各世帯から納付されない場合が多い。

平成 21 年 10 月 22 日現在の県営住宅家賃の滞納状況と、生活保護受給世帯に関する滞納状況は以下のとおりである。下記のとおり、生活保護世帯の家賃滞納は滞納金額のおよそ 2 割を占めている。

区分	戸数	金額
滞納世帯・滞納額	1,256 戸	130,629 千円
滞納世帯中・生活保護受給世帯	205 戸	24,750 千円
うち、現金納付世帯	123 戸	18,282 千円
うち、口座振替納付世帯	82 戸	6,468 千円

【改善】

生活保護法や同法施行令においては、住宅扶助を直接生活保護対象世帯に交付するほか、家賃債権を有する者に対して直接支給することも認めている。これに基づき、各市町村から生活保護世帯に対し支給される県営住宅の家賃の扶助について、市町村から直接県に納付することを検討すべきである。

<生活保護法>

第 37 条の 2

保護の実施機関は、保護の目的を達するために必要があるときは、（中略）世帯主若しくはこれに準ずる者に対して交付する保護金品（注：住宅扶助を含む）、（中略）その他の被保護者が支払うべき費用であつて政令で定めるものの額に相当する金銭について、被保護者に代わり、政令で定める者に支払うことができる。

※同法施行令第 3 条において、「政令で定めるもの」については住宅扶助を、「政令で定める者」については住居提供に関して生活保護受給者に対し債権を有する者が定められている。

(8) 家賃の口座振替納付の推進について

滞納者全体に対する割合は、口座振替世帯よりも現金納付世帯の方が高い傾向にある。

家賃の口座振替による納付は、平成 21 年 3 月末現在 74.1%である。数年前（平成 18 年 3 月末現在で 65.8%）と比べると割合は増加しているが、大半の世帯が預金口座を有していることを考えると、まだ口座振替利用率を上げる余地はあるものと考えられる。

【意見】

口座振替による納付を推進することで、納付書発行の手間や経費が省けるほか、滞納の減少による回収費用（人件費等）の削減、滞留債権管理業務の低減などが期待できる。入居時に原則として口座振替とするよう働きかける必要がある。

県営住宅用地使用料に関する未収金（住宅課）

1. 概要

(1) 制度の趣旨

県営住宅用地使用料には、主に以下の2種類が含まれる。

- ① 県営住宅駐車場使用料 : 県営住宅の入居者が、駐車場も併せて利用する際の駐車場の使用料。物件によるが概ね駐車場1台分あたり2千円/月の使用料の納付が必要となる。
- ② 店舗等の占有スペース使用料 : 県営住宅敷地内に店舗を有する事業者が、店舗を設置する場合に県に対して支払う使用料。一般的なテナント料のようなもの。

いずれも行政財産の使用料として、県営住宅条例、熊本県財産条例に基づき徴収される。

(2) 未収金の状況

過去5年間の年度別・項目別一覧表

(単位：千円)

項目\年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
発生	144,517	145,642	145,500	152,277	171,402
回収	144,517	145,642	145,454	152,322	168,704
不納欠損	0	0	0	0	0
残高	0	0	45	0	2,697

平成20年度に発生している未収金のうち、1,767千円は、駐車場の使用料に関する未収金である。平成19年度以前は管理組合等が全戸分を一括して県に納付し、未収分については実質的に管理組合等が立て替えるという処理を行っていた。平成20年度よりこれを改め、県が家賃と合わせて各戸別に徴収することとしたため、未収金が発生している。なお平成20年度末の未収金のうち、平成21年8月25日現在898千円が入金となっている。

駐車場使用料の未収金を除く929千円は、県営住宅敷地内に入居する店舗の使用料である。入居業者の業績悪化等に伴い、支払が遅延している。

(3) 未収金の管理状況

駐車場使用料の未収については、入居者ごとの一覧表が作成され、これに基づき管理している。店舗使用料の未収についても、個別の業者ごとに状況把握等を行い、滞納額の一覧表が作成されている。管理状況自体については特に問題はなかった。

2. 監査の結果と意見

(1) 駐車場使用料の口座振替納付の推進について

駐車場の使用料についても、滞納者の割合は、口座振替納付の世帯に比べて現金納付世帯の方が多傾向にある。

【意見】

現在、県営住宅家賃の口座振替への切り替えを推進していることから、駐車場使用料等もあわせて口座振替へ切り替えてもらうよう推進することが望まれる。

土地貸付料に関する未収金（住宅課）

1. 概要

(1) 制度の趣旨

住宅課が管理している土地のうち、場所や広さの問題から行政財産として使用していない土地を、一般の住宅の敷地等として貸し出している場合に徴収する土地の貸付料である。

(2) 未収金の状況

年度別・項目別一覧表

(単位：千円)

項目\年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
発生	1,455	1,652	1,731	1,831	1,442
回収	1,368	1,646	1,631	1,831	1,442
不納欠損	0	0	0	0	0
残高	86	93	193	193	193

平成 20 年度末で未収となっているものは、平成 17 年度に発生した 93 千円、平成 18 年度に発生した 100 千円であり、いずれも住宅課が管理する熊本市内の土地（一般財産）を貸し付けたものである。土地の利用者が死亡したこと等により未収となり、家族・関係者を調査する等の回収努力はしたものの、回収には至っていない。

(3) 未収金の管理状況

金額が僅少であるため、各業者の滞納状況等を個別に調査し、管理している。管理状況について特に問題はなかった。

2. 監査の結果と意見

特に指摘すべき事項はなかった。

損害賠償金に関する未収金（交通規制課）

1. 概要

(1) 損害賠償金の発生原因及び経緯

平成10年3月、熊本県内のA村で債務者（甲社・県外在住）所有の普通貨物自動車が道路外へ逸脱し、交通情報板等を損壊させた。この損壊事故に伴う損害賠償金が未収金となったものである。

債務者は、損害賠償金を支払う意思を示さないことから和解が成立せず、平成11年12月に支払督促の申立てを裁判所に行い、平成12年4月に損害賠償督促事件として確定した。

平成10年7月以降、債権回収に向けて、警察職員や民間調査会社による営業実態、資産調査等を実施してきたが、債務者の差し押さえるべき資産を確認できなかった。そこで、顧問弁護士に相談し、平成17年8月に金融機関に対する差押を実施し5,889円を回収した。

(2) 未収金額

①平成10年事故当時の損害金	17,850,000円
②対物保険から支払われた保険金	4,607,525円
③金融機関に対する差押額	5,889円
差引 未収金 (①－②－③)	<u>13,236,586円</u>

2. 監査の結果と意見

債権の回収業務は適切に行われており、特に指摘すべき事項はなかった。

放置違反金に関する未収金（交通指導課）

1. 概要

(1) 制度の趣旨

従来、運転者責任追及により放置駐車違反を取り締まってきたが、平成18年6月1日に施行された改正道路交通法により、放置駐車違反については、運転者の責任追及ができない場合には、車両使用者が運行管理責任を怠ったことに対する責任として行政制裁金たる放置違反金の納付が命じられることになった（道路交通法51条の4）。

(2) 放置違反金の納付状況

放置違反金の納付は、平成18年度の道路交通法の改正から開始し、未収金（未納額）は平成18年度3,050千円（234件）、平成19年度4,326千円（317件）、平成20年度3,495千円（261件）発生し、平成20年度末の未収金の合計は7,129千円（534件）となっている。平成18年度以降、未収金は毎年徐々に増加している。

なお、平成20年度の未収金は1件当たり平均13,350円で、1件当たりの金額は少額となっている。ただし、同一人物で2～3件の債務者のケースもある（1件当たりの金額は主として9,000円又は15,000円である。）。

<過去3年間の納付状況>

(単位：千円、件数)

年 度		平成18年度		平成19年度		平成20年度	
		金額	件数	金額	件数	金額	件数
平成18年度調定分	収入調定	51,133	3,895	3,050	234	1,704	130
	納付	47,975	3,654	1,346	104	684	49
	未納(未収金)	3,050	234	1,704	130	1,020	81
	収入率(%)	93.8	—	44.1	—	40.1	—
平成19年度調定分	収入調定			76,111	5,486	4,326	317
	納付			71,785	5,169	1,712	125
	未納			4,326	317	2,614	192
	収入率(%)			94.3	—	39.6	—
平成20年度調定分	収入調定					70,279	5,027
	納付					66,784	4,766
	未納					3,495	261
	収入率(%)					95.0	—
各年の未納額		3,050	234	6,030	447	7,129	534

2. 監査の結果と意見

放置違反金に対する未収金は、放置違反金事務処理要領等に基づき、回収業務は概ね適正に行われていることが確認できた。

(1) 回収業務の迅速化について

督促状を発送した時は、放置違反金等を納付しない者に対し滞納処分整理票を作成し、督促の状況を明らかにしている。督促状を発送した後、任意納付を促すため、催告状の郵送、電話又は面接等を行い、最終の納付意思を確認するに当たり、最終催告（最終督促）を行い、一定期間後納付がない場合に滞納処分の執行決定を行うことになっている。ところが、滞納者の滞納処分整理票によると、督促状を発送した後の任意納付を促すための手続及び滞納処分を行う手続の遅滞が多く見受けられた。

【意見】

平成 18 年度から開始した制度ではあるが、滞納額及び件数は毎年増加傾向にある。一旦、滞納になると、その収入率は 40%前後と回収率が極端に悪くなる。よって、滞納者をできるだけ少なくするため、初期段階での任意納付を促すための催告状の郵送、電話又は面接及び最終催告（最終督促）並びに滞納処分等の手続を遅滞なく迅速に行うことが必要と思われる。

定時制・通信制修学奨励資金貸与に対する未収金（高校教育課）

1. 概要

(1) 制度の趣旨

熊本県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励資金貸与は、「高等学校の定時制教育及び通信教育振興法」に基づいて、勤労青少年の修学を促進し、教育の機会均等を保障することを目的として、資金の貸与、卒業者に対する返還の免除等を行うものである。

(2) 根拠法令

「熊本県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励資金貸与条例」（昭和 49 年 12 月 20 日条例第 68 号 本項においては以下、「条例」と略）

「熊本県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則（教育委員会）」（昭和 51 年 7 月 1 日教育委員会規則第 15 号）

(3) 応募資格及び貸与月額

修学奨励資金の貸与を受けることができる者は、経済的理由により著しく修学が困難な者であって、次の各号に掲げるすべての要件に該当するものとする。

- (1) 県内の高等学校の定時制の課程又は通信制の課程(学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 54 条第 3 項に規定する広域の通信制の課程については、県外に所在する高等学校に置かれるものを含む。以下同じ。)に在学している生徒で、県内に住所を有するものであること。
- (2) 経常的に収入を得る職業に就いている者(自営業に従事する者を含む。)又は労働の意思及び能力を有するにもかかわらず職業に就くことができない状態にある者であること。
- (3) 修学をしている者又はその者を所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)の規定による扶養親族としている者の所得(所得税法に規定する各種所得をいう。)が教育委員会の定める額以下の者であること。
- (4) 独立行政法人日本学生支援機構その他教育委員会規則で定める法人から学資の貸与又は給付を受けていない者であること。
- (5) 通信制の課程の生徒については、生徒が在籍する高等学校において定められた教育課程を 4 年間で卒業できる学習計画を有し、かつ、年間 18 単位以上の単位数を履習している者であること。

修学奨励資金の貸与の額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

区分		貸与額
定時制の課程	公立	月額 14,000 円
	私立	月額 29,000 円
通信制の課程		月額 14,000 円

修学奨励資金の貸与を受けることができる月数は、修学奨励資金の貸与を決定された月から県内の高等学校の定時制又は通信制の課程を卒業する月までの期間につき、48月以内とし、利息は無利子で貸与する。

次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に掲げる月の翌月から起算して6月を経過した後貸与を受けた月数に相当する期間内に、月賦又は半年賦の均等払により貸与を受けた修学奨励資金を返還しなければならない。取消貸与生は、当該規定にかかわらず、修学奨励資金のうち返還債務の履行期限が到来していないものについて、繰り上げて返還することができる。

- (1) 県内の高等学校の定時制又は通信制の課程を卒業する月に係る修学奨励資金の貸与を受けた貸与生 ⇒ 同課程を卒業する月
- (2) 条例第5条の規定により修学奨励資金の貸与の決定の取消しを受けた者(以下「取消貸与生」という。) ⇒ 当該取消しを受けた日の属する月
- (3) 最終分の修学奨励資金の貸与を受ける月の翌月以後もなお県内の高等学校の定時制又は通信制の課程に在学する者(取消貸与生を除く。) ⇒ 最終分の修学奨励資金の貸与を受ける月

ただし、貸与者または貸与者であった者が県内(貸与決定の取消を受けた者は県の内外を問わない)の高等学校の定時制または通信制の課程を卒業した時には、上記の償還義務が免除される(条例第9条)。また、貸与者または貸与者であった者が死亡または心身障害により返還することができないか著しく困難であると認められる場合には、返還の履行期限が到来していない部分に係る返還義務の一部または全部を免除することができる(条例第10条)とされている。

したがって、当事業に係る貸与資金の返還義務を負うのは、大部分が高等学校の定時制または通信制課程を中途退学した者ということになる。

(4) 未収金の状況

熊本県修学奨励資金貸与制度に対する未収金とは、修学奨励資金の返還義務を負っているにもかかわらず、所定の納期限までに納付すべき金額を納付していないものをいう。直近5年間の修学奨励資金制度の利用状況及び未収金の残高の推移は、以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額
継続採用	28	4,704	37	6,216	43	7,042	32	5,376	46	7,616
新規採用	47	7,896	40	6,510	32	5,194	48	7,994	39	6,300
計	75	12,600	77	12,726	75	12,236	80	13,370	85	13,916
返還免除	29	12,334	43	10,448	32	11,494	35	12,418	35	11,088

未収金残高推移

(単位：千円)

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
過年度分	繰越収入調定額	847	787	629	687	823
	収入済額	60	158	12	32	0
	収入未済額	787	629	617	655	823
現年度分	収入調定額	168	196	546	336	154
	収入済額	168	196	476	168	98
	収入未済額	0	0	70	168	56
計		787	629	687	823	879

(注) 延滞金の調定分は含めていない

過年度分は収納される金額が少ない。平成17年度は1件の滞納者がまとめて支払ったため、収納額が大きくなった。現年度分はここ数年、滞納となるケースが増加しており、その結果、未収金額全体としての残高は横ばいとなっている。

(5) 未収金の管理状況

当貸与制度で返還義務を負うのは中途退学者であるため、退学時に在籍していた学校を通じて「修学奨励資金返還計画書」を徴収している。当該返還計画書には借入金総額、借用期間、返還方法（開始年月、割賦方法、支払金額）が記載され、本人の住所氏名及び捺印並びに連帯保証人1名の住所氏名及び捺印がなされている。

返還計画書提出時点では県の職員が本人または連帯保証人と接触することはなく、学校関係者からの返済指導（計画書の徴求）が行われるだけである。

県側としては当該返還計画書をもとに納付書を作成し、所定の収納・督促手続が行われることになる。なお、返還計画書提出後は学校関係者が関与することはない。

滞納が発生した返還義務者については、現年度分については正職員が対応し、過年度分については嘱託職員が対応している。対象者ごとに対応記録が作成され、一件ごとに整理されている。

回収事務に関するマニュアル等は作成されておらず、前任者の残した資料等をもとに管理がなされている。

2. 監査の結果と意見

(1) 未収金管理台帳の整理について

「高等学校定時制及び通信制課程修学奨励資金返還者台帳」（以下「台帳」という）における記載内容と、返済状況が食い違う内容が存在していた。具体的には、訪問後の報告書には1,000円回収したとの記載があるものの、未収金管理台帳には回収の記載がなく、内容が食い違っていた。

訪問記録には、なぜ債務者本人と直接接できないか等の理由が不明確なものがあり、未収金の管理に必要な情報が十分記録されていなかった。また、完納者の訪問記録がそのままファイリングされていた。

【改善】

未収金管理台帳の整理が不十分である。未収金管理台帳を基に、未収金の管理が適切に行われているかを、定期的にチェックする体制の整備が必要であるとする。

また、完納者の資料は別にファイリングし、現在管理すべき債務者の資料のみに整理すべきである。

(2) 債務者への対応について

訪問は嘱託職員に委託しているが、育英資金と共同で雇用していることから、どうしても件数及び金額が多い育英資金が主となり、当該制度の臨戸の頻度が低くなっている。

過年度の滞納者については接触が取れなくなっている者もあり、連帯保証人からの回収を含め、回収の実績が上がっていない。

【意見】

早い段階で訪問し、督促していれば回収もしやすいが、相当期間滞納した債権については回収が困難になりやすい。

今後、育英資金、修学奨励資金の両方を合わせてグルーピングし、訪問の優先順位をつける等の対応が必要である。

(3) 嘱託職員の資金管理について

前述のように、ある返還義務者の対応記録簿に記載された現金預かり額と台帳に記載された入金実績とで1,000円の差異が生じている事例があった。台帳記録では対応記録簿で平成18年度に「預かった」と記載されている1,000円分の預り証が存在しなかった。この点について担当者に質問したところ、嘱託職員からの聞き取り結果として以下の説明を得た。

「平成 19 年 6 月の入金で実際に預かった金額は 2,000 円であった。金額が 3,000 円でないと入金処理できない（納付書がそうなっている）ため、3,000 円になるようにし、3,000 円になったところで入金処理した。」

説明内容については、その後、返還義務者側に事実確認はなされているが、訪問記録簿の記載は事実のとおりに記載すべきであった。また、担当した嘱託職員は本来歳入とすべき現金を、入金処理をしないまま年度をまたいで保管していたことになり、現金収納と管理のあり方に問題がある。

【意見】

県職員が現金を収納するには、現金出納員を発令する必要がある。このため、嘱託職員が臨戸訪問を行った際に現金で回収した未収金は、あくまでも「預り金」として扱うほかない。そのような理由から上記嘱託職員の場合は現金を預かった際に「仮領収書」を交付し、次回訪問時に正規の領収書を手渡している。

不正を防止するため、仮領収書又は預かり証の管理を適切に行う必要がある。具体的には、仮領収書に連番を付す、あるいは預かり証の交付を行った時には正規の領収書と引き替えに預かり証を回収する等が考えられる。

この問題は定時制・通信制修学奨励資金貸与に対する未収金に限った問題ではなく、他の部署においても同様の問題を抱えていると考えられることから、今後嘱託職員の現金の回収状況、その入金処理状況等を定期的にモニタリングするために、債務者に対する残高の確認を実施すること等を県庁全体で検討する必要がある。

(4) 未収金に対する今後の対応について

債権は県民の財産であるので、いたずらにこれを消滅させることはできない。

また、債権を放棄するためには、法令もしくはこれに基づく政令または条例に特別の定めがある場合を除き、議会の議決が必要とされている（地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号）。

しかし、その一方で、回収見込みのない債権を自治体の財産として計上し続けることは、適正な財務報告としては問題がある。また、管理業務に膨大な時間を要する場合もあり、費用対効果の側面からも問題があると考えられる。

【意見】

回収可能性がある債権についてはできるだけ早期の回収を目指し、回収の見込みのない債権については債権を消滅させる手続きをとらなければならないと考える。

当該債権は私債権であるので、時効期間は 10 年間である。また、時効の中断については一般的に最初の督促のみ中断の効力を有するものと解されていることから、最初の督促後 10 年以上経過している債権については時効完成の有無を検討する必要がある。問題は債務者が所在不明の場合である。督促状が返送されてきた場合などは、公示送達（私債権の場合は民法 98 条の規定による）の手続きを行わない限り、法的には意思表示がなされたと看做されないため、連帯保証人への請求や債務承認の手続きがとられていない限り、既に消滅時効期間を経過している債権が存在している可能性がある。

時効期間を経過している債権については、債務者が援用も放棄もしない場合、徴収不能に陥っている債権について債権放棄できるように私債権管理条例等を制定し、迅速に不納欠損処理を行えるようにするのが事務処理の効率性の観点からは望ましいと考える。

(平成 20 年度 未収金の管理状況)

	当初認定日	残高	状況	コメント
1	昭和 53 年 6 月	58,000 円	本人は払う意思がなく、父親が返済の意思を示していた。保証人である母親は既に亡くなっている。最終の督促は平成 17 年 12 月にかけているが、平成 14 年以来連絡が取れていない。	本人に対する連絡をとれない理由等が不明。また、最終の督促記録が平成 17 年までであり、実際に督促が十分なされているか不明。時効中断の効力に疑問が残る。
2	昭和 56 年 5 月	72,000 円	母親の所在は把握できている。母親は本人の所在をわかっているが、電話番号等は知らないとのことで、連絡が取れない状況。本人が逃げ回っており、訪問しても接触できない。平成 19 年に催告状は出しているが、反応はない。	県担当者も実際に訪問を試みる必要はあると考える。
3	昭和 60 年 3 月 昭和 60 年度	101,000 円	親が借りたものだから親に請求して欲しいとの主張で、本人に返す意思なし。本人は所在不明となり、連絡が取れない。保証人である父親に連絡を取るが、毎月 1,000 円程度しか払えないとのこと。しかし平成 9 年の入金を最後に、入金がない。資産状況調査、所得状況調査ともになし。	最終訪問の報告が平成 18 年 7 月であり、その後は訪問をしていない様子。これについては再度接触を試みたうえで、所在不明ということであれば、不納欠損処理をする必要がある。
4	昭和 60 年 7 月	138,000 円	平成 18 年 7 月に初めて隣戸し、債務承認し、分割返済の意思を示すものの、その後入金がない。 平成 19 年 9 月が最終接触日。平成 19 年度は 9 月までほぼ毎月訪問できている。	債務承認から今年で 3 年が経過している。
5	平成元年 10 月 平成 2 年度	176,000 円	平成 9 年 9 月に接触し、父親が勝手に借りたもので、自分は知らなかったと本人は主張。平成 16 年に戸籍の付表を入手できたことから、住所地は分かっているものの、部屋番号、電話番号がわからないため、接触できていない。平成 9 年以降の接触は、ほぼ毎月勤務先に電話をしているが、電話の内容の記録はない。	保証人である父親への接触した記録はない。また、本人の住所地までは確認できているものの、市営住宅で部屋数が多いことから、部屋までは特定できないでいる。 債務承認がないものと考えられる。時効中断の効力に疑問がある。

	当初認定日	残高	状況	コメント
6	平成元年 10 月	45,000 円	<p>保証人は母親。本人の電話番号は不明であるが、保証人の住所、電話番号はわかっている。最終入金は平成 9 年 2 月。平成 18 年 8 月に返還計画書を保証人より入手している。</p> <p>最終訪問は平成 21 年 9 月に訪問するも不在のため接触できず。</p> <p>所得状況調査、財産状況調査はなし。</p>	<p>臨戸徴収した平成 19 年については 3,000 円を 6 回入金してもらっている。</p> <p>根気強く臨戸をすれば回収は十分可能であると考ええる。</p>
7	平成 6 年 1 月	9,000 円	<p>平成 9 年に出身高校の職員と接触し、本人の所在確認。</p> <p>最終接触は平成 16 年 9 月で、本人から電話あり。納付書を送付して欲しいとの依頼であったことから、納付書を送付した。平成 17 年 6 月に実家に電話連絡したが、使用されておらず、その後所在不明となっている。</p> <p>保証人は父親。</p>	<p>残高が 9,000 円となっており、手違いで支払いがなされていない可能性がある。本人は実家に同居していたため、実家に連絡するが、現在連絡がとれない状況。</p> <p>今後直接訪問し、その後の所在について調査をする必要がある。</p>
8	平成 18 年 7 月	225,289 円	<p>本人は関西地域に在住しており、直接接触できていない。</p> <p>平成 18 年 5 月に母親と接触し、本人の所在はわかっているが、手紙を出しても返送されるとのコメント。母親が代わって支払う旨の回答があったことから、納付書を送付するも 14,000 円だけ入金があったのみ。</p> <p>母親とは平成 19 年 7 月が最終接触しており、その後は電話も留守電になっている。督促書は両名に送付しており、返送はされてこないことから、受取はしている模様。</p> <p>保証人は母親。</p> <p>資産調査、所得調査はなし。</p>	<p>県外に転出していることから、直接接触するのは困難であるが、金額が大きいことから、直接訪問することも検討すべきである。</p>

(5) 学校との連携強化・債務者の意識向上について

退学時に返済計画書の提出を求めているが、当該計画書は学校に提出され、そこから所管課に回付されてくることになっているので、計画書受領時に県の担当者と債務者が接触すること

はない。しかし、学校側は退学後の生徒については関与しないことから、退学後の債務者に関する情報は県が独自に入手するほかない。このため、滞納者の発生及び発生後の対応に遅れが生じている可能性がある。

他方、接触した債務者の回答として「自分が借りたものではない」旨の発言が多く見られる。このような「言いのがれ」は他の奨学金貸与制度でも見受けられる。このような発言は債務者としての認識が低いためではないかと考える。

【意見】

今後、返済義務者が発生する都度、学校担当者だけでなく、県の職員が債務者と面接し「債務とその返済責任が存在すること」を十分に認識させることが必要であると考え。またそうすることで、債務者および連帯保証人の状況を県の担当者が直接認識でき、滞納発生時に適切な対応も可能と考える。

育英資金貸与に関する未収金（高校教育課）

1. 概要

(1) 制度の趣旨

向学心に富む学生又は生徒で、経済的理由により修学困難な人に対し、学資を貸与して教育の機会均等を図り、将来社会に貢献し得る人材を育成することを目的とする。

(2) 根拠法令

「熊本県育英資金貸与基金条例」（昭和 47 年 3 月 28 日条例第 27 号）

「熊本県育英資金貸与規則」（昭和 47 年 3 月 29 日教育委員会規則第 7 号）

(3) 貸与区分及び貸与月額

育英資金の貸与区分及び貸与区分ごとの貸与月額は以下のとおりである。

① 貸与区分

貸与区分	内容
大学貸与	大学、短大に在学する者を対象とする。
修学貸与	高校、高専、専修学校に在学する者を対象とする。
育英貸与	高校、専修学校（高等課程のみ）に在学する者を対象とする。

修学貸与と育英貸与が主に高校を対象とした奨学金であり、修学貸与は従前から熊本県で実施してきたもので、育英貸与は平成 17 年に日本学生支援機構（旧 日本育英会）から事務移管されたものという違いがある。貸与月額、貸与期間はともに同じだが、採用基準等が異なるため、両方を併用することはできない。

ただし、修学貸与と育英貸与については対象者が重複していることから、平成 21 年度に両制度を一本化する等、制度全体の見直しを行った。（新制度は平成 22 年度採用分から適用）

②貸与月額

	大学貸与	修学貸与	育英貸与																																										
貸与月額	国公立 25,000 円 私立 35,000 円	国公立自宅 18,000 円 国公立自宅外 23,000 円 私立自宅 30,000 円 私立自宅外 35,000 円																																											
貸与期間	在学する学校の正規の修業年限																																												
採用基準 (家計)	<p>①世帯の認定額が認定基準額以下であること。認定額は各種算出式に基づき算出。</p> <ul style="list-style-type: none"> 世帯全員の収入額－必要経費＝認定基礎額 認定基礎額－各種控除＝認定額 <p>世帯人員数に応じて定められた認定基準額と認定額を比較し、基準の適否を判断する。</p> <p>会社員等の場合の収入目安 (単位：万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">給与等収入</th> </tr> <tr> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>826</td> <td>864</td> </tr> </tbody> </table> <p>自営業等の場合の所得目安 (単位：万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">所得</th> </tr> <tr> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>355</td> <td>382</td> </tr> </tbody> </table>	給与等収入		4人世帯	5人世帯	826	864	所得		4人世帯	5人世帯	355	382	<p>①申請者の属する世帯が生活保護法に基づく保護を受けている場合。</p> <p>②申請者の属する世帯全員が平成 19 年分の市町村民税非課税又は減免になっている場合。</p> <p>③申請者の属する世帯員の平成 19 年分の所得合計が、生活保護法における基準額の 1.5 倍以下の場合。</p> <p>世帯所得金額目安 (単位：万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">4人世帯</th> <th colspan="3">5人世帯</th> </tr> <tr> <th>熊本市</th> <th>荒尾市</th> <th>その他</th> <th>熊本市</th> <th>荒尾市</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>371</td> <td>354</td> <td>319</td> <td>421</td> <td>401</td> <td>361</td> </tr> </tbody> </table>	4人世帯			5人世帯			熊本市	荒尾市	その他	熊本市	荒尾市	その他	371	354	319	421	401	361	<p>①世帯の認定額が認定基準額以下であること。認定額は各種算出式に基づき算出。</p> <ul style="list-style-type: none"> 世帯全員の収入額－必要経費＝認定基礎額 認定基礎額－各種控除＝認定額 <p>世帯人員数に応じて定められた認定基準額と認定額を比較し、基準の適否を判断する。</p> <p>会社員等の場合の収入目安 (単位：万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">給与等収入</th> </tr> <tr> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>767</td> <td>797</td> </tr> </tbody> </table> <p>自営業等の場合の所得目安 (単位：万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">所得</th> </tr> <tr> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>314</td> <td>335</td> </tr> </tbody> </table>	給与等収入		4人世帯	5人世帯	767	797	所得		4人世帯	5人世帯	314	335
給与等収入																																													
4人世帯	5人世帯																																												
826	864																																												
所得																																													
4人世帯	5人世帯																																												
355	382																																												
4人世帯			5人世帯																																										
熊本市	荒尾市	その他	熊本市	荒尾市	その他																																								
371	354	319	421	401	361																																								
給与等収入																																													
4人世帯	5人世帯																																												
767	797																																												
所得																																													
4人世帯	5人世帯																																												
314	335																																												
採用基準 (学力)	大学又は高校成績 3.0 以上	なし	高校成績：3.0 以上 中学成績：3.5 以上																																										
保証人等	連帯保証人 (保護者) 1 人	連帯保証人 (保護者) 1 人	連帯保証人 (保護者) 1 人 保証人 1 人																																										
返還期間	貸与期間の 3 倍以内	貸与期間の 3 倍以内	貸与額に応じた返還期間																																										
返還方法	一括、月賦、月賦・ボーナス併用、半年賦、年賦のいずれか																																												

(4) 貸与総額（新規採用及び継続採用）

貸与区分別貸与人数及び貸与額

（単位：千円、人）

貸与区分		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
大学貸与	貸与人数	86	79	75
	貸与額	32,675	30,595	29,320
修学貸与（高校・高専）	貸与人数	900	875	841
	貸与額	252,880	243,090	233,407
修学貸与（専修学校）	貸与人数	47	49	41
	貸与額	16,885	18,006	14,406
育英貸与・緊急貸与	貸与人数	1,992	3,045	3,117
	貸与額	575,634	884,755	916,988
計	貸与人数	3,025	4,048	4,074
	貸与額	878,074	1,176,446	1,194,121

（注 1）育英貸与（日本学生支援機構から移管された高校奨学金事業）が平成 18 年度からの 3 年で貸与人員が約 1,000 人ずつ増加している。

（注 2）平成 20 年度には、平成 17 年度採用の育英貸与奨学生（約 1,000 名）の返還が始まるため、全体の貸与者数及び貸与額は平成 19 年度がピークとなり、今後はしばらく横ばい状態が続くものと思われる。

(6) 未収金の状況

①滞納状況

滞納率については、直近の 5 年間は安定的に推移している。その理由は、貸与総額の増加と滞納額の増加が同水準で増加しているためであり、滞納額自体は増加傾向にある。特に平成 20 年度は平成 17 年度採用の育英貸与奨学生（約 1,000 名）の返還が始まるため、滞納者の人数が急激に増加している。これは、景気の悪化から学校を卒業しても就職できない等の理由により、滞納者が増加していることが推測される。

平成 20 年 9 月に発生した世界同時金融危機の影響から、日本も景気の悪化が著しい。今後も景気の回復が遅れば、さらに滞納者及び滞納額の増加が懸念される。

過去 5 年間の要償還額、収納額等一覧表

（単位：千円）

項目	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
要返還額	85,598	100,636	132,006	171,238	253,709
収納額	61,804	74,343	99,654	125,541	189,416
滞納額	23,794	26,293	32,352	45,697	64,293
滞納者数	75	150	239	356	556
滞納率	27.8%	26.1%	24.5%	26.7%	25.3%

③ 還金返納状況表

返還金の返納状況は以下のとおりである。概ね順調に返納はなされているものの、新たに滞納が発生していることから、収入率は下降する傾向にある。特に過年度分（未収金）については、督促業務等にあたる人員は増員する等回収努力はしているものの、新規発生分の対応に時間をとられ、回収努力の効果が十分に現れてこないのが現状である。

過去5年間の年度別回収状況表

(単位：千円)

項目\年度			平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
元金	調定額	現年度	60,359	76,092	104,816	136,392	205,049
		過年度	7,607	7,348	10,063	16,624	28,810
		計	67,966	83,441	114,879	153,017	233,859
	収入済額	現年度	58,990	71,415	95,431	119,858	181,311
		過年度	1,566	1,927	2,823	4,348	7,133
		計	60,556	73,342	98,254	124,206	188,444
	未納額	現年度	1,369	4,678	9,385	16,534	23,738
		過年度	6,041	5,421	7,240	12,276	21,677
		計	7,410	10,099	16,624	28,810	45,415
	収入率	現年度	97.7%	93.9%	91.1%	87.9%	88.4%
		過年度	20.6%	26.2%	28.1%	26.2%	24.8%
		計	89.1%	87.9%	85.5%	81.2%	80.6%
延滞利息	調定額	現年度	767	814	1,129	1,788	2,962
		過年度	15,815	15,152	14,884	14,785	15,508
		計	16,582	15,966	16,013	16,572	18,471
	収入済額	現年度	219	36	133	116	171
		過年度	999	827	1,096	947	801
		計	1,218	863	1,229	1,064	971
	未納額	現年度	548	778	996	1,671	2,792
		過年度	14,817	14,324	13,788	13,837	14,708
		計	15,365	15,103	14,785	15,508	17,500
	収入率	現年度	28.6%	4.4%	11.8%	6.5%	5.8%
		過年度	6.3%	5.5%	7.4%	6.4%	5.2%
		計	7.3%	5.4%	7.7%	6.4%	5.3%
年度後返納	調定額	現年度	—	—	—	—	—
		過年度	1,050	1,230	1,115	1,649	1,379
		計	1,050	1,230	1,115	1,649	1,379
	収入済額	現年度	—	—	—	—	—
		過年度	30	138	171	270	0
		計	30	138	171	270	0

項目\年度			平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
	未納額	現年度	—	—	—	—	—
		過年度	1,020	1,092	944	1,379	1,379
		計	1,020	1,092	944	1,379	1,379
	収入率	現年度	—	—	—	—	—
		過年度	2.9%	11.2%	15.3%	16.4%	0.0%
		計	2.9%	11.2%	15.3%	16.4%	0.0%
合計	調定額	現年度	61,126	76,907	105,945	138,180	208,011
		過年度	24,473	23,730	26,062	33,058	45,698
		計	85,598	100,637	132,007	171,238	253,709
	収入済額	現年度	59,209	71,451	95,564	119,974	181,482
		過年度	2,595	2,892	4,090	5,566	7,934
		計	61,804	74,343	99,654	125,540	189,415
	未納額	現年度	1,917	5,456	10,381	18,206	26,530
		過年度	21,877	20,838	21,972	27,492	37,764
		計	23,794	26,293	32,352	45,697	64,293
	収入率	現年度	96.9%	92.9%	90.2%	86.8%	87.3%
		過年度	10.6%	12.2%	15.7%	16.8%	17.4%
		計	72.2%	73.9%	75.5%	73.3%	74.7%

(7) 新たな未収金回収への取り組み

未収金の回収推進に向けて、現在以下のような新たな取り組みを実施している。

- ・平成 21 年 10 月から月 1 回課内で、未収金検討会議を開催している。
- ・熊本県緊急雇用創出基金事業で、主に督促業務に従事する嘱託職員を 3 名から 7 名に増員している。
- ・嘱託職員の訪問に県職員も同行する。
- ・平成 21 年 3 月に「熊本県育英資金未収金回収マニュアル」を作成している。

2. 監査の結果と意見

(1) 債権回収に関するノウハウについて

熊本県教育庁高校教育課は平成 21 年 3 月に「熊本県育英資金未収金回収マニュアル」を作成している。しかし、作成したばかりで、一部研修を実施しているが、嘱託職員まで十分な教育ができていない。このため、マニュアルに従った効果的な回収ができていない。

【意見】

債権回収には交渉術のようにマニュアル化しにくい要素も必要とされることから、研修会等の開催によるノウハウの蓄積が必要であると考えます。

(2) 効果的・効率的な債権回収について

従来訪問による督促は、嘱託職員のみが行っており、高校教育課の職員が同行するケースはほとんどなかった。しかし、10 月に高校教育課の担当者が同行したところ、報告書から読み取れる印象と実際の印象が異なり、高校教育課の担当者の私見としては十分回収可能であると判断したケースもあったようである。

報告書の内容だけでは十分把握できない情報もあり、実際に担当者が足を運んでみることで把握できる情報も多い。

【意見】

今後も重要な債権については、定期的に所管課の担当者が同行する必要があると考えます。また、報告書の記載内容についても、所管課の担当者が回収可能性を判断するために必要な情報（居所の様子、自家用車の有無、服装等）を、記載するよう指導する必要がある。

回収可能性が十分高い案件については、より多くの労力をつぎ込むことにより、効果的・効率的な債権回収を図る必要があると考えます。

(3) 組織的な債権管理について

従来訪問による督促は嘱託職員 2 名が行い、所管課の職員は報告書に目を通すことに止まっていた。このため、(2) でも述べたように個別の状況把握が十分できておらず、回収の面で適時適切な対応がとれていなかった部分もあったようである。

しかし、緊急雇用対策（期間限定あり）の一環で、平成 21 年 8 月から高校教育課にも 4 名の嘱託職員が増員となった。よって、従来では人員不足でとることのできなかった回収努力も、今後とることができる可能性がでてきた。具体的には、一斉に訪問をかけたか、電話を夜遅くまでかけてみたり、休日に訪問する等の作業を計画しているようである。

【意見】

従来の延長線上で訪問や電話の回数を増やすだけではなく、より効果的に回収を進めるために、具体的な回収計画に基づいた人員投入等を計画する必要があると考えます。

(4) 物理的な問題について

県の担当者の見解では、「県内でも遠隔地の債権の滞留が多く発生しており、地方経済の悪化も影響しているかもしれないが、訪問等の適切な対応ができていないことも滞納発生の一因となっているのではないか。」とのことであった。

【意見】

現在嘱託職員の分担はエリアごととなっている。就業時間の制約等もあり、遠隔地の訪問の場合は、一日に訪問できる件数が少なくなってしまうため、どうしても訪問回数が少なくなりがちである。訪問回数も少ないことから、どうしても状況の把握も十分できておらず、対応が適切にとれていないと推測される。遠隔地の滞納者に適切に対応するため、次のような対策が必要と思われる。

- ・ 遠隔地を担当する嘱託職員を置く。
- ・ 月のうち数日遠隔地訪問日を決める。
- ・ 訪問回数が少ない分電話等の連絡回数を増やす。等

(5) 時効の管理について

現在利用している育英資金の債権管理システムでは、系統的に最終督促日の情報が管理できるようになっていない。このため、現状は納付日でしか時効の中断を確認できないようになっている。

【意見】

育英資金は私債権ではあるが、自治法第 171 条第 1 項で規定する「督促」を実施すれば、これにより時効中断の効力が発生する（自治法第 236 条第 4 項）。よって、督促情報をシステム上で管理できるよう検討する必要があると考える。

(6) 強制執行等による意思表示について

過去未収金債権に対して強制執行等（担保権の実行、強制執行、訴訟手続等による履行の請求）をかけた事例は存在しないとのことである。これは強制執行をかけることのコスト対効果に配慮してのものとのことである。

【意見】

滞納しても県は強制執行をしないとして、返済を滞納される恐れもある。今後、強制執行の前例を作ることで、滞納すればペナルティがあることを明示する必要があると考える。なお、滞納者に対して予告をしてから、強制執行を実施することを現在検討中とのことである。

(7) 返済の必要性に関する意識付けについて

育英資金は「向学心に富む学生又は生徒で、経済的理由により修学困難な人に対し、学資を貸与」する制度であるため、就職後は一定の期間で貸与額全額の返済をする必要がある。

しかし、未収金として滞納となっている融資先の中には、「親が借りたものであるから、親に督促して欲しい。」等の発言をする方も少なくなく、「借りている」という意識が低い印象を受ける。このような意識を持つ原因としては、学生本人が制度の内容等を十分把握していないこと、把握していても返済しなければという意識が低いこと等が考えられる。これは制度の申請時から融資が決定するまで、各学校が窓口となっており、融資を受けるという実感を持ちにくいためではないかと考える。

制度利用者には「返済しなければ当該制度は維持できず、将来において当該制度を利用する機会を失う学生が出る可能性がある。」との意識をより強く持ってもらう必要がある。

【意見】

貸付という意識を持ってもらい、返済しなければ当該制度は維持できないことを意識づけるために、例えば貸付決定時に借入者を各地域振興局に集めて説明をしてはどうかと考える。制度趣旨、貸付であること、返済しないことの影響等を十分本人に認識してもらうために、県として直接説明すべきであると考えます。

(8) 返済のことまで配慮した貸付額の選択肢について

育英資金の融資を受ける場合、現在以下のような制度となっている。基本的には大学か高校か、私立か国公立か、自宅からの通学かそれ以外かで金額が決定されており、本人の選択の余地はない。

< 育英資金の融資制度 >

	大学貸与	修学貸与	育英貸与
貸与月額	国公立 25,000 円 私立 35,000 円	国公立自宅 18,000 円 国公立自宅外 23,000 円 私立自宅 30,000 円 私立自宅外 35,000 円	
貸与期間	在学する学校の正規の修業年限		
返還期間	貸与期間の3倍以内	貸与期間の3倍以内	貸与額に応じた返還期間
返還方法	一括、月賦、月賦・ボーナス併用、半年賦、年賦のいずれか		

【意見】

利用者によっては、返済の負担を考えて、もっと少ない額の貸与を受けたいと考える人もいます。貸与額を選択できるよう検討する必要があると思われる。実際他の自治体においては、貸与額を選択できるようにしているところもある。ただし、返済額が種々に及ぶと、債権管理が煩雑になることから、融資額は2分の1、4分の3等の管理しやすい単位で設定することが望ましいと考える。

(9) 融資継続の判断について

現在融資に関する条件は以下のようになっている。

<平成 22 年度以降の新制度>

時期	条件
融資前	① 世帯収入基準 ② 生活保護世帯 ③ 市町村民税の非課税・減免世帯 + 連帯保証人 1 名
融資期間中	① 以下の各号のいずれにも該当すること (1) 世帯の生計を主として維持する者が、熊本県内に居住していること (2) 勉学に意欲があると認められること (3) 学資の支弁が困難であると認められること (4) (独)日本学生支援機構その他教育委員会規則で定める法人から現に学資の貸与を受けていない者であること (5) 貸与した育英資金の返還が確実であると認められること ② 以下の各号のいずれかに該当するときは貸与を取り消し又は停止する (1) 退学したとき (2) 休学したとき (3) 成業の見込みがないと認められるとき (4) その他教育委員会が必要と認めたとき

融資期間中については、実質的には「②退学した」ことを理由に停止しているケースが主であり、他の条件を理由に融資を停止しているケースは少ないようである。

【意見】

退学してから融資を停止する場合は、すでにそれ以前の段階から学校を休んでいるケースが多く、この期間も借入額は増加する。本人の返済の負担も考えると、融資は停止しておくべきであると考えますが、在学している以上授業料は発生しているため、融資を停止できない。

また、退学してから融資を停止した場合は、未収金につながるケースが多いことから、余分な資金を出さず又未収金の発生額を少なくする必要がある。

今後、不登校等の情報が学校から県にあげられるよう学校側を指導し、県と学校の連携を綿密にとる必要がある。これにより、対応が遅れることにより本人の負担がむやみに増加することを防止する必要があると考える。

(10) 債権回収に関する外部機関の利用について

現在、主に督促業務に従事する嘱託職員を7名採用し、個別訪問等による回収努力が続けられている。しかし、育英資金は滞留債権の件数が多く、滞留債権はいまだ増加傾向にあり、回収可能な債権についても、適切な対応ができず、人的な限界が存在している。

また、採用している嘱託職員についても、債権回収に関する採用条件は特に課していないことから、専門知識等が十分でないまま督促作業を実施しているケースも存在しており、能力面の限界も存在している。

【意見】

今後は、サービサーの利用も検討する必要があると考える。サービサーとは、法務大臣の許可を受け、貸付債権等の管理回収業務などを行う民間の債権回収専門業者である。九州内では、佐賀県が育英資金の未収金債権をサービサーに委託している。このように、サービサーを利用することで、人的資源の限界、専門知識の不足等を補い、回収率を上げることができると思われる。

スクールカウンセラー報酬等返還金に関する未収金（義務教育課）

1. 概要

(1) 制度の趣旨

いじめや不登校等児童生徒の問題行動等の対応に当たっては、学校におけるカウンセリング等の機能の充実を図ることが重要な課題となっている。

文部科学省は、児童生徒の問題行動等の解決を図るため、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを小学校、中学校又は高等学校に派遣し、カウンセラーの活用、効果等に関する調査研究を行うことを、都道府県又は政令指定都市の教育委員会に委託した。

熊本県では臨床心理士や大学教授等を「スクールカウンセラー」として配置し、児童生徒だけでなく、保護者や教職員の相談も受けている。平成21年度のスクールカウンセラー配置校は、中学校94校（拠点校：47校、対象校47校）、小学校135校（対象校）である。

スクールカウンセリングは、児童生徒の心理的な発達を援助する活動であり、「心の教育」や「生きる力を育てる」などの学校教育目標と同じ目的を持つ活動である。米国などでは、スクールカウンセリングは専門的資格を持つカウンセラーの業務として扱われているが、在外教育施設においては、学校カウンセリングを、カウンセリングマインドを持った教員が、全ての児童生徒を対象とし、児童生徒の人間形成に関わる諸問題に対して援助していく総合的な教育活動と位置づけている。

カウンセリングは、人間の心理や発達の理論に基づく対人援助活動であり、個人の成長を促進し対人関係の改善や社会的適応性を向上させることから、様々な領域の対人援助サービスの専門家がそれぞれの場面で活用している。学校教育においても、カウンセリング心理学に基づくアプローチが児童生徒の人格形成や様々な問題解決に有効であることから、教員を中心としたスクールカウンセリング活動が実施されている。

（文部科学省ホームページより）

(2) 根拠条文

スクールカウンセラー活用調査研究委託実施要項（平成11年4月1日）

教員研修事業費等補助金（スクールカウンセラー活用事業補助）取扱要領（平成13年4月2日）

(3) 調査研究の実施

①調査研究校の選定

委託を受けた教育委員会は、地域の実態等に応じて調査研究校を選定する。

②スクールカウンセラーの選考

- ・委託を受けた教育委員会は、財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定に係る臨床心理士など、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する者をスクールカウンセラーとして選考する。
- ・スクールカウンセラーとして選考しようとする者に対しては、本調査研究の趣旨、スクールカウンセラーの職務の内容等について説明し、理解を得ることにより、本調査研究の円滑な実施を確保するものとする。

(4) スクールカウンセラーの職務

スクールカウンセラーは、校長の指揮監督の下に、概ね以下の職務を行う。

- ① 児童生徒へのカウンセリング
- ② カウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する助言・援助
- ③ 児童生徒のカウンセリング等に関する情報収集・提供
- ④ その他児童生徒のカウンセリング等に関し、各学校において適当と認められるもの

(5) 未収金の概要

平成12年度から平成13年度にかけてスクールカウンセラーとして熊本県に雇用されていた男性（以下A氏）が、後に新聞社への情報提供によりスクールカウンセラーの資格を有していなかったことが判明した。熊本県は文部科学省等との協議の結果、同氏に対して平成12年に遡り任用を取り消したうえで、報酬等の返還請求を実施した。しかし、本人に返還の意思はあるものの、刑務所への服役等の事情から、滞留債権となっているものである。

(6) 残高の推移

スクールカウンセラー報酬等返還金に関する未収金残高の、最近5年間の推移は以下のようである。

最近5年間の未収金残高の推移表

(単位：千円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
年度初残高	4,977	0	95	637	1,907
増加	—	95	542	1,270	1,270
減少	—	—	—	—	20
年度末残高	4,977	95	637	1,907	3,157

注1：平成16年度までは以下の債権について、一括して返還を求めていた。

平成12年度 報酬及び旅費 3,782,895円

平成13年度 報酬及び旅費 1,194,875円

合計 4,977,770 円

注2：上記債権のうち、4,380千円については国費負担分であることから、平成17年度末に県費で国に返還している。

注3：平成17年度に分割納入計画が提出されたことから、返済期限を迎えた債権分が未収金の増加となっている。注1の4,977千円と返済額20千円、平成20年度末残高の3,157千円との差額1,800千円は返済期限未経過分である。

(7) 未収金の回収状況について

平成16年9～12月	職歴の調査、法的事項の確認、文部科学省との協議、及び関係市町村との役割分担の整理等の作業を実施。
平成16年12月24日	任用当初に遡り任用を取り消し、報酬等全額の返還請求を通知。
平成17年1月以降	訪問、電話、文書等による督促を継続して実施。
平成17年9月	報酬等の返還に係る「誓約書」及び「分割納入計画」が提出され、熊本県がこれを承諾。
平成17年9月以降	分割納入計画に従って督促作業を実施するも、初回から4回目分までの20,810円を回収したのみである。

(8) 今後の対応方針

本人の「返還の意思」は確認済みではあるが、現在体調不良を理由に就業できないため、回復状況等を見ながら督促を行っていく方針である。就職後、新たな「分割納入計画書」を提出させる予定である。

2. 監査の結果と意見

(1) 任用時点の審査方法について

スクールカウンセラー活用事業における、カウンセラーの任用にあたっては、以下のよう手順で審査がなされる。提出書類は以下のとおりである。

<スクールカウンセラー>

1. 履歴書	
2. スクールカウンセラーの資格要件を証明するもの	
臨床心理士	・ 資格登録証明書の写し
臨床心理士以外	・ 医師免許状の写し
	・ 職員証明書の写し
3. 健康診断書	

<スクールカウンセラーに準ずる者>

1. 履歴書
2. スクールカウンセラーに準ずる要件を証明するもの ・大学（短大）卒業証明書又は大学院修了証等の写し ・相談業務に関する就労証明書等（大学（短大）卒業者は5年以上、大学院修了者は1年以上）
3. 健康診断書

平成12年度当時は審査に関する十分なノウハウがなく、資格の確認作業も十分ではなかったようである。スクールカウンセラーに準ずる者という要件もA氏採用当時は明確ではなかったようで、その後平成13年4月に裁定された「教員研修事業費等補助金（スクールカウンセラー活用事業補助）取扱要領」で明確にされている。

【意見】

資格等を偽る者が出てくることを想定していなかったこともあると思うが、審査に対して必要とされる資料等は明確になっているが、審査のマニュアル等は存在していないようである。提出された資料に虚偽の内容が含まれていないか、資格が正式なものであるか、どこに確認するか等の手順は明確にする必要がある。

このような事態が起きることを任用の段階で防ぐために、十分な面接を実施する必要があると考える。

この点については、現在新規の任用候補者に対しては面接を実施することとなっている。

(2) 未収金の回収について

現在、本人が体調不良であることから、本人の回復を待って、再度分割納入計画書の提出を求めたうえで、今後も回収を続ける方針である。

しかし、本人は現在病気療養中であり、いつ就労できるかは不明である。また、本人は支払う意思はあるとの回答をしているものの、訪問の記録等を見るに、あまり誠意は感じられない。

【意見】

発生の原因が不正によるものであることから、不納欠損処理による負担を県民に求めることは不公平であり、回収できる可能性がある限りは不納欠損処理をすべきでないと考える。

しかし、現在の所管課においては、貸付制度は有しておらず、債権管理に関する十分なノウハウが存在しない。当該未収金についても不正により発生した臨時的な債権であり、日常業務において通常発生しないものである。当該債権は私債権であり、公債権と異なり強制力がないことから、回収には法律的な知識も必要とされる。

よって、当該債権は債権管理のノウハウがある部署に移管し、集中的に管理することを検討する必要がある。

地域改善対策高等学校等奨学資金貸与に対する未収金（人権同和教育課）

1. 概要

(1) 制度の趣旨

旧「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（昭和 62 年 3 月 31 日 法律第 22 号 以下「地対財特法」と略）による対象地域の関係者の生徒に奨学金の貸与を行う事業である。同事業は昭和 44 年に給付（返済の必要なし）が開始され、以後、昭和 57 年には大学が貸与に移行し、昭和 62 年には高校も貸与へ移行した。

その後、同事業は地対財特法失効（平成 14 年 3 月 31 日）に伴う経過措置によるものであったことから、熊本県では平成 17 年度で貸付金の支給は終了している。このため、現在行われているのは返還事務のみである。

当事業の財政上の負担割合は国が 3 分の 2、県が 3 分の 1 となっている。

(2) 根拠法令

「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律」（平成 9 年 3 月 31 日法律第 15 号）

「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令等の一部を改正する等の政令」（平成 9 年 3 月 31 日政令第 101 号）

「地対財特法経過措置事業経費実施要綱」（平成 14 年 4 月 1 日文部科学大臣決定、平成 16 年 4 月 1 日一部改正）

「熊本県地域改善対策高等学校奨学資金事業実施要綱」

「熊本県地域改善対策奨学資金の返還債務の免除に関する条例」（昭和 58 年 12 月 8 日条例第 37 号 最終改正平成 7 年 3 月 16 日条例第 39 号）

(3) 貸与区分及び貸与月額

①標準貸付額の例（H13～H17 単価）

（単位：円）

	高校		大学	
	月額	3 年間	月額	4 年間
国公立	25,200	907,200	49,500	2,376,000
私立	48,500	1,746,000	84,000	4,032,000

②奨学金の返還

返還開始時期	卒業又は貸与取消から 6 ヶ月経過後
返還期間	20 年以内（猶予によるずれ込み有り）
利息	無利息
返還方法	月賦、半年賦、年賦その他の割賦の方法による

※平成 17 年度から、新たな収納管理システムを稼働させ様々な割賦が可能となった。

③返還猶予・免除

i 猶予

災害、盗難、疾病、負傷その他やむをえない理由により返還が困難と認められる者

ii 免除

(1) 奨学資金の貸与を受けた者が死亡し、精神若しくは身体に著しい障害を受け又は長期間所在不明になったことにより、奨学資金を返還することができなくなったと認められるときは、奨学資金の返還未済額の全部又は一部の返還を免除することができるものとする。

・本項の規定に該当する場合において、残る返還未済額を一括して免除することができる。

(2) 奨学資金の貸与を受けた者が、次の各号の一に該当することにより、奨学資金の返還が著しく困難であると認められるときは、その者の申請により、貸与した奨学資金の額の5/20を限度として奨学資金の返還を免除することができるものとする。ただし、奨学資金の貸与を受けた者がその父母と同居していない被扶養者（主として他人の収入により生計を維持する者をいう。）であるときは、その父母についても次の各号の一に該当することにより、奨学資金の返済が著しく困難であると認められるときに限り、当該者の父母の申請により、同様に奨学資金の返還を免除することができるものとする。

・市町村民税所得割非課税のとき

・基準日（奨学資金の免除判定を行う日の属する年の1月1日とする。）において、基準日の前年の1年間の全収入が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護の基準に基づいて算出する年額の1.5倍の範囲内のとき。

なお、収入の算定がこれにより難しい場合は、さらに前年の収入によることができるものとする。

前項の規定に該当する場合において、返還免除の額は、免除を認めた当該年度を含め、以後5年間で5/20を超えることができない。よって、4回免除手続を実施すれば全額免除を受けることができる。

- ・死亡、精神若しくは身体に著しい障害のある者。長期間所在不明による返済不能。
- ・経済的理由による生活困難（奨学資金の5/20を限度に免除）
- ・世帯の収入が生活保護法による保護の基準額の1.5倍（県1.9倍）以下の者。

別表1 (第5条・第8条関係)

猶予関係 (第4条)		添付書類
高等学校等に在籍しているとき		在学証明書
疾病・負傷のとき		医師の診断書
災害・盗難その他やむをえない事由		事実を証する書類
免除関係 (第7条)		添付書類
第1項	死亡したとき	死亡証明書
	精神に著しい障害を受けた時	医師の診断書
	身体に著しい障害を受けた時	身体障害者手帳の写し
	長期間所在不明のとき	事実を証する書類
第2項	市町村民税所得割非課税のとき	市町村長の非課税証明書
	貸与を受けた者の所得が生活保護法による保護基準額の1.5倍以下のとき	所得証明書 家族状況調 (又は住民票)
	父母と同居している場合に世帯全員の所得が生活保護法による保護基準額の1.5倍以下のとき	世帯全員の所得証明書 家族状況調 (又は住民票)
	貸与を受けた者がその父母と同居していない被扶養者で父母の所得が生活保護法の保護基準額1.5倍以下のとき	被扶養者を証する書類 父母の著得証明書 家族状況調 (又は住民票)
	※所得証明書は奨第3号様式又は市町村の様式 ※家族状況調は奨第2号様式	

④貸付金の状況

当該事業による貸付金の総額は約28億1千万円、貸与者総数は1,966人となっている。うち、免除決定、返還調定、納付済、未納付の状況は以下のとおりである。

(金額単位：千円)

(平成20年度末現在)	金額	割合(率)	計算式
貸付総額(a)	2,811,964	—	—
償還期日到来額(b)	1,837,790	65.4%	b/a
免除決定額(c)	1,549,848	84.3%	c/b
返還調定額(d)	287,942	15.7%	d/b
納付済額(e)	203,568	11.1%	e/b
未納額(f)	84,374	4.6%	f/b

当事業の特徴的な事項として、以下の点があげられる。

- i 地域改善特定事業に関連し国庫金が投入されている。
- ii 当初は給付で開始したものが、後に貸与に移行している。
- iii 免除・返済猶予の規定が設けられている。

iv 貸付は事業主体の県が行うが、返還事務窓口となっているのは市町村の教育委員会等である。

償還期日到来額（b）に対して85%近くが免除（返済不要）となっており、実際に納付された金額の割合は償還期日到来額（b）の11%となっている。

（4）未収金の状況

過去5年間の年度ごとの未収金の推移は以下のとおりである。

＜過去5年間の未収金残高推移表＞ (単位：千円)

年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
未収金残高	49,031	57,113	64,461	75,783	84,374	
未納者（人）	312	361	351	368	380	
過年度分	対象額	39,120	49,031	57,113	64,461	75,783
	回収額	3,972	5,646	6,381	3,760	2,908
	未収額	35,148	43,385	50,732	60,701	72,825
	回収率	10%	12%	11%	6%	4%
現年度分	調定額	28,629	49,031	32,073	34,793	26,297
	回収額	14,475	20,658	18,344	19,711	15,448
	未収額	13,884	13,728	13,729	15,082	11,499
	回収率	52%	60%	57%	57%	57%

※1 平成19年度以降の過年度分回収率の低下が顕著である。

※2 現年度分の回収率は概ね50%～60%の範囲で推移している。その結果、未納者数、未納金額とも右肩上がり増加している。

（5）債権管理の状況と新たな取組み

- ・当該制度の返還事務は市町村の教育委員会が窓口であり、返還事務に要する経費を支弁するための「返還事務交付金」を交付して徴収の事務費に充ててもらおうよう制度設計してある。当該交付金の交付実績は平成20年度で2,930千円である。
- ・平成21年6月に「奨学資金返還相談マニュアル（案）」を策定し、返還事務が効率的に行えるようにした。
- ・平成21年8月から未納者特別対策を実施し、県の職員と市町村の担当者が協力して未納者を戸別に訪問している。
- ・来年度から特別対策の本格実施のため非常勤職員の増員について予算要求を行った。

2. 監査の結果と意見

(1) 個別の状況把握及び情報の集積の必要性について

平成 20 年度末で未納者の数が 380 人と非常に数が多い。また実際の返還事務は各市町村が行っていることから、未納者の個別の生活状況等については熊本県側が十分把握できていないのが現状である。

【意見】

しかし、債権の中には早期の段階で戸別訪問し、直接支払いの依頼をすれば納付してもらえるケースも少なくなく、未納者の生活状況等を把握して個別対応をとることが望ましいと考える。

今後各市町村の担当者と情報交換を綿密にとることによって、計画的に未収金の回収対応をとることが望まれる。

(2) 回収不能なもの、回収努力のために資源を集中すべき案件の洗出しについて

計画的に回収対応をとることの具体策としては、債権を回収可能性に応じてグルーピングすることが望ましいと考える。これは、未納者数が 380 人と非常に多いことから、すべての未納者に対して同じように時間を掛けていては、適切な対応が取れないためである。

この点については、平成 21 年度中に、未収金の多い 4 市町村に対し、以下のような条件に該当する債務者を抽出し、試行的に特別対策を実施している。

- ①高額未納者（金額が 60 万円を超える程度の者）
- ②5 年以上の長期間にわたる未納者

上記の 2 グループについては、回収可能性の高さという視点での分類ではなく、特別な対応をとる必要のあるものという視点で分類されている。

【意見】

未収金の回収を進めるという視点からは、必ずしも意味のある分類方法ではない。回収可能性という視点からは、滞納してからそう時間が経過していないものの方が回収可能性は高く、早期に訪問等による支払い依頼をする必要がある。

今後、回収可能性という視点でも債権を分類し、計画的、組織的に回収努力をすることが望まれる。

(3) 各市町村への指導強化の必要性について

当該制度は熊本県の制度であり、実際の返還事務は各市町村が事務作業を代行して行っているに過ぎない。このため、特に未収金の回収事務については積極的に実施する意欲がわきにくいようである。

【意見】

各市町村の担当課、首長等に制度への理解を求め、積極的に未収金の回収努力をしてもらうよう指導強化する必要があると考える。

(4) 免除制度の利用の推進について

当該制度の利用者の多くは、所得の面で厳しい状況にある。学校を卒業しても返済がまならない奨学生も多いことから、このような者に配慮し、免除制度が用意されている。

しかし、未収金として残っているものの中には、免除制度が適用可能な状況にあるにも関わらず、これを適用されていないものが散見される。適用していない理由としては、以下のようなものがある。

- ①免除制度は申請を行わないと適用されないことがよく理解されていない
- ②申請の意思はあるが、何らかの理由で免除申請に必要な書類を準備できないでいる

【意見】

上記うち、①については、文書による連絡や各市町村が説明会等を開催して、免除制度について周知しているものの、再三の連絡、相談に応じない等、なかなか理解が進まないようである。調定がなされると未収金として管理する必要が発生し、延滞金の問題も生じることから、できる限り免除制度を利用してもらうよう、より一層の理解を求める必要がある。

(5) 各市町村への回収に対するインセンティブの付与について

現在各市町村が返還事務を代行して実施している。各市町村に対しては、毎年、1市町村当たり29,000円の均等割に、返還者、猶予決定者、免除決定者の実人員1件当たり3,000円を加えた交付金を交付している。個別に加算される交付金は債権の調定段階で交付され、この中にはその後の回収業務に対する報酬の前払い分も含んでいる。

【意見】

未収金の回収については、個別に訪問をする等、非常に時間と労力を要することから、なかなか実施してもらえないのが現状である。そこで、滞留している未収金を回収できたものに対して追加で手数料を支払う等、回収業務に対するインセンティブを与え、回収業務に積極的に取り組んでもらえるよう配慮する必要があると考える。